

砥 部 町 議 会
平 成 1 9 年 第 2 回 定 例 会
会 議 録

平成19年第2回定例会（第1日） 会議録

招集年月日	平成19年6月7日		
招集場所	砥部町議会議事堂		
開 会	平成19年6月7日 午前9時30分 議長宣告		
応招議員	1 番 山口元之 2 番 政岡洋三郎 3 番 西岡章一 4 番 土居美智子 5 番 中村 茂 6 番 西村良彰 7 番 井上洋一 8 番 樋口泰幸 9 番 栗林政伸 10 番 土居英昭 11 番 宮内光久 12 番 大野和博 13 番 中島博志 14 番 田室博志 15 番 平岡文男 16 番 山本典男 17 番 玉井啓補 18 番 三谷喜好		
不応招議員	なし		
出席議員	出席議員は、応招議員の18名		
欠席議員	なし		
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	町 長 中村 剛志 副町長 柳田 稷 収入役 佐川 秀紀 教育長 佐野 弘明 総務課長 明賀 徹 広田支所長 上岡 洋一 企画課長 藤田 正純 監理財政課長 松下 行吉 税務課長 武智 充吉 住民サービス課長 丸本 正和 民生こども課長 正岡 修平 生きがい推進課長 大西 潤 健康づくり課長 相原 宜紀 学校教育課長 松村 昇二 生涯学習課長 大野 哲郎 環境保全課長 日浦 昭二 商工観光課長 相田由紀夫 農林課長 西崎 悟 建設課長 萬代 喜正 下水道課長 東岡 秀樹 水道課長 辻 充則		
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 原 田 公 夫		
会議録署名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。		
議員の指名	18番 三谷喜好君 1番 山口元之君		

平成19年第2回砥部町議会定例会議事日程 第1日

・開 会

・開 議

日程第1 行政報告

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 諸般の報告

日程第5 研修報告

日程第6 一般質問

・散 会

平成19年第2回砥部町議会定例会

平成19年6月7日(木)

午前9時30分開会

○議長(栗林政伸) 現在の出席議員は18人です。定足数に達していますので、平成19年第2回砥部町議会定例会を開会します。本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 行政報告

○議長(栗林政伸) 町長あいさつ及び日程第1行政報告を行ないます。中村町長。

○町長(中村剛志) 6月定例会が開会されるにあたり、一言ごあいさつを申し上げます。野山の緑も深まり、すっかり夏めいてまいりました。議員の皆様には、公私とも何かとお忙しい中、ご出席を賜り、本日から15日までの9日間にわたりまして、ご提案させていただきます議案等について、ご審議を賜ります事に対し心から感謝を申し上げます。

さて、発足当初60%を超えていた安倍内閣の支持率がここに来て急激に下がっているようです。政治資金疑惑の中で、松岡農水大臣の問題や5千万件の年金記録が消えたという社会保険庁の問題などが大きく影響していると思われまます。いよいよ、参議院選挙も後1カ月後に公示を控えて、極めて大切な時期でのこうした事件は、安倍内閣にとりましても、また自民党にとりましても、強い逆風になる恐れがあります。最近の一連の事件や事故で感ずます事は、自由競争社会がもたらす影の部分ではないかと思ひます。競うという事は、必ず、勝ち組、負け組を作ります。しかし、世の中には、頑張っても勝てない人がいます。また、頑張れない人もいます。自由競争は大前提ですが、一部においては、必要な保護、規制がなければ、無秩序な過当競争社会をもたらし、その結果、ルールを逸脱した行為に走り、あつてはならない犯罪に手を染めたり、無理をして事故を起こしたりしてしまうのではないかと思ひます。そのうち安心安全な国「日本」は、神話になるのではないかと懸念しています。改めて、我が国の伝統である倫理道徳を大切にす教育の復活が必要であります。そして、体の健康づくりと並行しながら、心の健康づくりにも、一層取り組んでいかなければならないと痛感しているところであります。

さて、今定例会におきましては、補正予算に関する議案4件、条例の一部改正等の議案26件、人事案件3件、報告・承認案件7件、合わせて40件に及ぶ事案のご審議をお願い申し上げます。議案等の内容につきましては、別途詳細にご説明申し上げますので、ご審議賜り、ご議決・ご承認を賜りますようお願い申し上げます。なお、行政報告は、この後副町長が行いますのでよろしくようお願い申し上げます。以上、簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長(栗林政伸) 柳田副町長。

○副町長(柳田稷) それでは、私の方から3月定例会以後の行政の概要について、ご報告をさせていただきます。なお、お手元に行政報告の内容をまとめたものを、3枚になったものをお配りさせていただいております。それをご覧いただいたらと思ひます。

まず、工事関係の発注及び進捗状況でございますが、公共下水道事業の砥部中央幹線管渠敷設工事につきましては、予定通り順調に工事が進んでおりまして、5月末現在で、第1工区は、全長500mのうち、約200mが完了し、進捗率は39パーセントでございます。第2工区につきましては、推進工事の発信立坑を築造しているところでございます。また、浄化センター建設工事につきましては、5月30日砥部町公共下水道根幹的施設建設工事委託の基本協定の仮協定を下水道事業団と締結いたしました。老朽化しておりました公営住宅重光団地の解体工事につきましては、有限会社大野組が525万円で落札し、4月19日に着工、6月末の完成を目指しております。麻生小学校体育館の耐震補強等整備工事につきましては、設計業務を指名競争入札により409万5千円で株式会社四国建築設計事務所と契約し、設計書が完成しております。その工事につきましては、6月5日一般競争入札を執行し、堀田建設株式会社松山支店が、税込み1億332万円で最低応札業者でございました。この金額は、調査基準価格を下回っているため、低入札価格調査を行っており、その結果、適正に履行されると認められた場合は、本定例会最終日に契約締結のご議決をお願いする事としております。なお、本工事の入札参加業者は8社で、予定価格に対する応札率は78.1%でございます。次に、監理財政課が執行しました平成19年度の入札の状況でございますが、19年度は、建設業者の格付や、有資格者名簿の公表などによって、透明性の高い適正な入札が執行されるよう改善に努めているところでございます。そうしたなか、今年度5月末までに、実施しました入札は36件でございます。その設計総額は、1億4,186万円、契約総額は、1億1,441万円で、設計金額に対する落札率は、80.6%になっております。

次に2ページになりますが、3月定例会におきましてご議決いただきました砥部町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例に伴うゴミ有料化の準備状況につきましては、指定ゴミ袋の作成及びゴミ袋保管倉庫の改修は完了しております。周知関係のパンフレット作成につきましても、間もなく完了する予定でございます。なお、住民説明会は、各区と日程調整を行いまして、6月30日から8月10日までの間で実施し、住民の皆様のご理解とご協力をお願いしてまいりたいと考えております。

今年、第24回を迎えました「砥部焼まつり」は、砥部町総合公園を主会場に、4月21・22日の2日間開催され、県内外からおおよそ10万人の皆様にご来場いただきました。大即売会には、約100軒の窯元から10万点の砥部焼が出品されました。その他、砥部焼新作展、絵付体験コーナー、物産即売会、チャリティオークションなど多彩な催しが開催されました。また、昨年から実施しております前夜祭を4月20日に開催し、陶工によるロクロ実演や砥部中学校生徒の琴の演奏を行いました。特に、うどんやイノシシ鍋を食べた食器がプレゼントされる屋台テントには、オープン早々長蛇の列ができるなど、前夜祭も定着しつつあります。

既に、テレビでご覧いただいておりますが、サザエさんのオープニングに、4月から9月までの6カ月間、計27回、松山市、今治市、砥部町を紹介するアニメ映像が放映されております。砥部町の観光PRに大きく貢献するものと期待しております。

次に、今年4月から、松山市、東温市、そして砥部町の3市町で観光客の誘致や滞在型

観光を推進するため広域観光連携推進協議会を設立しております。当協議会では、3市町の回遊や滞在型、体験型の観光事業を促進するため、回遊ルート作りやホームページなどによって全国へ情報発信を行ってまいりたいと予定しております。

次に、農林課関係の事業についてですが、4月15日、道の駅ひろたをメイン会場として開催したひろた山菜まつりでは、山菜、加工品、湯だめうどんなどの販売を行い、約1,200人の皆様にご来場いただきました。

また、恒例になっております稚魚放流につきましては、重信川漁協によりアメノウオの稚魚1万匹が5月8日つづら川に放流され、5月18日には、同漁協によるアユの稚魚2万匹が砥部川に放流されました。また、肱川漁協により5月23日、アユの稚魚5千匹が玉谷川に放流されました。

次に、町単独土地改良事業につきましては、12件の補助金交付承認を行っております。早期完成を目指しております。

松山南部農免二期地区の事業計画書作成業務を、随意契約として県土地改良事業団体連合会に136万5千円で委託しております。

次に、3ページの教育関係事業についてでございますが、平成19年度の学級編制につきましては、小学校で児童数が対前年比32名減少しております。そして、全体で1,231名、学級数では、玉谷小学校が1学級減少しております。中学校では、生徒数が22名減少し、643名となっております。学級数は、砥部中学校において、通常学級が1学級減少し、特別支援学級が1学級増加をしております。また、中学校の統合につきましては、3月27日に統合検討委員会から、「平成21年4月1日が望ましい」という答申を受けておりますので、これを尊重しながら、準備を進めてまいります。

学校の音楽振興と児童生徒の情操教育に役立ててほしいとのご厚意で池川清宏様、博士様からご寄付をいただいております800万円につきましては、ご意思に沿うため、早速、各学校へ楽器を配備させていただき、お二人には感謝状をお贈りさせていただきました。なお、池川清宏様には、紺綬褒章受賞の準備を進めておりましたけれど、2月4日ご逝去されましたので、ご子息の博士様への遺族追賞に変更して申請をしております。

広報とべ6月号にも紹介させていただいておりますが、このたび、砥部町立図書館が子どもの読書活動優秀実践図書館として、文部科学大臣表彰を受けました。図書館司書が、各学校に出向いて実施しているブックトーク活動が高く評価されたもので、これを契機に、今後も、関係機関や団体との情報交換を積極的に行い連携しながら子どもの読書活動推進に努めてまいります。以上、行政の概要についての報告を終わらせていただきます。

○議長（栗林政伸） 行政報告を終わります。

~~~~~

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（栗林政伸） 日程第2会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、18番三谷喜好君、1番山口元之君を指名します。

日程第3 会期の決定

○議長（栗林政伸） 日程第3会期の決定についてを議題とします。

おはかりします。本定例会の会期は、去る5月30日開催の議会運営委員会において、本日から15日までの9日間とする事に決定しました。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって会期は、本日から6月15日までの9日間に決定しました。

日程第4 諸般の報告

○議長（栗林政伸） 日程第4諸般の報告を行います。

まず、地方自治法第121条の規定により、町長以下関係者の出席を求めましたので、ご報告します。

次に、監査委員より、4月末現在までの例月現金出納検査について良好であった旨の報告がありました。また、平成18年度に実施した公共下水道工事に係る一般競争入札の執行状況及び砥部町峡の館の指定管理状況について定期監査を行い、いずれも適正に処理されており、一般競争入札については、談合防止や工事費の削減に、砥部町峡の館の指定管理状況については、売り上げの増加等に効果が見られたとの報告がありました。

次に、本日までに受理しました請願及び陳情は、お手元に配りました請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しました。委員会の審査報告は、6月15日の本会議でお願いします。

次に、閉会中の5月23日から25日に内子町で開催された第15回環境自治体会議うちこ会議に、井上洋一議員、土居美智子議員の2名を、砥部町会議規則第119条の規定により派遣しております。これで、諸般の報告を終わります。

日程第5 研修報告

○議長（栗林政伸） 日程第5 研修報告を行います。厚生常任委員長の報告を求めます。土居美智子委員長。

○厚生常任委員長（土居美智子） おはようございます。去る4月11日から13日までの3日間、私たち厚生常任委員会6名は、災害発生時における災害弱者といわれる高齢者・乳幼児・子どもたち・障害者等に対しどのような準備、心構えが必要か、自主防災組織は、果たして必要なのか、また、それは有能に機能するのかなど、素朴な疑問を持って視察に行っていました。ここにご報告を申し上げます。親子3人が車の中に閉じ込められたまま崩壊した土砂に埋まり、余震の中レスキュー隊による救援活動の放映、全村民の避難となった山古志村、当時ですが、脱線した新幹線「とき325号」のこれもまた余震の中での撤去作業。どれも昨日のように思い出す事ができると思います。その中越地震で大き

な災害に立ち向かわれた新潟県小千谷市社会福祉協議会と長岡市役所。また、国民医療、老人医療の動向、生活習慣病など健康管理に対する国の動きについて厚生労働省健康局において2つの部門を尋ねてまいりました。災害については、事前に4項目の同じ質問を両方に送らせていただきました。最初の訪問地小千谷市社会福祉協議会では、災害当時の写真スライドで長岡市もDVDによる映像を見ながら、説明を受けました。小千谷市においては、震災写真集リメンバー10.23を、また、長岡市では中越大震災を発行。「ただ単なる記録誌ではなく、これらによってより多くの他の自治体が地震の体験を広く知ってもらう事で、今後の災害における自治体の苦痛を軽減する事が私の義務だと考えたからだ。」と前書きに記されております。「リメンバー」は直訳すると「覚えている、忘れずになににする。」ですが、この写真集では、「忘れない。」と書かれています。写真集を1冊と中越大震災は全員にいただきました。展示しておきますので、後でご覧になってください。本当に立派な本をいただいて帰っておりますので、参考にご覧になってください。説明質疑応答の中で特に気になった事柄について報告させていただきます。反省点といたしましては、ケアマネジャーとの横のつながりがバラバラであった事。職員にマニュアルは事前に配布されていましたが、十分に理解ができていなく、集合がまちまちであった事。この事により、予想以上の人手不足が生じました。もちろん道路の寸断等で来る事ができなかった事もそれに加担しております。課題として、気を付ける事として、仮設住宅でのデイサービス機能の充実、エコノミー症候群、また、個人でできる事として家屋の耐震強化、いわゆる耐震診断を行う事、家財の倒壊防止、ガスメーターによるマイコンメーターを使用。これは、住民の防火意識が非常に強く、長岡市、小千谷市両方におきましても、震災による火災は非常に少なかったと報告されております。履物、これは枕元に準備をするという事で、外に出るのには素足では絶対に出れないという事ですから、新しい履物を常に枕元に準備をしておくという事でございました。一番気になるライフラインの復旧は、一番に電気、二番はガス、最後に下水道でした。長岡市では、バキュームカーを494台必要としたと話されました。生活水については、意外と早く救援が開始されるとの事です。厚生労働省におきましては、健康局総務課生活習慣病対策室長補佐により、平成20年度より施行予定の生活習慣病対策についてお伺いしました。過食と運動不足による肥満によるリスクの改善に向け、保健指導の強化、これは健康診断による要保健指導となった人に対する後追い支援を積極的に行い、ポイント数に換算して評価するという保健指導プログラムの説明を受けました。指導保険員の増員が見込まれると思います。目的は、医療費の適正化です。午後より国民健康保険中央会審議役矢野様のお話をお伺いしました。人口の推移と医療費の問題で、平成19年と37年の人口構成の変化を見ますと、人口総数は減少していますが、75歳以上の人口は、800万人も増加し、それに併せて75歳以上の老人保健分での医療費は、11.1兆円から30兆円に膨らんでいます。医療費制度を改革されても25兆円と推計しています。生活習慣病対策に力を入れ、ハイリスクグループの個別的保健指導の強化を目標としています。キャッチフレーズは、「一に運動、二に食事、しっかり禁煙、最後に薬」です。長くなりましたが、この2泊3日の視察が、非常に実りの大きい研修であり、全員が大満足でした。今回お伺いさせていただきましたそれ

それぞれの所で整理された資料を持って、私たちを迎え入れていただきました事に、大変感謝をしております。私たちもいただいた資料を無駄にしないよう、役立つ資料として整理したいとの意気込みです。もう少し時間をください。最後に皆様の肥満度を計算する式を申し上げたいと思いますので、ご自分で計算してみてください。例えば、身長が1m70cmの方、体重が60kg、その方の計算式は、体重の60÷身長、これはメートルで計算しますので、1.70掛ける1.70で計算します。体重÷身長の二乗という事です。値が22以下の方は、肥満なし。25以上で肥満。23、24の方は肥満予備軍です。これをBIMといいます。もしこれが25以上の方は、今回のハイリスクグループの中に加わるという事になると思います。以上で厚生常任委員会の視察研修の報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（栗林政伸） これで研修報告を終わります。

~~~~~

## 日程第6 一般質問

○議長（栗林政伸） 日程第6一般質問を行います。質問回数・質問時間は従来通り制限しておりますので、要点を簡潔に要領よくまとめて質問されますよう、議員各位のご協力をお願いします。それでは、質問を許します。13番中島博志君。

○13番（中島博志） 議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。まず最初に、愛媛県後期高齢者医療制度についてを質問させていただきます。75歳以上を対象に2008年度から始まる後期高齢者医療制度は、高齢化の進展に伴う医療費増大を背景にした国の医療制度改革の一環である事は、ご承知のとおりです。本年2月に県から設立許可を受け、国保連合会内に広域連合事務所を設置したと聞いていますが、広域連合の処理する事務は、被保険者の資格や保険料の決定、医療給付、保険事業など住民に直接係わる重要な問題です。今後の問題として処理される保険事業計画等について、20市町の各議会の事前論議を経て、審議一致した中で広域連合での制度確立とするのかお尋ねします。また低所得者への軽減、滞納者への制裁措置はあるのか。保険料の決定時期はいつ頃か。介護保険料や医療保険料など社会保障費の負担が増えるなか、更に高齢者の方々に保険料の負担を求めていく事となりますが、今後どのように周知啓発を行ない、住民の理解を求めていくのかお伺いいたします。

次に、福祉施設適正評価システムについてお尋ねします。今日、福祉施設での虐待・セクハラ等の不祥事は、日常的にマスコミ等で報道されていますが、とかく福祉施設での閉鎖性や密室性が大きな要因であるとも指摘されています。介護保険制度や支援費制度の導入にみられるように、福祉サービスは従来の措置制度から、利用者が自らの意思で、サービス内容や事業者を選択し、契約利用する制度へと移行しています。様々な事業者が行う福祉サービスの内容や質を相互に比較可能な情報として情報提供する事を通して、サービスの質の改善に向けた事業者の取組みも活発化する事が期待される事から、全国的に福祉サービス第三者評価制度導入が全国的に図られています。本町においての評価制度への取組状況及び考え方をお伺いします。また、福祉サービス提供主体に対する運営監督の要素

であります指導検査・運営検査はどの様な体制で、どのように実施されているのかお尋ねします。

次に、消防救急無線広域化・デジタル化についてを質問させていただきます。国は消防組織法の改正に当たり管轄人口30万人以上の規模を一つの目安として全国消防本部の広域化を進めようとしています。愛媛県内においては、それぞれの消防本部または地域事情の中で、慎重な考え方や対応は理解できるものと推測します。そういうなかで、消防救急無線につきましては、電波法関係審査基準の一部改正により、現在のアナログ無線は、平成28年度までにデジタル無線への移行が義務付けられています。国が示す広域的デジタル化の整備については、経費負担の軽減や大規模災害における広域的連携がスムーズに行われると考えますが、本町の将来に向けた広域デジタル化、共同化への考え方をお伺いします。以上、3点についてお尋ねします。

○議長（栗林政伸） 中村町長。

○町長（中村剛志） ただ今の中島議員さんのご質問にお答えをいたします。まず、始めに、愛媛県後期高齢者医療広域制度についてのご質問でございます。まず、1点目の、広域連合の制度確立が、各市町議会の事前論議を経て行われるのかという事でございます。広域連合は、ご存知のとおり、地方自治法に基づく特別地方公共団体であり、その運営に当たっては、構成市町が十分に連絡調整を行い、合意形成を図りながら事務を進める事になっております。また、広域連合規約に基づき、「広域連合議会の議員は、関係市町の長若しくは副市町長又は議会の議員のうちから各関係市町の議会において選挙で選ばれる。」このようになっておりますので、関係市町議会の意思が反映されるというふうに思っております。2点目の、低所得者への軽減、滞納者への制裁措置につきましては、国民健康保険と同様に、世帯の所得水準に応じて、被保険者均等割については、7割、5割、2割の減額措置を受ける事ができるものとなる方向で検討をされております。また滞納者につきましては、国民健康保険と同様に、通常の保険証に代えて短期被保険者証や資格証明書を発行できるようになっております。3点目の保険料の決定時期につきましては、8月頃に保険料の算定準備を整え、11月に開催予定の広域連合議会におきまして、保険料条例の制定を行い、保険料率を決定する予定でございます。4点目の制度の周知啓発につきましては、各市町が個別に対応するのではなく、広域連合として、官公庁や医療機関等へ啓発用パンフレットの配布やホームページでの啓発など、統一かつ効果的な手法により、幅広く住民に情報が行き渡るような広報活動が必要であると考えておりますので、適切に行っていききたいというふうに思っております。

次に、福祉施設適正評価システムについてのご質問ですが、まず、評価制度の取組みと考え方につきましては、社会福祉事業の経営者が、福祉サービス第三者評価を受ける事は、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置の一環であります。評価制度には、各事業所自らが現状を多角的に分析して問題点を発見し、質の向上のための評価を行なう自己評価、そしてまた、外部の第三者による客観的な観点からより精度の高い評価を行なう第三者評価があります。愛媛県では、この第三者評価事業を平成19年度から実施する予定になっております。なお、特別養護老人ホームにつきましては、この福

祉サービス第三者評価の受審は義務ではなく任意となっておりますが、グループホームにつきましては、少なくとも年に1回、愛媛県が選定した評価機関での実施及び結果の公表が義務付けられております。現在、砥部町においてこのサービス評価を受ける対象施設として、認知症高齢者グループホームが5箇所あります。全事業所ともに毎年実施しており、その評価結果も公開されております。

次に、福祉サービス提供施設主体に対する指導検査・運営検査につきましては、特別養護老人ホームに対する指導及び監査については、厚生労働省から今後の指導監査等のあり方が示された事に伴い、愛媛県においても実施要綱を全部改正し、平成19年度から新しい指導・監査体制により推進する事となりました。一方、グループホームについては、事業所の指定及び指導監督は、地域密着型サービスとして町が実施する事となり、現在、グループホーム5箇所については、2カ月に1回開催される「運営推進会議」において事業者に必要な助言等を行っています。運営推進会議というのを行って、その時に助言を行っているという事でございます。

そして、最後の質問でございました消防救急無線広域化・デジタル化についてのご質問でございますが、消防の広域化につきましては、愛媛県が消防組織法に基づく基本指針により、平成19年度中に「自主的な市町村の消防の広域化の推進及び広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する計画」を定める事になっております。そして、この計画策定後5年以内を目途に、広域化を実現する事とされております。一方、消防救急無線のデジタル化及び広域化・共同化については、平成28年5月までに既存施設の更新時期を踏まえた最適な時期に実施する事とされておりますので、両者のスケジュールは概ね重なるようになっております。愛媛県におきましては、昨年11月17日に20市町の長及び14の消防本部の消防長を委員とする「愛媛県消防広域化及び消防救急無線の広域化・共同化等検討協議会」を開催して、検討を進めているところであります。今後は、災害の多様化・大規模化、住民ニーズの変化などに的確に対応するため、望ましい消防の体制の整備について、協議会の中で十分に議論を重ね検討してまいりたいと思っております。以上で、中島議員さんのご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（栗林政伸） 中島博志君。

○13番（中島博志） 再質問をさせていただきます。後期高齢者制度の中で、これまで、被扶養者として保険料を負担してこなかった、それらの方々に対しまして、制度上どのような取り扱いになるのかお尋ねいたします。また、福祉適正化評価についての再質問ですが、ご承知のように、砥部町地域包括支援センターが今年4月に運用開始されました。砥部町において、指定密着型施設サービスとして、認知対応型通所介護施設、民家三角の家が1件指定されたところがございますが、現在、介護老人特定認知共同小規模多機能等、各民間の介護施設が運用されておりますが、特に町内においての、認知対応型共同生活介護施設において、運営サービス、これらの情報開示が十分とはいえない状況と思われま。地域密着型サービス事業において、事業所が所在する市町村の所管職員、また地域包括支援センターの職員が地域住民代表、民生委員等が構成する運営推進会議を設置する事となっておりますが、概ね先ほど言われましたように、2カ月に1回以上の推進会議を開く事

となっておりますが、現在砥部町において、5つの事業所が認知対応型共同生活施設を運用されておりますが、これらの施設において昨年、18年度における運営推進会議の開催は、各施設ごとに何回開催されたのか、またその際の情報提供表の公表、開示にあってはどのような取り扱いをされているのかお尋ねします。

○議長（栗林政伸） 中村町長。

○町長（中村剛志） 中島議員さんの再質問の後期高齢者の件と、グループホーム等の運営推進会議の回数については担当の課長の方より答弁をさせていただきますのでよろしくお願いたします。

○議長（栗林政伸） 丸本住民サービス課長。

○住民サービス課長（丸本正和） 失礼をいたします。それではただ今の中島議員さんの後期高齢者医療制度に關しましての再質問にお答えをさせていただきます。この制度に關しましては、今後の検討によって定められる政令、省令など多くございまして、今のところご質問の保険料などに関して定められるという国の基準がまだ示されていないというところがございますので、確定したものではありませんが、お尋ねの被養者保険の被扶養者としてこれまで保険料負担のなかった方につきましては、後期高齢者の医療制度に加入した時から2年間は被保険者の均等割保険料を5割軽減するという激変緩和の措置がとられるという方向で検討がされているというようでございます。なお詳細な取り扱いにつきましては、今後定められます政令の基準に従いまして、愛媛県の後期高齢者医療広域連合が条例で定めるという事になってございますのでご理解のほどよろしくお願いたしたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（栗林政伸） 大西生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（大西潤） 中島議員さんのご質問にお答えいたします。グループホームの関係でございますが、これに関する運営推進会議の開催についてでございますが、現在砥部町にはグループホームが5つございます。高尾田にございます「グループホームさくら」、原町「グループホームおきた」、北川毛「グループホームすまいる」、高市「グループホームぽかぽか」、同じく原町の「ぐるうぷほーむ砥辺」と5箇所ございますが、この5箇所につきましては、現在2カ月に1回定期的に推進会議が開催されております。したがいまして、年6回という事で、5事業所ございまして全部合わせて30回の推進会議が開催されております。そして公開の事につきましては、これにつきましては、地域密着型サービス事業者、いわゆるグループホームが利用者、このグループホームを利用する利用者、そして町の職員、地域住民の代表者と、これ区長さんでございますが、そして利用者の家族、民生委員さん、そしてグループホームの職員、そして居宅のケアマネージャー、ほかのグループホームの職員等を交えまして、この開催に臨んでおります。この会議の内容につきましては、グループホームにおける運営状況そして、サービス提供の方針、日々の活動内容、そして入居者の状態等についてこれらを中心に報告しあいまして、ただ今申し上げましたメンバーの会議の参加者により、質問や意見を受けまして運営に配慮していくための関係の会議となっております。以上でございます。

○議長（栗林政伸） 中島博志君。

○13番（中島博志） 愛媛県高齢者医療広域制度においては、新制度運用開始まであと10カ月余りではありますが、今回の制度は大きな制度改革でありまして、今後円滑な保険運営を行っていくためには、住民への情報提供が重要であると考えます。広域連合との連携を図りながら、住民への積極的な周知啓発を進めていただきますようお願いいたします。また、福祉施設評価システムについては、単に運営推進会議を拡大解釈した形で自己評価、また外部評価システムも義務付けチェックシート形式で評価し、利用者や、利用者家族または住民に、情報を公開する事が閉鎖性、密室性を払拭する事につながるのではないかと考えます。町として、評価制度と情報公開のシステムの確立を強くお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（栗林政伸） 中島博志君の質問を終わります。ここで暫く休憩します。再開は10時30分の予定です。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時28分

○議長（栗林政伸） 再開します。17番、玉井啓補君。

○17番（玉井啓補） 17番玉井でございます。財政問題及び公共下水道についてお尋ねいたします。まず議員の皆さまには、私の病気入院に際して、ご心配やご迷惑をおかけしました事をお詫び申し上げますとともに、今後も引き続き、ご迷惑をおかけすると思っておりますが、よろしくお願いを申し上げます。

今、住民の中で、2つの話題があります。1つは砥部町庁舎内の空気が明るくなっているようだ。以前はたばこの煙と、人がざわざわした感じであったが空気が澄んでいるし、職員も立ち話もなく、あいさつが良くでき、事務に従事しており応対も親切であると、以前と違ってきたと評価されております。サービス業を建前に住民の生活と福祉を守るために今後とも頑張っていたきたいと思っております。そして、傍聴席で聞いていると、どうも質問と答弁が噛み合わないのが理解しにくいとの事でしたので、再度質問いたします。一方、下水道処理事業は必要なく、当面の問題に目を向けないと、間違いなく第2の夕張市になる可能性は払拭できませんと、私に投書がありました。私は住民の声を町政に反映し、議会で必ず発言しますとの公約を掲げていますから、原文のまま申し上げます。現在の集落排水処理、これは合併浄化槽と思いますが、特別問題はないはずですが明快な理由があれば、当然住民を納得さす理由、例えば下記の件、明解に提示する必要があります。いろいろ話を聞くとところによれば、さらに砥部川を浄化するためとの事と認識しておりますが下記の件、一度議題にして追求してみてくださいとの投書がありました。

1点目は、今後30年間に必要な建設資金及び償還方法、地方債の発行は絶対すべきではない。おそらく経済状況は、天変地異等により悪化している。財政の収入を見込んでの償還は不可能に近くなる可能性が高い。2点目、排水処理の増加割合と排水汚濁防止法をクリアできない理由を数値で提示。3点目、費用対効果つまり建設を推進した場合の住民の経済的効果の試算提示。4点目、建設完了時を前提としたランニングコストの提示。4

の①維持運営人件費、同じく②汚泥処理費用所内で焼却処理する場合の燃料費。例えば重油50から60、70、80の1時間の数値。③電力消費料金。④年別の保守メンテ費用。⑤薬品等の処理費。公共下水道の問題は、幾度か一般質問しておりますので、詳しくは申し上げますが、町民からの質問がありましたので、以上の件、私が町民に説明出来るように、詳しく町長及び担当課のご所見をお伺いいたします。

次に、再度ごみ有料化についてお尋ねいたします。2005年の6月議会の一般質問と産業建設委員会において、平成18年度か19年度の4月からこれまでの平均1枚10円だったごみ袋を50円に値上げする計画だと。そしてスーパーのレジ袋でのゴミ出しを禁止する方向との提案がありました。公共下水道問題と合わせて、2年前の選挙期間中に、その事を街宣宣伝して回った時、老人の家庭は負担が大変だ、なぜスーパーのごみ袋はいけないのか説明をして欲しいとの問題点が数多く出されました。そして昨年12月議会の議員協議会で、ごみの値上げ問題の提案があり、平成19年10月より有料化を実施しますとの説明がありました。値上げの説明は、各地区を回り、説明をするとの事でしたが、3月議会では7月からの説明であるとの答弁でしたが、うやむやな内に、3月議会で値上げを採択されました。値上げを決め、説明に回るというような行政の説明責任を放棄したものと云わざるを得ません。愛媛新聞5月2日、15日のごみ問題の記事が出ております。その記事によると、RDF施設の耐久年数は約15年。町はごみ処理について他市町村との広域化を模索しながらRDF化を続けていくかどうか、5年以内には結論を出さないといけない。10月には砥部地区で指定ごみ袋が有料化される。市民生活を営む以上、ごみ排出の経費負担は表裏一体、町はRDFをめぐる契約変更を機に、町民が見える形で議論を深める必要があると思います。そこでお尋ねします。広報とべ4月号には、1点目、ごみの減量とリサイクルの推進。有料化をするとごみ処理費用が明確化でき、排出する人の責任が明確になる。ごみを排出する一人一人が、出来るだけごみになりにくい製品を購入する。今あるものを長く使う。資源物をごみにしないよう分別を徹底する等の意識を高める。2点目、ごみ処理費の負担の公平化。ごみの減量化やリサイクルに積極的に取り組む人、無関心な人、排出に応じて費用を負担する事は、減量化に対する努力が反映され、負担の公平化が図られる。3点目、適正処理費用の確保。手数料や、ごみ処理のための費用に充てる事が出来る。ごみの減量化のための施策や事業を有効に活用する事が出来るための減量化を進める事が出来ます。広報とべ4月号は、有料化にすると、ごみ減量化が進められるとの事ですが、この件について詳しくご説明を、ご答弁をお願いします。次に、さっき選挙の時にも言いました、ごみ袋の、指定ごみ袋。レジ袋は11月以降、新しい指定袋しか使用できません。以上、これも含めて4点の理由を、明確に分かりやすく説明を願います。再度申し上げますが、有料化の先行としては、ごみの安定的減量化は成功していません。むしろ有料化の半面で、市内外の海、山林、農地等で、不法投棄が多発し、自家焼却に伴う近隣トラブル、煙害の苦情などが多発させています。そこで行政は、問題に関わる情報を積極的に公開、開示する責任があります。市町村がごみ問題の解決を一手に引き受ける事は不可能です。解決できると考えるならば、大変な思い違いではないか。ごみ問題についてあらゆる情報を開示し、学習を期待し、判断を促し、その一方解決につなが

る市民要求を集約、組織し、調整にあたるという任務、課題が市町村には期待されます。申すまでもなく、これまでの税で賄われる費用負担費は、事業経費の間接的負担であるという事実になります。ごみの収集、処理、処分の事業はこれまででも有料でありましたし、無料であったような誤解をあたえるような最近の有料化論は、明らかに事実誤認があるし、市民を惑わす極めて危険な世論調査と言わざるをえません。以上、お尋ねいたします。町長及び担当課の分かりやすい答弁、ご所見をお伺いいたします。

○議長（栗林政伸） 中村町長。

○砥部町長（中村剛志） 玉井議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。先ほどは、職員並びに役場に対して、大変ありがたいお言葉を頂きました。ありがとうございます。役場もやはり町民の皆さまのための役場であるという事は、基本でございますのでこれからも皆で明るい役場、そしてまた皆さんの役に立つ役場にしていきたいというふうに思っております。こういう席でお褒めをいただいた事は、役場の職員にとっても励みになると思います。そしてまた答弁の行き違い、食い違いが多いという事をご指摘いただきました。私も再度また一生懸命勉強させていただいて、玉井議員さんのおっしゃられる事、それをもっと理解をしてこれからお答えをしていきたいというふうに思います。また今日も、一部行き違う点があるかもしれませんが、またご指摘をいただきまして答弁をさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

それではまず、下水道の問題でございます。この下水道というのはいつも申し上げておりますように、安全、環境、暮らしの3本柱の役割を担っているとされておりまして、住民の快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全を図っていくために必要不可欠な施設であります。この事業の推進につきましては、議会の皆様方といろいろ協議を重ね、国の事業認可をいただき事業着手したものでございますので、立派にやりとげなければならないと考えております。現在、幹線管渠の敷設工事を始めており、本年度後半からは浄化センターの建設工事に着手する事になっております。事業推進に当たりましては、いつも申し上げておりますとおり、できる限り町財政に負担がかからないよう徹底した合理化やコスト縮減に務め、下水道事業の効率的かつ経済的な運営に取り組んでいきたいというふうに思っております。詳しくはまた、ご質問の詳細につきましては、担当課長の方より答弁をさせていただきます。それと私、今、玉井議員さんからご質問いただいて費用対効果という問題でございます。これは我々民間の会社の時は、必ず費用対効果、これを考えて会社を運営してまいりました。そんななかで、役所というのは費用対効果だけではいけない、やはり住民の生活の安全、そしてまた環境、そういうものをやはり考えていかなければならない。費用対効果だけでは計れないものがあるのではないかな、それが行政であるような気もいたします。そしてまたご質問いただいて、いろいろな維持費の、人件費とかその他、それから皆さんもご心配いただいております、第二の夕張市になるのではないかなというような事も言われておる、間違いなくという事も言われておるわけですが、私共は、一番気にしているのは財政の問題でございますので、その点につきましてはいつもチェックをしております。会社であれば当然倒産という事もありますし、そういう事になってはとて皆さんにご迷惑をかける事ですので、財政は健全でありたいという事を、いつも私

も年頭において今、行政を進めさせていただいております。また皆さん方にも、ご協力、またご辛抱をいただいているところでございます。そういう事で、第二の夕張市には絶対ならないという信念を持ってこれからも行政にあたっていきたいというふうに思っております。

次に、ごみ有料化についてのご質問でございますが、国の方針、県内のほかの市町の動向等、いろんなごみ処理をどういうふうに行っているかを、状況を見させていただいたり、そしてそれを勉強させていただいた上で、ごみの有料化というのを進めているわけでございます。砥部町の行財政改革大綱及び行財政集中改革プランにおいて、町の施策として明記をさせていただいたわけでございます。そしてまた3月議会に、ごみ有料化に関する条例の改正案と関係予算案を提出させていただき、原案のとおり議決いただきまして、10月からの有料化が決定したわけでございます。行政報告でも先ほど副町長の方から申し上げましたが、現在有料化に向け、住民説明会、指定ごみ袋販売店の募集等の準備を進めております。そしてまた、RDFの問題でございますが、これにつきましても今、稼働をしているわけでございますので、作ったこのRDFが良いか悪いかという論議はもう過去のものであると思います。そういう事で、このRDFを使っていかにコスト削減をしていくか、どこかで使えないかという事、これが今は大切な時期ではないかと思っております。そういう事で、ごみ固形燃料化施設、これは従来通り安定操業をして、そして適正な維持管理をしていかなければならないというふうに思っております。そして逆有償となっているRDFの利用先、これについてはもっともっと検討をして、また依頼をして、新たな利用先を見つけていかなければなりません。しかし、現在のところではなかなかそれが見つからない、使ってくれる所がないという事でございますので、その場合はやはり現在の契約を更新せざるを得ないというふうに思っております。そしてまたこのRDFを今後、発電所とか四国電力さんとか、三浦のボイラーさんとか、いろんなところに私共も利用できないかという事でアプローチをしていきたいというふうに思っております。それと次に、ごみの処理手数料で、通年ベースで4千万円の収入を見込んでおります。これも皆さん方がやはり意識を持っていただければ、この4千万円が3千万円になるかもしれませんし、それも少なくなるという事も一つの成果が上がった事ではないかと思っております。そういう事で皆さん方の意識を高めていただいて、ごみ有料化であっても住民の皆様のご負担が少なく、出来るだけ少ない範囲で収まるという事が、私は必要ではないかと思っております。そのためには、住民の皆さまにもよくご説明をして、趣旨や制度の内容をご理解していただくように努めて参りたいというふうに思っております。そういう事で、これからのごみの有料化問題も、町としても大きな問題でございます。皆様方のご協力を得て、町民の皆さまにもご理解をいただくようにしていきたいというふうに思っております。有料化というのも、これは先ほど申しましたように、既にご議決をいただいている案件でございますので、再度考え直すというような事もございませんし、それを町民の皆さまに詳しく説明をして、実施をしていきたいというふうに考えております。以上で、玉井議員さんのご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（栗林政伸） 東岡下水道課長



○下水道課長（東岡秀樹） 玉井議員さんの、下水道に関する財政問題についてのご質問にお答えをさせていただきます。まず1点目の下水道事業の建設費及びその償還方法でございますが、本町の下水道財政計画におきましては、第5次下水道財政研究委員会の提言に基づきまして、今日まで何度もご説明をさせていただいておりますように整備期間の30年と起債償還の30年の60年間で、総収入と総支出の均衡がほぼ図れるというふうな計画を立案しているものでありまして、今後、適正な受益者負担金と下水道使用料を設定いたしまして、下水道財政の健全化に努めてまいりたいと考えておるものでございます。

第2点目の、水質汚濁防止法をクリアできない理由ですが、重信川には  $BOD 2 \text{ mg} / \ell$  以下という水質環境基準値が定められています。さらに、重信川には下水道事業の上位計画でございます重信川流域別下水道整備総合計画が策定されておりまして、この計画の中で本町が環境基準値をクリアするためには、公共下水道を集合処理による1処理区1処理場とし、さらに高度処理をしなければならない事となっております。これに基づきまして公共下水道事業の推進を図る事としているものです。松山市また東温市におきましてもこの流総計画に基づいて事業推進をされているところでございます。3点目の直接的な住民への経済効果についてでございますが、一般的な経済波及効果につきましては、第8次下水道整備7ヵ年計画の投資効果が国から示されております。計画設計、管渠工事、浄化センター等の建設工事で約23兆7千億円。維持管理関係や下水道の利用者等で約11兆8千億円。合計で約35兆5千億円の経済波及効果があると示されております。住民への経済効果として一般論で申し上げますと、下水道法第1条にも規定してありますとおり、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、公共用水域の水質保全に資する事であるというふうに認識しています。また、平成10年度から公共事業の実施にあたりましては、新規事業採択時制度が導入されておりまして、下水道事業に着手する場合は、浄化槽より経済的であるという事が国庫補助要件に加っておりまして、本町もこの補助要件が満たされるかどうかの調査を実施しているものでございます。具体的に申し上げますと、現在価値法による費用効果分析を単独浄化槽、合併浄化槽それぞれで行いまして、いずれも費用便益比が1を上回る場合、下水道整備は投資効果がある施設とされているものでございまして、本町もこの費用便益比が1以上となっております。下水道が有利であると判断されたものでございます。また、事業着手の10年後にこの再評価を実施しなければならない事となっております。4点目のランニングコストの提示でございますが、下水道全体計画の中で浄化センター及び管渠の維持管理費も見込んで財政計画を立案しております。しかし、これらの維持管理費の算出につきましては、全国の下水道事業実施自治体の実績を基に求められました数式である費用関数により算出されているものでございます。まず、全体水量流入時の維持管理費を費用関数で算出いたしまして、管渠につきましては、供用開始後の整備予定面積で、また浄化センターにつきましては、計画流入水量に対してそれぞれの年次別の維持管理費を算出しておりまして、あくまで概算の維持管理費となっております。今年度後半から浄化センターの建設工事が始まるわけでございますが、直営か民間委託かの維持管理方式や汚泥処分方法、また設置する機械設備機器の性能等が確定していない現時点では、お示しされた詳細なコストを算出する事はで

きないわけでございます。概要報告しかできない事をご了承賜りたいと思うものでございます。ご承知のとおり浄化センターの維持管理費は、下水道使用料算定時に大きく影響を及ぼすことから、今後、事業の進ちょくを見極めながら具体的に検討していく事となりますので、逐次、議員の皆様方にご説明申し上げ、ご協議を賜りたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。以上で、財政問題についての玉井議員さんへの答弁とさせていただきます。

○議長（栗林政伸） 玉井啓補君。

○17番（玉井啓補） 今、答弁をいただいたわけでございますが。すみません、まだごみ問題があった。課長、ごめんなさい。

○議長（栗林政伸） 課長の、ごみの答弁がいますか。

○17番（玉井啓補） 項目的に今言ったでしょ。あれを。

○議長（栗林政伸） 日浦環境保全課長。

○環境保全課長（日浦昭二） それでは玉井議員さんのごみに関するご質問にお答えをさせていただきますと思います。まず有料化の進め方の問題でございますが、新しい制度を創設する場合には、行政が主導である場合と、住民の民意を吸い上げて実施する2通りの方法があると思います。今回のごみ有料化につきましては、基本的には行政の主導ではございますが、住民の皆さまに義務を課し、ご負担をお願いするものでございますので、行財政改革大綱及び行財政集中改革プランで町の施策として明記をした後に、各種団体の代表者に委員さんになっていただいております環境審議会と協議をし、制度内容を決定したものでございます。先ほど町長答弁にもありましたように、今後住民説明会等を開催し十分に有料化の趣旨、制度内容を説明してまいりたいと考えております。次にRDFの関係でございますが、町長も申しておりましたが、現在までに8件ございますが、RDFの成分表やサンプルの提供をいたしまして、燃料や助燃剤として利用が可能かどうか、またコスト面での採算はどうか等を検討してまいりました。コスト面で採算が合わない事や、継続して安定利用や適正処理が可能かどうか、確認ができないというような事で、5件につきましては利用先として不相当であるとの結論に至りまして、現在3件につきましては、検討中でございます。またその3件につきましては、1件には県の機関もございまして、そこへは相当サンプル数も送るような予定でございます。次に、新聞報道の関係で、RDFの行方という事で、ご質問ございましたが、これにつきましては、町長も申しておりますとおり、現在の施設をいかに効率的に維持管理していくかという事が大事であろうかと思っております。また新聞に載っております5年以内には結論は出さないとけないという事につきましては、これは当然現在の施設の耐用年数が15年程度という事になっておりますので、もう稼動して5年経っておりますので、あと計画を作るのに5年程度は必要という事で、5年以内には今の施設をするか、また広域化するか、そういう結論を出さないとけないという意味での新聞記事だと思います。それと、ちょっと順番がばらばらになるかもしれませんが、ご了承ください。現在も有料化しているんじゃないかというご質問ございましたが、これ環境省が出している文章なのですけれど、「有料化とは市町村が一般廃棄物処理についての手数料を徴収する行為を指す」と規定されております。この

ため、例えば手数料を上乗せせずに、販売されている一定の規格を有するごみ袋を排出者に依頼する場合には、有料化には該当しないという事で、現在砥部町が指定ごみ袋を作って、原価に近い形で販売しておりますが、これについては使用を義務付けていないという事でございますので、ここでいう有料化とは、切り離して考えていただけたらと思います。19年の10月1日から義務付けするという事で、初めて有料化という事になります。それと、効果の関係で言われておりましたが、ごみ袋を有料化すれば排出抑制や再生利用の推進になるのかという事でしたが、一般廃棄物処理を有料化する事によりまして、費用負担を軽減しようとする動機付けが生まれまして、一般廃棄物の排出量の抑制が、これは絶対期待できると考えております。公平性の確保という事ができるのかというお話でしたが、税金のみを財源として実施する一般廃棄物処理事業は、排出量の多い住民と少ない住民とで、サービスに応じた費用負担に明確に差がつきません。また住民登録地と、実際の居住地が異なる等の理由によりまして、納税していない市町村の一般廃棄物処理サービスを受けるという不公平も懸念されます。そういう事で、排出量に応じて手数料を徴収する有料化を導入する事によりまして、より費用負担の公平性が確保できると考えております。また住民の意識改革につきましても、排出抑制の動機付けができると考えております。その他の効果につきましても、いろいろ期待されるわけですが、環境負荷及び収集運搬費用や、処理費用の低減が期待されます。また手数料収入を分別収集およびリサイクルの実施にかかる費用や、集団回収への助成などごみ減量化の財源として使えるというメリットもございます。以上で玉井議員さんの質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（栗林政伸） 玉井啓補君。

○17番（玉井啓補） まず始めに、下水道のこの質問ですが、今、課長、町長より課長の答弁を聞きますと、私これ、話そのものがあんまり理解できないので、申し訳ないんですが、下水道課長が今答弁した分を、一応そのまま結構でございますので、文書でちょっと出していただけたら理解できるんじゃないかと思っておりますので、お願いいたします。それと併せまして、ごみの問題でございますが、1点につきましては、私ねえ、なんぼにもわからん。今、課長の答弁で分からないのは、有料化するとういう4点が解決できるという事でございますが、これ、有料化しなくてもよその町村では、こういう事やりますという事を、職員が行ってやっておるというような事でございますので、私と違うと思いません。これホームページで探しよったら、どこやったかちょっと度忘れしたんですが、そこではホームページでやったと。あんまり見てないという事で、職員が、ごみ有料化の問題で、砥部と同じように今まで10円位だったのが、50円位に値上げするという事を、各部落に回ったらしいんですが、そしたら結局これは高すぎると、おかしいんじゃないかというような事で、40円が20円にまで下がったという事があります。ホームページに出ていたので、それを書類持ってくるん忘れたんですが、そういう経過があったと。やはり住民に回って、どういう事かという事を納得させて、これではいかんという事で、住民が理解できたら、50円が100円になってもいいんじゃないかと思っておりますが、上から決めて、ゆうたら昔軍隊が、着物押し着せというんがあるらしいんですが。そこで、着物、服

が合わんと言ったら、服に合わせと。人間が服に合わせというような事をやっておったのが、昔の軍隊ではないかという事を聞き及んでおりますが、そういう押し着せでは問題があるのではないかと思います。それともう一つは、どうしても理解出来ないというのは、指定ごみ袋とレジ袋ですね。これがなんで、トレーも一緒に焼くのに今、よそのごみのあれとは違いますが、砥部の場合は熱量を出すために焼くのに、なんでこれを使えんというのはなんぼにも不思議でいかにと。今、ごみ袋について大きなのもあれば、小さいのもあるという事で、今ずっと出しておるん見よると、やっぱり買い物袋、レジ袋が中心になっておるのではないかと思います。これをやはり、今まで通りに使えるという事をどうして出来ないのかという事を、もっと説明してほしいと。矛盾しとんじやないかと。熱量上げるためによその焼却炉については、そういう事はごみになるから生ごみだけとか、完全分別をしておると。砥部の場合は、熱量を上げるために生ごみではいけないので、それでレジ袋などを一緒に焼いておるとい事が、理解出来んというような事で、この事も含めましてもよく説明をしていただきたいと思ひます。

それから、もうこれ、皆さんの耳に入っておると思ひますが、新聞紙上、報道でご存知ですが、夕張市の事が度々出ておりますが、夕張市は1万3千人の小さな町です。年間予算100億円程度の市で、総額630億円の負債。18年間で353億円の返済。この主な原因は、市は短期の資金不足を銀行から借り入れて補う、一時借入金制度を利用する巧妙な手口で10年以上赤字を隠し続けていました。本来は、文字通りの一時しのぎの策として利用される制度、金融機関への年度内に返済しなければならないが、返済してはまた新年度に借りるとい自転車操業を繰り返す事で、雪だるま式に負債が膨れ上がったのです。会計上の仕組みとして、一時借入金の額は予算内に記載されず、決算書にも借入金の利子は計上されるのみ、このため内情は火の車だったにもかかわらず、表面上は毎年黒字決算となった。本来の赤字額を知っていたのは、市長と一部の幹部だけだったという事でございます。そこでお尋ねいたします。砥部町は、このような一時借入金のための自転車操業はしていないと考えますが、この件についてお尋ねをいたします。

市が赤字を隠すのはもちろん悪いが、こんな事になるまで議会は何をしていたのだ。怒りを通り越してあきれれる住民が多かったそうです。財政について質問したいんだがと、ある議員が議会の一般質問の参考にするため、財政当局の職員に切り出すと、こんな答えが返ってきた。銀行関係者に夕張は大変だと知られると信用が無くなる。一時借入金の限度額は市議会で議決するため、市が銀行から借金をしている事は、全議員が知っていた。職員の言葉の裏を読めば、財政が危ない事は想像がつく。しかし議員はこの問題を追求する事は無かったという事です。行政当局は、一般に説明不足なものだが、夕張に一人でも財政に詳しい議員がいればこんなに酷い状況には、・・

○議長（栗林政伸） 玉井議員。すいません。今、言いよる事は、玉井議員の一般質問通告に入ってないんですよ。そして、後、土居さんがちょっとその件も通告に入っていますので、その件についてはカットしてください。

○17番（玉井啓補） そしたら、委員会でも、議題について関連質問をいたします。という事で、最後に言いますが、このような事も含めまして、説明ができるように担当者

のご所見をお伺いいたします。

○議長（栗林政伸） 今の件は、玉井議員。答弁しませんよ。通告にありませんから。

○17番（玉井啓補） 通告にないというのは、私は財政問題で出しとるわけで、それで、私が確認せなんだんがいかなんだんか知らんけど、公共下水道に、通告の表題いうんですか、あれが変わっておったのが、私が気が付かなんだんが、私の責任だと思います。

○議長（栗林政伸） あの、借入問題については、後で土居美智子議員からも通告で出ておりますので、それはカットさせてください。

○17番（玉井啓補） 分かりました。そういう事で、言いましたごみ袋の件についてはもっと詳しく答弁をしてもらいたいと。

○議長（栗林政伸） 日浦環境保全課長。

○環境保全課長（日浦昭二） 玉井議員さんの再質問にお答えさせていただきます。まずレジ袋の関係でございますが、レジ袋はごみとして出せないというわけではなくて、レジ袋に入れては出せないという事でございます。ご理解いただきたいと思っております。それと、レジ袋の削減につきましては、当初予算でも組んでいただきましたけども、近隣の3市2町とレジ袋のキャンペーン2007というのを進めまして、レジ袋を店で受け取らないというような運動も進めて参りたいと思っております。それと、有料化の導入によって、ごみの排出機会や排出量に応じて費用負担が発生しますよね、有料化すれば。ですから、その事を市町村が、町が、住民に対して説明する事によって、一般廃棄物処理費用がどういふふうになっているとか、ごみの排出量がどうであるとかいふ事を説明ができて、住民がごみの処理費用を意識していただける事につながると思っておりますし、ごみ排出にかかる意識開発にはそういう事で、つながる事になると思っております。その結果、最終的には玉井議員さんもおっしゃられておりましたように、簡易包装製品や、詰め替え製品など、廃棄物の発生が少ない商品の選択や不要不急の商品購入の抑制、製品の再利用の促進などの発生抑制効果が有料化により期待出来ると考えております。以上で玉井議員さんの再質問への答弁とさせていただきます。

○議長（栗林政伸） 玉井啓補君。

○17番（玉井啓補） この問題も、私の質問と課長の答弁とがはっきりしてないので、後ほど地区の説明会があるという事でございますので、その時にはいろいろ質問が出るだろうと思っております。これまた、発言しよったら、関連質問じゃない、通告と違うと言われるかも分かりませんが、ご存知の通り、住民税が上がりました。「ご安心ください、納税者の負担は変わりません」と、総務省と国税庁は宣伝しています。変わらないというのは税源移譲の分だけです。国の予算になる税金、つまり所得税を減らした、その分地方自治体の予算になる住民税を増やす、その限りでは、納税者の負担は変わりません。所得税は1月から、住民税は6月から、定率減税が廃止されるその影響は大きいものです。申すまでもなく、定率減税は一定の率で、減税する事です。それを止めるという事は増税になるのです。合わせて、自治体によっては住民税の増額によって、国保税の値上げをしないよう指導があったはずですが、国保税が決まると雪だるま式に負担が増えていくのは周知のとおりです。定率減税の・・・

○議長（栗林政伸） 玉井議員、途中ですみませんが、この件についても土居美智子議員が通告で出ておりますので、後で説明があると思いますので、カットをしてください。

○17番（玉井啓補） ではこの問題についてはまた。そしたら最後に申し上げます。憲法25条生存権、国の社会的使命。その1で、「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」には国はすべての生活について社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないと述べています。自治体職員は株式会社の職員ではありません。サービス業の労働者として住民の生活と権利を守るために住民自治と、住民福祉への奉仕の行政活動が行われるよう、必要適切な役割を担っております。そこで、最後に申し上げますが、いろいろな問題で起債総額の関係でお尋ねをいたします。決算審査委員会で詳しく知る材料といたしまして、本町の起債、例えば庁舎、文化会館など一連の建築費総額。償還金の交付税措置、地方起債税、利率、建設年度、完成年度、完成完了日などの一覧表を決算審査までに配布をお願いいたしまして、私の説明を終わります。答弁いりません。

○議長（栗林政伸） 玉井啓補君の質問を終わります。7番、井上洋一君。

○7番（井上洋一） 7番、井上であります。まず前段ですが、以前土居議員が質問されました夏のクールビズの関係ですが、柳田副町長の方から答弁されてたら良かったんですが、どうもぱっと見た感じ、理事者も議員もこの陶街道というのを着ているようで、まあ喜ばしい事だろうと私は思います。すみません余談で。

ただ今より質問に入ります。とべ動物園を活用して観光PRをとという事であります。県内26箇所の観光施設のゴールデンウィーク中の人出を発表いたしました。とべ動物園は、3,100人減ではありますが、6万1,600人の集客で県内1位。道後温泉は6,500人増の6万人。松山城は、5千人増の5万8千人であります。観光客を誘致しようと松山市、東温市、砥部町の隣接する3市町は、「広域観光連携推進協議会」を立ち上げたようであります。松山城、道後温泉、坊ちゃん劇場、砥部焼の里などそれぞれの市町が滞在型・体験型の集客力のある観光資源を最大限に活用できていないのが現状であると思います。今回の連携により相乗効果を発揮させるために「とべ動物園」という砥部にとって集客力のある施設を含めて大いにPRをされたらいかがでしょうか。東京のディズニーランドのように単独での勝ち組は、限定的であると思います。四国のような田舎は、田舎らしさを売り物に交通機関も含めた魅力を発信していくべきだと思います。当然の事として、砥部焼関連の皆様方の協力は、不可欠であり、行政・民間が連携した新しい観光客誘致を図るべきだと思います。町長のご所見をお伺いします。

○議長（栗林政伸） 中村町長。

○町長（中村剛志） 井上議員さんのご質問にお答えをいたします。まず、とべ動物園という集客力のある施設を活用したPRを、という事でございます。ごもっともでございます。本当に砥部町の観光客の中の3分の1がとべ動物園へお越しのお客様という事でございます。近年、高速道路の整備により旅行範囲の拡大が進むとともに、旅行者ニーズの多様化が進んでおります。砥部町の観光客数も、平成11年のしまなみ海道開通時の176万人をピークに、年々減少を続け、平成18年には146万人とピーク時の約8割とな

っております。このような中、とべ動物園では、平成18年度から指定管理者制度による民間活力を生かした動物園運営に取り組み、5年ぶりに入園者が50万人を超えるなど、明るい兆しが見えております。ご指摘のとおり、とべ動物園の入園者を、どのようにして砥部焼の里へ誘客していくかが大きな課題であります。とべ動物園内にあるとべの館を情報発信基地として、観光宣伝や町産品のPRに努めておりますが、今後とも、とべの館を有効活用して、町の観光宣伝や観光案内に努めるとともに、とべ動物園と連携して観光客の誘致促進に努めたいと思います。先般のゴールデンウィークにも600人余りの方がとべの館で、揮毫を、絵付けをしてくださいました。この売上が40万余りあったわけですが、非常にたくさんの方がゴールデンウィーク中にとべの館へ来られて砥部焼に絵付けをしてくれたというような事もございます。そういう事で、これからレジの所で砥部の里のパンフレットをお渡しするとか、きめの細かいPRをしていかなければならないというふうに考えております。

次に、行政と民間とが連携した観光客誘致につきましては、ご承知のとおり、今年度から、松山市・東温市・砥部町の3市町により、お互いの観光資源を活用した回遊ルートを作り始めました。滞在型・体験型の観光の推進を目的に、広域観光連携推進協議会を設立して観光客誘致のための活動が始まりました。その一つとして、4月1日から伊予鉄道さんのご協力によりまして、松山市・東温市・砥部町を結ぶ路線、どの路線を使ってもいい1日乗り放題となる切符、ワンデイキップが発行されました。そしてまた、伊予鉄道さんのご好意で、土日祝日のみではございますが、道後温泉を8時50分に出て、伝統産業会館へ行くバスが運行されております。これも今、旅館さんへパンフレットをお届けして、各部屋へ置いていただくような手はずでおります。もう一部の旅館には既にもう配っております。そういう事で、これもやはりPRをやって、伊予鉄さんがせっかく運行してくれておりますので、乗客がないという事のないように、我々も道後の旅館とタイアップをして進めていきたいというふうに思っております。また砥部焼業界においては皆さんもすでにご存知でご協力をいただいておりますが、拾町の入り口に砥部焼のモニュメントを建設するなど、業界としても今、一生懸命砥部のまちづくりにご協力をいただいているところでございます。またこういう盛り上がりや、是非とも我々も積極的に支援をして、そして民間と行政とが一体となった「観光のまちづくり」これを進めていかなければならないというふうに思っております。観光というのは、砥部にとって一番大きい活性化の材料であるというふうに考えておりますので、ご指導をいただきながら砥部のまちづくりを進めていきたいというふうに思います。以上です。

○議長（栗林政伸） 井上洋一君。

○7番（井上洋一） ただ今、町長の方から答弁がありました。確かにこの、この最近ですが、「ぐるっと巡る！！四国松山・東温・砥部」広域観光連携推進協議会のパンフレットが議会の机の上に置いてありましたので、ちょっと見ておりましたが、一つのアイデアとして私、これは良いだろうと思います。今まで以上に。ただ、この「ぐるっと観光1DAYきっぷ」1,500円で乗り放題。この1,500円が高いのか安いのかという議論はあろうかと思っております。まあ伊予鉄さんの問題でございまして、あまりそういう分野で

介入するつもりはございませんが、これは一つのアイデアとしては良いんですが、参考ですが、先月私はちょっと久しぶりに熱海の方に行って来ました。熱海は20数回行っておりますので、珍しくもなんともないんですが、皆さんご案内の通り、私のような団塊の世代の人間は当時、新婚旅行といえば熱海か宮崎県の辺りが主流だったと思います。その時に、ピークの熱海の観光も下火になりまして、途中、本当にホテルが倒産してございまして、もうこれは駄目だなと私も思っておりました。それからほとんどがマンションです。現在はマンションがいっぱいできております。ホテルとマンションの数がどっちが多いか分かりませんが。そんなので、久しぶりに熱海に行ったのですが、熱海もこのようなアイデアでやっております。復活をかけているんじゃないですかね。「湯〜遊〜バス」、これは熱海ですから、伊豆箱根バスと伊豆東海バスです。これが、砥部町のこの「ぐるっと巡る」というような同じようなやり方で、大体33箇所ポイントを、砥部の陶街道と同じような話です。33箇所を大体30分おき位に12便出しております。スタートが9時10分です。熱海のJR駅が。最終が16時20分ですから。これがぐるぐるぐるぐる回っているんです。1日間、30分おきに。こういうやり方をしますと、当然私も乗って見たんです。これ乗り放題で800円です。ですけど一方通行ですのでぐるっと同じ方向に回っておるんです。だから、最初に「貫一お宮の松」なら「貫一お宮の松」を見て、次に熱海城を見るとかそれは個人の自由ですから、この33箇所の名所を見ていくんです。1日回る、1日ですから。この33箇所、回りきれません。いいところ4、5箇所位までやないですかね。そんな事で、結構活気付いてきたと、熱海の方は言われておりました。当然観光関係ですので、市長さんも力を入れているんだろうと思うんですけど、そんな事でこういうのも一つ参考にしていただいたらどうかと思います。砥部がやってるのが悪いというんではないんですよ。これは参考ですから。それと先日、土居美智子議員と内子の方に行かせていただきました。今は内子の方も、こういう観光で例の町並みをいろんな形でやっておりますので、ああいうのも参考にしながら、やっぱり砥部が活性化するように、いい方向を見つけていただきたいと思います。真似はあまりしなくていいと思います。真似したって大体いい事はありませんので。土地柄によって皆違いますから。ただ参考にしていただいて、アイデアを考えていただきたいと思います。私は、熱海は良くなったと思います、一時より。それとあの、先日広報だったと思いますが、動物園の関係で、サポーター制度、これも砥部町として入ったというような事を書かれてたんじゃないかと思いますが、これは一つの策でしょうから、そんな事で砥部のいろんな事を他の市町村も参考にしながら、本当に今より良くなるように、そんなアイデアを見つけていただきたいと思います。それと直接ではないんですが、皆さん方もご案内のとおり、私も新橋の愛媛と香川と両方で出しているあの、物産館ですかね。名前は旬彩館やったかな。ちょっと忘れましたが。ちょっと寄ってみました。ただお客さんは東京ですから、結構入っております。この四国の出身の方か、それ以外の方かは分かりませんが。中、いろいろ物を見てみますと、売れ筋、売れてないようなものありますが、砥部焼は、失礼ですが隅の方に入っておりました。私もあそこの中、ぐるぐるっと見て、1時間弱おったんですが、これだったら売れんかなと私が感じました。ただ私が思っただけです。ほかの方がどう思うか知りませんが。そ



んなので、店舗の配列の問題もあるでしょうから、これは何とも私も言いませんけど、やはりああいうのも参考にしながらやっぱり、地元から盛り上げていかないと駄目だろうなと思います。私達が、たまに東京に行って、そういう宣伝をしても限界があると思いますので、またご努力を願っておきたいと思います。以上で何か良いアイデアがありましたら答弁を願います。無かったらもう結構です。以上です。

○議長（栗林政伸） 井上洋一君の質問を終わります。5番、中村茂君。

○5番（中村茂） 5番、中村でございます。私は次の2点について質問をいたします。

まず、第一に、子育て支援についてであります。子育て支援の予算が限られる中、全国の自治体では企業と協力し合って、地域全体を巻き込んだ子育て支援の優待事業に乗り出す自治体が増えていきます。子育て家庭が、買い物や施設を利用する際に、料金割引や特典を受けられるサービスです。こうした事業は、既に奈良県や山梨県など約20の県で実施中です。国も新たな少子化対策の一環として2007年度から子どものいる家庭が買い物で割引などのサービスを受けられるようにする制度の全国展開に向けて検討を進めています。先行モデル事業として注目されている石川県では、「プレミアムパスポート事業」を昨年1月から実施しています。取り組みとしては、18歳未満の子どもが3人以上いる家庭が対象で、利用者は市役所の窓口などで住民票を提出して申請すると、1年間有効のパスポートが貰えるしくみです。事業に協賛する小売店や学習塾や宿泊施設などで、パスポートを提示すれば、様々な割引特典などが受けられる仕組みです。具体的な特典は「全商品5%引き」、「3人目以降の子どもの宿泊無料」、「毎月19日の『育児の日』食料品15%引き」などで、協賛店舗が独自に特典などを決めるため多彩な特典となっております。これまで約5千世帯だったパスポート交付世帯は、この1年間で全対象世帯約1万7千世帯の約8割にあたる1万3千世帯に増加しております。一方事業に協力する企業や店舗側にもメリットがあります。企業は県の委託で事業を運営する「子育てにやさしい企業推進協議会」に事業運営協賛金年5千円を同協会に納めると、県のホームページなどで子育て支援に取り組む企業、店舗としてアピールできます。協賛店舗数も増加しており1,686店舗に達しております。「買い物をする際に、パスポートを提示するだけで様々なサービスが受けられるので便利で、家計を預かる母親としては本当に助かります。」と大変喜ばれています。四国内では徳島県が実施しており、今年1月から小学生以下の子どもがいる家庭を対象に、親子でイベントに参加してポイントを貯めると、飲食店や観光施設で割引などの特典が受けられる「GO!GO!くっつき隊」応援事業をスタートさせています。砥部町においても店舗や業者及び企業に働きかけを行い、このようなユニークな子育て事業を立ち上げ、地域全体で家計負担の軽減の支援に取り組んではと提案いたしますが、町長のご所見をお伺いいたします。

2点目といたしまして、情報管理の徹底についてであります。5月17日付けの新聞報道で、愛南町で住民情報が流出したと報じています。内容は町民約2万7千人のうち旧城辺、西海両町の約1万2千人分について、住民基本台帳データなどの個人情報約4万2千件がファイル交換ソフト「ウィニー」を通じてインターネット上に流出したものであります。旧5町村が2003年、合併に向けた電算作業を外部委託した際、契約に違反し、情

報を持ち出した民間情報処理会社の従業員個人のパソコンから流出したとみられます。流出元のパソコンには旧御荘、一本松、内海も含む5町村の約10万件が入っており、さらに流出件数が拡大する可能性があります。同問題では、南宇和郡旧5町村のデータ統合の業務委託を受けた宇和島市の業者が納期に間に合わせるために契約に反し、NECの仲介で山口電子計算センターに業務を再委託。山口電子計算センターの元社員が自宅のパソコンにデータをコピーし、ファイル交換ソフト「ウィニー」を通じて14万件余の情報が流出したものであります。県は総務省から連絡を受け、愛南町に事実確認を求めたが、流出情報は完全に把握しきれていないのが実情です。ただ、年金受給者の生年月日や家族構成、金融機関の口座番号など犯罪に悪用されかねない情報の流出が判明済みで、県市町村振興課長は深刻と表情をくもらせています。「人ごとではない」「非常に怖い事例だ」南宇和郡愛南町の個人情報流出問題は、県内自治体関係者に衝撃を与えています。同様業務を外部委託していた市町は、信頼関係を損なう行為に困惑しております。個人情報を持ち出し禁止など情報管理徹底の必要性を再認識しております。ある町の担当者は、「信頼した委託先が原因で個人情報が流出するなら、根本的に考え直す必要がある。」と頭を抱えております。県は合併していない市町を除く16市町に作業の再委託の有無、作業場所の特定、データ消去契約や確認方法を照会して、市や町が業者に問い合わせた結果、その結果砥部町では再委託があったが、いずれも契約上可能で、委託側が承認したと報道しておりました。自治体合併に伴う電算作業を巡っては、16日、山口市が旧秋穂町の納税者や金融機関の口座など約7千人分、長崎県対馬市の公営住宅関連の約1,100人分の個人情報がネット上に流出したと発表しました。愛南町と同じ山口電子計算センターの元従業員の個人パソコンが流出元とみられております。砥部町も愛南町の問題を他山の石とすべく情報管理の徹底を再確認し、情報流出防止対策を行い、事故防止に取り組むべきであると思いますが、町長のご所見をお伺いいたします。以上で私の質問を終わります。

○議長（栗林政伸） 中村町長。

○町長（中村剛志） 中村議員のご質問にお答えをいたします。まず、「子育て支援について」のご質問でございますが、石川県における「プレミアムパスポート事業」や徳島県における「GO!GO!くっつき隊応援事業」などを例にあげ、企業と連携した子育て支援の推進についてご提案をいただきました。石川県の「プレミアムパスポート事業」については、昨年6月に井上議員さんの質問の中でも紹介がありましたが、このような支援事業が広まってきているようであります、全国的に。ところで、これらの事業はいずれも県が実施主体となって県内企業の協賛を募り、県下全域で広域的に取り組んでいるものであります。現在、車社会にあつて、若い人たちの消費活動の範囲は、市町村の枠を超えて広域化している事を考えますと、このような事業は、県下全域で取り組む事によって大きな効果が得られるものであると思います。現在、愛媛県におきましても、子育てに対して思いやりのある支援やサービスを提供している店舗等を登録し、その取り組み情報を広く紹介する「えひめのびのび子育て応援隊事業」を実施しています。更なる充実を期待するとともに、この制度も利用しながら、砥部町の子育て支援につなげて行きたいと考えております。町独自という事もご提案いただいておりますが、店舗数等を考えますと、町独自で

は難しいのではないかとこの考えを持っております。

次に、情報管理の徹底につきましてでございますが、愛南町の事件につきましては、決して他人事ではなく、本町におきましても憂慮される事態であると思っております。本町の、合併に伴う電算システム統合業務につきましては、当時、作業中は委託先の作業場所以外へのデータの持ち出しはありませんでした。適切に情報管理を行っていた事、そしてまた作業後のデータはすべて消去した事などを委託業者に確認をし、情報漏えいの可能性はないと判断をしております。情報管理の徹底につきましては、情報流出を未然に防ぐため、電算システムの保守等を委託する際のチェックを強化するとともに、町の職員に対しては、本町の情報保護のためのルールを徹底して、日常的に情報保護を更に意識づけ、住民の皆様が安心していただけるように、情報管理に努めてまいります。以上で、中村議員さんのご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（栗林政伸） 中村茂君。

○5番（中村茂） 子育て支援の件でございますけれども、大体、県が中心になってやっておるようでございますけれども、砥部町においてもまず小さいところからですね、良い事に対して、少しずつでもですね、前向きに取り組んで、一つのどう言いますか、流れを作っておるようでございます。子育てを応援して企業と業者等を抱き込んでですね、スタートしてみてもどうかと思います。そうする事によって町内の活性化につながっていくんだとこの様に思います。各県では段々段々増えておるようでございますね、いろいろアイデアを持ってやっております。カードの提示で割引とか特典があるというのが主体だったと思いますけれども、やっぱり業者も話し掛けると、やっぱり自分の店の宣伝にもなりますね、また商店街も活性化につながっていくと思いますのでね、県でするからそういうのは待たらないとか、そういう消極的ではなしに前向きに、少しずつアイデアがあれば取り組んで行くべきではないかと、私は提案をさせていただきます。

次のデータの流出ですけど、確かに、データに対する捉え方が甘かったのではないかとこのように思います。最近ではデータ持ち出し禁止など契約に明記してなかったり、また町が作業従事者の慎重状況を把握していなかったり、業務上終了のデータ引渡しや、消去を町が確認していなかったり、住民情報分析能力が自治体になかったり、いろいろ問題が重なってこのようになっておる。町をあげて、大騒動になっておるわけですけど、この一つ、ちょっとした事で町が問題を出すと信頼を失墜すると思うんですよね。大変な事でございます。油断した時にそういう問題が起きてくるし、勉強していないとですね、こんな不祥事につながって行ってですね、町民から不信を抱くような結果を招くような状態になると思います。いちいち町民に、職員あげて説明に回ったという、この労力も大変な事だと思うんですよね。町の失墜は大きいと思います。という事で、二度とこういう事がないように、他人事ではないんですからね、自分とこもいかにどれだけの防衛策をとっているのかと、こういう事をもう一度原点に戻ってですね、一つ一つチェックする必要があるのではないかと私もそのように思いますので、今後十分気を付けて、問題が発生しないように、日頃から取り組んでいただきたいと思います。という事で、最初の子育てもそうですけど、子どもさんがおられる家庭が喜んで、子育てをできる体制を何か、何か

らでもいいと思いますがね、喜んで町民の子育てを出来る支援を少しずつ、何でも良いですから取りあげて、今後、進めていっていただきたいと、この事をお願いしまして、私の質問を終わります。以上です。

○議長（栗林政伸） 中村茂君の質問を終わります。ここで昼食のため休憩をします。再開は午後1時30分です。

休憩 午前11時43分

再開 午後 1時30分

○議長（栗林政伸） 再開します。4番、土居美智子君。

○4番（土居美智子） 4番、土居美智子でございます。今日は私が最後でゆっくりやりなさいという事でございますので、遠慮なくやらせてもらおうかとは思っております。質問させていただきます。質問させていただく以下の項目は、住民の意見や、不安、それぞれの意見を集約した住民代表とした質問としてご理解いただきたいと思っております。

この数年住民の不安は、旧広田村との合併後の砥部町の財政事情にあります。この不安は、旧広田村住民、皆さんの中にもあるのではないのでしょうか。自治体が破綻という事実を知る事により、この不安は頂点にあるのではないかと推察します。直近のメディア情報によりますと国民の借金は、1人当たり651万円。その理由は、国債残高832兆円、短期債券96兆円、計、1千兆円である、と説いています。この部分で言うと砥部町の住民一人当たりの借金は約41万円という事ですが、政府が言う隠れ借金、いわゆる一時借入金の部分ですが、本町の予算書の最初に「定め」があり、その第3条に一時借入金の最高限度額を10億円と定めています。住民が一番過敏になる部分であり、これが隠れ蓑にならないよう議員とし十分に注目していきたいと思っております。政府も一時借入金の監視を強化し、水道など公営企業会計も含めほかすべての会計について、毎月末残高や毎月のピーク時残高の報告を求める事を決めました。住民が一番知りたい情報であり、17年度の決算の中、特別会計部分を含め104億2千万円の借金残高であります。一時借入金はどうなっているのでしょうかお尋ねしたいと思います。また、所得税・住民税の定率減税が全廃となり、昨年に続いて住民の生活は、負担が増すばかりです。国民健康保険料・介護保険料・高齢者医療もまた同じ。果たして6月にはどのような通知が届くのでしょうか。皆さんはとても心配しています。どれほどの人が住民税の税率変更により影響を受けますか。また町にとって増税率はどのようになりますか、お尋ねします。世間で言われているように本当に高齢者は裕福なのでしょうか。高齢者にボランティアを強制するかのように見える奉仕活動を換金し、それにより介護保険料を支払う制度の導入を市町村で判断するよう通知すると報道されています。なんとも寒々としたものを感じます。どうかこの移譲分が福祉に使われますように予算編成をお願いしたいと思いますがいかがでしょうかお尋ねします。

2点目は納税についてお尋ねします。17年度の決算を見てみますと、未収入金、不納欠損金と収入未済金を合わせたもので、1億5,515万6,806円。この金額は収入

調定額の約2%に当たります。三位一体改革で交付税は縮小、それも小規模ほど影響が大きいというアンケート結果になっています。そのあおりを受けているのは、高齢者や福祉関連の分野で目立っています。そこで頑張っていかなければならないのは収納分野です。みすみす1,180万円にもものぼる欠損金を見捨てる事はない話です。今までの収納方法は窓口納付、現金です。と口座振替納付の2通りでしたが、昨年8月、法改正により納付サービスが多様化しました。もちろん、滞納整理機構を頼りとするところですが、すべてがチェックの対象にはならず、職員による督促業務に取り掛からなければなりません。自治体にとって、収納率の向上と、収納事務の効率化を図るため、また納税者にとっては納税の利便性を図るために、クレジット収納、コンビニでの収納を可能としてはどうでしょうか。もちろん現在行なっている口座振替納税の拡大啓蒙も必要ですが、今やコンビニは庶民の便利屋さんであり、24時間収納OKは魅力ではないでしょうか。検討に値すると思いますがいかがでしょうか。町長のご答弁をお願いします。

最後に、防災についてお尋ねします。県内で震度4を観測した4月26日朝の地震は、フィリピン海プレート内部で発生した「プレート内地震」で、専門家はプレートに起因する大地震は、発生の前にプレート内地震が増える傾向にあり南海地震の前兆ともいえると警告しています。また東大の研究グループは、四国西部で頻繁に観測される人体に感じない「低周波地震」は「スロースリップ」と呼ばれる長期にわたるプレート境界の滑り現象の一部であり、近くにある南海地震の震源域に影響を及ぼすと話しております。過去3回の南海地震の大きさを見てみますと、宝永、1707年ですが、それと1854年安政時代ですが、これはマグニチュード8.4。1946年12月に起きたものですが、マグニチュード8.0。能登半島の地震のマグニチュードは6.9、それを遥かに凌いでいます。また、最近の気象状態は一年を4つの季節に慣れ親しんだ私たちには理解が難しい変化を感じずにはおれません。“備えあれば憂いなし”の言葉通り少しずつでも設備を整えておく必要があると考えます。1つ、誘導灯の設置。夜間に災害が発生すれば住民はパニック状態となります。そんな暗闇の中、明かりを確保する事は住民に安心感を与えると同時に素早い避難を誘導する事が可能です。太陽光等で発電できる誘導灯を今から数基ずつでも設置しておく必要があると思います。町長のお考えはいかがでしょうかお尋ねします。2つ目、災害支援協定の契約。視察に行きました新潟県長岡市では、災害時食料品等の供給に関する協定をコンビニエンスストア、セブンイレブン・ジャパンと結んでいます。コンビニエンスストアは今や「まちの防災拠点」として注目を浴びています。何もなければ幸いです。昔から、「地震・雷・火事、おやじ」といわれているように、地震、雷は天変地異を意味し、昔から怖いものの上位を占めています。早めの交渉と、災害支援協定の締結が住民の皆様の安心・安全の確保となると信じています。町長のご答弁をお願いします。以上3つですがよろしくをお願いします。

○議長（栗林政伸） 中村町長。

○町長（中村剛志） ただ今の土居美智子議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。分かりやすく説明をしていただきましたので的確に答弁ができるように頑張りたいと思います。

まず、町財政と福祉の問題のご質問がございました。そのなかで一番大きな問題は、一時借入金についてどうなっておるかという事でございますが、これは新町になって一時借入れをした事はございません。予算書に限度額10億円と定めております事は、これは自治法に沿って行っております。必ず、10億円借りるというものではございませんので、予算執行に当たって、一時的に資金不足が起こった場合に備えるために設けている事でございます。そういう事でこれは現在、町としては全然使っておりません。ご理解を頂きたいと思っております。

次に、住民税の税率変更による影響につきましては、住民税の所得割の税率は、所得に応じて3段階の構造になっていましたが、ご存知のとおり税源移譲により平成19年6月分から、10%に統一する事になりました。これによって、本町で影響があると思われる納税義務者は、所得割納税義務者数約8,800人の約70%に当たる6,125人の方が増額になるとみられております。しかしながら、19年1月から所得税の納税額が減っておりますので、住民税と所得税を合わせた税負担は、変わらない事になります。増税率につきましては、住民税の定率減税廃止等がありますので、平成19年度予算ベースで、前年対比37.8%の増、2億2,125万円の増加を見込んでおります。ただ、町税は、地方交付税算定の基礎数値になっておりますので、町全体の歳入を見た場合の影響など、財政状況を見極めながら適正な財政運営に努めてまいりたいと思っております

次に、高齢者ボランティアの件でございます。この制度につきましては、高齢者の社会参加活動を通じた介護予防を推進する観点から、高齢者が介護施設や在宅において、要介護者等に対する介護予防に資する介護支援ボランティア活動を行った場合に、介護保険法による地域支援事業の一環として、高齢者が自ら参加するボランティア活動を支援する事業であります。という事で、「寒々と」というようなご表現もいただきましたが、自らが希望して、そして支援活動をする事業という事をご理解いただきたいと思います。従いまして、介護支援のボランティアを行った高齢者の活動実績をポイント化し、本人が希望する場合にこのポイントを換金して、保険料として支払いができる制度でございます。これは、介護保険料を軽減する「介護支援ボランティア制度」という事です。高齢者に、ボランティアへの参加を通じて、やりがいをもってもらい、介護が必要な状態になるのを防ぐ事ができれば、保険給付金の減額にもつながるといふふうに思っております。なおこの事業については、厚生労働省からこの5月に通知されたばかりで、あくまで介護予防事業の一例であり事業内容の詳細は、現時点においては分かっておりません。このため、事業の実施に当たっては、効果等を十分に検討する必要があると考えております。

次に、納税についてのご質問ですが、税の公平性の観点から、税の滞納は絶対許してはいけないと考えております。滞納者に対しては、年3回程度、税務職員により滞納整理を実施しています。また、悪質な滞納者に対しては、愛媛地方税滞納整理機構への移管をし、短期保険証の発行により徴収の促進を図っているところでございます。ご指摘のとおり、コンビニエンスストアの店頭での収納やクレジットカードによる収納を可能にすれば、納税機会の拡大により納税者の利便性が向上するという事は予想されます。しかし、これらの方法での収納を可能にするためには、既存システムの改修費用や事務手続き等の初期費

用、そして取扱手数料などがかってまいります。そういう事で費用がかなりかかる、費用対効果、先ほども質問がありましたが、このあたりでは費用対効果も考えなければなりません。更に、個人情報漏洩も危惧されます。そういう事で、自治体の口座に引き落としされる今までの引き落とし制度というか、その制度をできるだけ啓蒙していきたいというふうに考えております。また、町民の皆さまの利用規模がもっともっと高まってくるようであれば、町としても検討をしなければなりません。そういう気持ちでおります。

次に、防災についての質問でございますが、1点目の誘導灯の設置につきまして、町としては、避難場所として30箇所の施設を現在指定して、防災マップを全世帯に配布しております。また、避難場所を確認できるように看板を設置いたしております。この避難所看板には、昼間に太陽光を溜めて夜間に光を放つシールを採用するなど、避難する方々に目に付きやすいよう工夫をしております。しかし、天災は何時どこで、何時起こるか、どこで起こるかという事が分かりません。そういう事で、やはりこういう地震災害の対策としては、日頃より町民の皆さま、一人一人が災害に関心を持って、万一の時に備えて懐中電灯やラジオ、食料品などの非常持ち出し品の準備を行う事や、普段から地域の避難場所を確認しておく事が大切であると思っております。もちろん施設の整備、これも大切な事でございますので、これも我々は、真剣に取り組んでいかなければなりませんし、町民の皆様には危機意識を高めていただくように、自主防災組織の結成を支援するなど、災害対策を進めていきたいというふうに思っております。

2点目のコンビニエンスストアとの災害支援協定につきましては、避難者の食料を確保するために、普段から他市町との相互応援協定や、防災関係機関及び流通在庫を保有している民間業者との協力体制を整備して、町の備蓄と合わせて円滑な食料の確保を図る必要があります。現在、町では、わずかな量ではありますが、清涼飲料水販売業者2社と災害発生時に自動販売機内の飲料水を提供していただく契約を締結しております。今後は、食料品の確保につきましても流通在庫を保有しております民間業者との協力体制の整備を検討し、あわせて町民の皆さまに3日間程度の生活に必要な食料や物品を備蓄する事について、啓発してまいりたいと考えております。以上で、土居美智子議員さんのご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（栗林政伸） 土居美智子君。

○4番（土居美智子） 一番、住民の皆さんが気になっております一時借入金につきまして、新町になってからは借り入れた事はありませんという町長のご答弁をいただきました。じゃあ過去はどうだったのかなという疑問も残りますが、取りあえず無いというふうに理解をしてよろしいのかなと思っております。なぜこういう問題がでてきたのかというと、要は、原因は夕張市の財政破綻という報道から始まってきておると思っております。なぜ夕張でこの財政、一時借入金の残金が見抜けなかったのか、というからくりといえますか、事なんですけど、先ほども言われましたように、確かに一時借入金というのは当座の資金不足を補う方法としてやられておる事でありまして、これは一年一年できちっとして支払いを済ますというものなんですけれども、夕張の方を見てもみますとですね、一時借入金で借りたお金をですね、会計年度を越えて借入する事ができる地方債に借り替えていたと。こうい

う、私らにはまったくそのからくりというのが分からないので、そのやり方というのは私には申し訳ない、分からないんですけど、そういうふうにしていって、段々この膨らんでいったというような、そういう本も書かれております。私達がやはり一番憂いところは、やはりすべて税金で賄っているこの町財政というものを住民の皆さんに、やはり明確に知らしめると、こういう事が、いわゆる情報公開が一番大切なんではないかと。国の方もですね、本当にいい格好して地方債で、交付税で補いますからというふうな形で随分、地方債の発行を促してきたわけなんですけれども、2004年度末までには142兆円にも膨らみまして、もう国としてもこれ以上地方の面倒を見切れないというふうな事がありまして、今、地方債を発行する場合がございますね、議会へ報告する、協議制といいますか、議会へ報告する事だけで地方税というのは借り入れるようになりました。やはりこれは便利で簡単であるかもしれないんですけど、それだけ自分とかが責任持って返済しなければなりませんから、町としても非常に責任が重大になろうかと思えます。私達はこれから先、下水道工事が本町では始まるわけですけれども、恐らく町の単独工事分として、一時借入金で補う場合もあるでしょうし、地方債を発行する可能性もあるのではないかと思います。その折々につけて、住民への公開、あるいは返済計画も含めて、町長がどのようにお考えになっていきますか、いわゆる情報公開する事についてどのように思っているのでしょうかお尋ねをしたいと思います。

住民税の件なんですけれども、私の質問がちょっと大雑把過ぎたといえますか、私自身の意図する所がうまく伝わっておりませんので、それはそれとしてですね、実は新聞等の報道によりますと、厚生労働省が実施します、国民生活基礎調査というのがあるんだそうですけれども、やはり2005年のこれはデータなんですけど、一世帯当たりの所得は、前年に比べて2.9%減少しておると。この減少率は、9年連続で過半数を占めているというふうな報道がなされております。本当に住民は、非常に苦しい生活を、景気が良いといわれながらも、住民のどこまでその景気は届いてないというふうに受け止めていいんじゃないかと思えます。景気対策として実施されました、いわゆる定率減税。これは所得税は20%で住民税は15%だったんですけど、去年から段々と減りまして、今年から全廃という事になってきておるわけですけれども、この住民税率が、住民税と所得税の割合で、今年改革があった事によって、それらについては、変化は無いという事でしたけど、やはり定率減税というものが全廃する事によって、住民への負担は増えていっているのかなどこのように考えますと、私達は、やはりいわゆる生活的に弱者である人達に対してですね、どういう思いやりを持ってやっていくのかというのが大切な事かなと思っております。それと、一つ質問をさせてもらいたいのは、県民税と町民税が、県民税が4%で町民税が6%という比率にこれからなったわけなんですけれども、これによってこの町に対してはどのような税の変化があったのかという事を、一つ知りたいなと思えます。それから現在、本人が住民税の非課税にあたいする人がですね、もし課税対象者に移行するという事も有り得るんじゃないかと思うんですけど、この人達の、もし人数とか、あるいはパーセンテージとか分かっているようでしたらお返事いただきたいなと思っております。

それから、次、納税の事なんですけれども、確かに手数料の問題が町長の方から言葉が



出ました。コンビニの支払というのは非常に、請求書にバーコードが付いておれば24時間どこのコンビニでも持って行ったら支払いが可能という事で、大変便利なんで、私もいろんな買い物をしました時に、このコンビニというのを利用させていただいておるんですけども、まず手数料の、いわゆる決済手数料言いますかね、これを私が調べた中で、例として言ってみますと、銀行振込、今の現在の窓口振込、銀行振込の場合は1件が大体100円程度の手数料。郵便局で300円程度。コンビニの窓口で払いますと、やはり500円から600円。少し割高ですかね。またクレジット収納についてもこれは納付額の大体1割程度とうふうなところでおさまっているんじゃないかなと思います。確かに、手数料を引かれるという事は、それだけ実入りが少ないわけですがけれども、欠損金として、消えていくものであるならば、少々手数料がいても収入の可能な道を開いていくものではないかなと思っております。コンビニで扱える品目、税目と申しますか、これについては住民税、あるいは町民税、県民税ですね。固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税が、収納が可能という事になっておりますので、すべてを一度にやるという問題ではないにしても、今我々の、砥部町においてどれが一番払いやすいのか、そういう事を扱う事によって払いやすいのか、軽自動車税とか、水道料金なんかも多いようなデータも出ておりました。そういうところを検討、やはり一度検討してもらいたいなと思っておりますけどいかがですかね。

それから3番目。防災の避難誘導灯の事なんですけれども、確かにお金もかかります。高知で付けました避難灯はですね、1基が154万円という事なんで、私は一度にこれはとてもで出来る事ではないんで、やはり年をおって付けていかなければならないんじゃないか、それが一番安心出来るんじゃないかなと、お金が要る事は、もちろん分かりますけれども、国民の安全、安心という点からいうとやはりこういう事は、やはり早めに準備をしておく必要があるかなと思っております。防災協定の分なんですけど、なんでコンビニエンスストアかと言いますと、やはり、一店舗で食品の備蓄というのは、本当に金額に換算して数百万円、生鮮品に限ったら数十万円というぐらいの物しか、一店舗には備蓄がされてないそうです。そうすると、生鮮食品、いわゆる弁当だとか、サラダとか買いに行きましても、一人が5千円買ったとしても、本当に何十人という位の人しか買えないわけですから、ここらあたりの事を考えますと、私もちょっと、町の防災の計画を読まさせてもらいました。その中に、住民の啓発、指導には7日間の最低限生活可能な緊急物資の備蓄、3日間の非常食と、非常時持ち出しの品物の準備と書いておりますけれども、果たして家族の7日分の食べ物が本当に備蓄出来るのか、それらを考えますと、早いうちにそういうふうな補充が出来る、コンビニエンスストアとかの締結を、協定を結んでですね、やはり住民の皆さんたちが食べる物にも困らない、あるいは生活の一部の品物もそこで補えるという協定というのは早めにやるべきではないかと考えておりますので町長のご所見をお願いしたいと思います。

○議長（栗林政伸） 中村町長。

○町長（中村剛志） 土居美智子議員さんの再質問にお答えをさせていただきます。

まず、一時借入金の問題でございます。もちろんこれからどうしても必要な時というの

も当然出てくるかと思えます。その時はもちろん、議会の皆さんにもご相談をさせていただきますし、町民の皆さんにもきちっと開示をするという事は絶対にやらなければならない事だというふうに思っております。決して、うやむやであったり、我々だけで処理すると、そういう事はやりたくございませんのでご安心をいただきたいと思えます。

次に、県民税、町民税のパーセンテージ等の問題については、担当の課長の方より詳しく説明をさせていただきます。

それから、コンビニでの収納でございますが、詳しく、銀行それから郵便局、コンビニの料金を教えていただきました。今は口座引き落としというか、これをやらせていただいております。これが一番、今、安いわけでございます。そして確実にいただけるという事で、やはり納めていただくというのは、引き落としであれば口座から間違いなく、忘れても落ちるといような事で、我々集める側にとって非常に便利なシステムでございます。やはり、持って行って納めるというのは、その本人の意思がまず一番重要だと思うんですよ。だから当然納税はしなければならない義務でございます。そんな中で、これからコンビニ等も考えていかなければならないんですが、先ほど言っていたように、費用がかかるという事、これをよく考えてみなければならぬと思えます。それと今、ちょっと私が個人的に考えますに、クレジット等で支払いする場合に今ポイント制などがあると、そちらの方へ流れる可能性が高くなるのではないかなと考えます。クレジットで納税をすると、そうすればそのクレジットにポイントが付くといような事もあるのではないかなと。そうすると、やはりクレジット会社からの料金というのも当然高いものになってくる。そして町民の皆さまもそれを使ってするとい事になると、町の経費負担が大きくなるというのも、ちょっと今、私自身が考えた中で、考えられます。時代のすう勢というものも当然ありますので、その点についてもこれから検討をしていきたいというふうに思っております。

それから、誘導灯の件ですが、かなり高額という事で、先ほど土居議員さんの方で154万、1灯にかかるという事でございますので、これも大変な費用でございます。それとさっきも申し上げましたように、どこで起こるかというのが分かりませんので、どこへその誘導灯を1本、2本と立てていってというのは、かなり、それが役に立つかどうかというのが分かりにくいところもございます。そういう事で、まず一番は、やはり懐中電灯を各ご家庭で準備をしていただいて持つておくのが、これであればどこでどうい事があってもそれが使えますので、そういうふうにまずご指導をしていくのが良いのではないかと思えます。一度にたくさん、いろんな所に立てられるという状況であれば、それもどっかが役に立つとい事になりますけど、今の状況で、1灯154万で、10灯、砥部町の中に立てても即活用出来るかどうかどうい事が分かりません。そういう事で、出来るだけ懐中電灯とかほかの面で皆さんに啓蒙をしていきたいというふうに思えます。それから災害支援協定の契約でございますが、これはおっしゃられた通りでございますので、コンビニエンスストアさんともお話をさせていただいて、そしてまた備蓄をしている食料品会社等もでございます。砥部にはシキシマパンもでございます。そういう事で、そういう所とも出来るだけ提携の話を進めていきたいというふうに考えております。以上で答弁とさ

させていただきます。

○議長（栗林政伸） 武智税務課長。

○税務課長（武智充吉） 土居議員さんのご質問にお答えしたいと思います。県民税と町民税の比率でございますが、今回10%に統一された事によって、町税が6割、県民税が4割となっております。それまでの三段階の時は、5%の時が3対2、10%の時が8対2、そして13%の時が10対3という事で、今回の改正によりまして、若干県民税の方が有利になったというか、率が多くなりました。それと非課税制度の廃止でございますが、今回老年者非課税というのが廃止されまして、何人というのはちょっと分かりませんが、金額にして200万円位増額という事。廃止された事によって増額という事になりました。以上でございます。

○議長（栗林政伸） 土居美智子君。

○4番（土居美智子） それぞれご回答いただきまして、ありがとうございます。防災の事について少しお話をさせてもらいたいんですけど、その防災で非常におもしろいデータがあります。平成7年の阪神淡路大震災から、今年の4月15日の三重県の中部地震までの、発生曜日をみました時にですね、案外、日曜日とか、休み明けとかこういう事が非常に多くですね、阪神大震災が3連休明けの月曜日ですね。それから16年に起きた中越地震は土曜日の夕方。17年の福岡県の西方沖地震については日曜日の昼間。19年3月の能登半島地震は日曜日の午前。同じく4月の三重県の場合が日曜日の正午。こういうふうに曜日がですね、案外、日曜日に、今の所ですよ、データの的に集中しておるんですけど、もしこれが平常日だったら、また違った災害が出てきているんじゃないかなと。やはり、私達は危機として持っておかなければならないんじゃないかなというのと、もう一つ面白いのがありまして、実はこれずっと調べているのですが、1611年から2007年まで。1611年というのは、ちょっと年代も書いていないんですけど、1707年が宝永4年という時代から始まりまして、大きな、いわゆる大規模災害の発生前、年を調べたら亥の年なんです。今年亥の年なんです。だから今年また、まだ何か起きるかもしれないという可能性で、これ今まで12、3件ほど、地下鉄サリンだとか、大災害ですから、必ず地震とかそういうだけではないんですけども、関東の大震災なんかも入りましてですね、大体亥の年、というのが、突き進んでくるみたいで、これから先もやはりこう考えると今から先も何が起きるか、これから今年、まだ半年ありますけど、危機感を持つべきじゃないかなと、このように思っております。やはり今、本なんかを見ますとですね、災害から町を守るのはですね、行政でもなければボランティアでもない。コンビニ、あるいはスーパーであると。ここまでやはり書かれている本があります。面白いなと思いながら読ませてもらっておりますけども、やはりそれはね、なぜそういうふうに言われているか、結局は物流の問題なんです。どこのコンビニエンスにおきまして、やはり定時にいかなる事があっても、頼まれた物資をですね、届けるというノウハウがやはりそここの会社で、やり方は違うにしても連絡網が行き届いておると。そういう事があって、やはりあの、早い時期にですね住民の皆さんが安心するためにはですね、何を言っても、一刻も早くですね、平常な日常生活に戻りたいと、これがやはり被災にあわれた住民の皆さんの大方の

考えではないかなとこのように思います。それを考えた時にですね、先ほど私、ローソンの名前を言いませんでしたけれども、ローソンを始め、多くのコンビニエンスストアというのは、そういうふうなノウハウを、同じようなノウハウを持っておりますので、砥部町内にもやはりローソンなんか、たくさんのコンビニエンスストアがあります。是非、そこからあたりを研究していただきたいなと思っております。何をしても自分たちの生活がですね、いかに安定して、避難所に居ったにしろ、その仮設住宅に居ったにしろですね、やはり自分たちの生活が不安なく送れるという事が、一番の問題だろうと思っておりますので、そのためにもですね、やはりコンビニエンスストアというのが非常に便利だというのは、やはり今流行りの言葉で言いますと、継続営業と言うんですかね。これをやってらっしゃるとい事が、私がコンビニエンスをと強い意志を持っているのはそこなんで、私たちの生活のいわゆるもう、便利屋さんであったり、あるいは拠点であったりするわけですよ。コンビニエンスストアというのは、セブンイレブンが締結しておりますのも、もちろん協定の中で、無料の協定もあります。おにぎりを、その災害時にはですね、食べ物を送るとか。あるいは有償の場合もありますし。もう一つ面白いのは、帰宅途中の皆さんにですね、トイレを貸したり、水を飲ませてあげたり、あるいは道路の情報を提供してあげたりとか、そういうふうないろんな事をですね、もう既にそういうふうなノウハウを備蓄されている会社もありますので、是非ここらあたりは一つの研究課題として、亥の年に災害が多くなります。今年うまく切り抜けたら、12年後また心配しなければならないわけですから。冗談はさて置いたとしても、本当に早めにこれは研究をなさる事が必要じゃないかなと改めて思いますので是非お願いしたいと思っております。以上で私の質問を終わります。

○議長（栗林政伸） 土居美智子君の質問を終わります。これで一般質問を終わります。以上で、本日の議事日程をすべて終了しました。本日はこれで散会します。

午後 2時11分 散会

平成19年第2回定例会（第2日） 会議録

|                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |  |  |
|-----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|
| 招集年月日                             | 平成19年6月8日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |  |  |
| 招集場所                              | 砥部町議会議事堂                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |  |  |
| 開 会                               | 平成19年6月8日 午前9時30分 議長宣告                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |  |  |
| 応招議員                              | 1 番 山口元之      2 番 政岡洋三郎      3 番 西岡章一<br>4 番 土居美智子      5 番 中村 茂      6 番 西村良彰<br>7 番 井上洋一      8 番 樋口泰幸      9 番 栗林政伸<br>10 番 土居英昭      11 番 宮内光久      12 番 大野和博<br>13 番 中島博志      14 番 田室博志      15 番 平岡文男<br>16 番 山本典男      17 番 玉井啓補      18 番 三谷喜好                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |  |  |
| 不応招議員                             | なし                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |  |  |
| 出席議員                              | 出席議員は、応招議員の17名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |  |  |
| 欠席議員                              | 玉井啓補                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |  |  |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名 | 町 長                      中村 剛志                      副町長                      柳田 稔<br>収入役                      佐川 秀紀                      教育長                      佐野 弘明<br>総務課長                      明賀 徹                      広田支所長                      上岡 洋一<br>企画課長                      藤田 正純                      監理財政課長                      松下 行吉<br>税務課長                      武智 充吉                      住民サービス課長                      丸本 正和<br>民生こども課長                      正岡 修平                      生きがい推進課長                      大西 潤<br>健康づくり課長                      相原 宜紀                      学校教育課長                      松村 昇二<br>生涯学習課長                      大野 哲郎                      環境保全課長                      日浦 昭二<br>商工観光課長                      相田由紀夫                      農林課長                      西崎 悟<br>建設課長                      萬代 喜正                      下水道課長                      東岡 秀樹<br>水道課長                      辻 充則 |  |  |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名                | 議会事務局長 原 田 公 夫                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |  |  |

平成19年第2回砥部町議会定例会議事日程 第2日

・開 議

- 日程第1 承認第 1号 専決処分第2号の承認について(砥部町税条例の一部を改正する条例)
- 日程第2 承認第 2号 専決処分第3号の承認について(砥部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第3 報告第 2号 砥部町土地開発公社平成19事業年度事業計画及び予算並びに平成18事業年度決算に関する書類の提出について
- 日程第4 報告第 3号 株式会社グリーンキーパー平成19事業年度事業計画及び予算並びに平成18事業年度決算に関する書類の提出について
- 日程第5 報告第 4号 有限会社砥部町産業開発公社平成19事業年度事業計画及び予算並びに平成18事業年度決算に関する書類の提出について
- 日程第6 報告第 5号 平成18年度砥部町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第7 報告第 6号 砥部町国民保護計画の報告について
- 日程第8 議案第49号 砥部町防災会議条例の一部改正について
- 日程第9 議案第50号 砥部町水防協議会条例の一部改正について
- 日程第10 議案第51号 砥部町国民保護協議会条例の一部改正について
- 日程第11 議案第52号 砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第53号 砥部町手数料条例の一部改正について
- 日程第13 議案第54号 砥部町地域審議会条例の一部改正について

- 日程第 1 4 議案第 5 5 号 砥部町総合計画審議会条例の一部改正について
- 日程第 1 5 議案第 5 6 号 砥部町教科書選定委員会条例の一部改正について
- 日程第 1 6 議案第 5 7 号 砥部町学校条例の一部改正について
- 日程第 1 7 議案第 5 8 号 砥部町立学校施設利用条例の一部改正について
- 日程第 1 8 議案第 5 9 号 砥部町学校給食センター条例の一部改正について
- 日程第 1 9 議案第 6 0 号 砥部町公民館条例の一部改正について
- 日程第 2 0 議案第 6 1 号 砥部町勤労青少年ホーム条例の一部改正について
- 日程第 2 1 議案第 6 2 号 砥部町立社会体育施設条例の一部改正について
- 日程第 2 2 議案第 6 3 号 砥部町立図書館条例の一部改正について
- 日程第 2 3 議案第 6 4 号 砥部町保育所条例の一部改正について
- 日程第 2 4 議案第 6 5 号 砥部町一時保育条例の一部改正について
- 日程第 2 5 議案第 6 6 号 砥部町老人福祉施設等利用条例の一部改正について
- 日程第 2 6 議案第 6 7 号 砥部町国民健康保険診療所条例の一部改正について
- 日程第 2 7 議案第 6 8 号 砥部町環境基本条例の一部改正について
- 日程第 2 8 議案第 6 9 号 砥部町陶芸作業場条例の一部改正について
- 日程第 2 9 議案第 7 0 号 砥部町砥部焼伝統産業会館条例の一部改正について

- 日程第 3 0 議案第 7 1 号 砥部町峡の館条例の一部改正について
- 日程第 3 1 議案第 7 2 号 砥部町有建設機械条例の一部改正について
- 日程第 3 2 議案第 7 3 号 砥部町休養観光施設条例の廃止について
- 日程第 3 3 議案第 7 4 号 砥部町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の締結について
- 日程第 3 4 議案第 7 5 号 平成 1 9 年度砥部町一般会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 3 5 議案第 7 6 号 平成 1 9 年度砥部町老人保健特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 3 6 議案第 7 7 号 平成 1 9 年度砥部町とべの館特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 3 7 議案第 7 8 号 平成 1 9 年度砥部町水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- ・ 散 会



平成19年第2回砥部町議会定例会

平成19年6月8日（金）

午前9時30分開会

○議長（栗林政伸） これから、本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 承認第1号 専決処分第2号の承認について

（説明、質疑、承認）

○議長（栗林政伸） 日程第1 承認第1号 専決処分第2号の承認についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。武智税務課長。

○税務課長（武智充吉） 承認第1号専決処分第2号の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。平成19年6月8日提出。砥部町長中村剛志。専決処分書をお願いします。専決第2号、平成19年3月30日付で、地方税法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、砥部町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成19年3月31日付で専決処分したものであります。内容につきましては、新旧対照表で説明したいと思いますのでご覧ください。まず、23条町民税の納税義務者の改正でございますが、第5号として「新たに法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で町内に事務所又は事業所を有するもの」を追加するものでございます。第2項、第3項につきましては、これを受けての条文整理でございます。次に、31条第2項の法人税の均等割の税率でございますが、次のページをお願いします。ここでは信託法の改正によりまして、そのための条文整理でございます。次のページをお願いします。第95条たばこ税の税率でございますが、今までは附則の特例税率として指定されておりましたが、今回、本則の税率として規定されたものであります。ですから、税率としては今までと変更ございません。続きまして、第131条第5項の改正でございますが、ここでは地方税法施行令の改正に伴い条文の整理でございます。次のページをお願いします。附則の第10条の2第4項及び第5項につきましても、地方税法の施行令の改正によるものでございます。次のページの第6項につきましては、新たに地方税法で規定されたもので、住宅のバリアフリー改修を行った場合、翌年の固定資産税が3分の1減額されるものでございます。その条件としましては、平成19年の4月1日から22年の3月31日までに改修を行った場合。65歳以上の高齢者又は障害者が住んでおること。工事費が30万円以上であることなどがございます。第11条の3につきましてもは鉄軌道用地の評価方法を変更するために設けられたものでございますが、本町では該当がございません。次のページをお願いします。第16条の2たばこ税の税率の特例でございますが、先ほど説明しましたとおり、たばこ税の税率が本則の税率に変わりましたので、これを削除し条文の整理を行ったものでございます。次に17条の2第3項につきましてもは、租税特別措置法第36条の6を削除したものでございます。続きまして、第19条の

2につきましては、証券取引法が改正されたことによりまして、条文整理でございます。続きまして、第19条の3、次のページをお願いします。第20条の第7項及び第20条の4の第3項につきましては、いずれも課税の特例措置を延長するものでございます。9ページが一番下の方ですが、第20条の5につきましては、新たに制定されたものでございます。その内容でございますが、外国、条約相手国の社会保障制度に対して支払った保険料については、地方税法の規定を適用することにより、社会保険料控除の対象とすることとなったものでございます。続きまして、附則の説明をいたしますので、元の専決処分書の最後のページをお願いします。附則第1条、この条例は平成19年4月1日から施行する。ただし次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。1、附則第17条の2第3項の改正規定は平成20年4月1日。2、第23条及び第31条第2項の改正規定、信託法の施行の日。3、附則第19条の2第1項の改正規定、証券取引法等の一部を改正する法律の施行の日。第2条、改正後の砥部町税条例附則第20条の5第1項の規定は、同項に規定する所得割の納税義務者が平成19年4月1日以後に支払う又は控除される同項に規定する保険料について適用する。第3条、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成19年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成18年度分までの固定資産税についてはなお従前の例による。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（栗林政伸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
[質疑なし]

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありますか。
[討論なし]

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。
承認第1号の採決を行います。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
[「異議なし」の声あり]

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。
よって、承認第1号 専決処分第2号の承認については、原案のとおり承認されました。

~~~~~

## 日程第2 承認第2号 専決処分第3号の承認について (説明、質疑、承認)

○議長（栗林政伸） 日程第2 承認第2号 専決処分第3号の承認についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。武智税務課長。

○税務課長（武智充吉） 承認第2号専決処分第3号の承認について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めます。平成19年6月8日提出。砥部町長中村剛志。専決処分書をお願いします。専決第3号。平成19年3月30日付で地方税法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、砥部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治

法第179条第1項の規定に基づき、平成19年3月31日付で専決処分したものであります。内容につきましては、新旧対照表で説明しますので、新旧対照表をお願いします。第2条の第2項及び第13条の中で、「53万円」を「56万円」に改正するものでございます。これは国民健康保険税の最高限度額を引き上げる改正でございます。ちなみに限度額の引き上げにつきましては、平成9年度以来、10年振りとなっております。続きまして、附則の説明をしますので、専決処分書をお願いします。附則1、この条例は平成19年4月1日から施行する。2、改正後の砥部町国民健康保険税条例の規定は、平成19年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成18年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（栗林政伸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありますか。  
[討論なし]

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。  
承認第2号の採決を行います。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。  
[「異議なし」の声あり]

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、承認第2号 専決処分第3号の承認については、原案のとおり承認されました。

~~~~~

日程第3 報告第2号 砥部町土地開発公社平成19事業年度事業計画及び予算並びに平成18事業年度決算に関する書類の提出について
(説明、質疑)

○議長（栗林政伸） 日程第3 報告第2号 砥部町土地開発公社平成19事業年度事業計画及び予算並びに平成18事業年度決算に関する書類の提出についてを議題とします。本件について、報告を求めます。藤田企画課長。

○企画課長（藤田正純） 報告第2号につきましてご説明申し上げます。砥部町土地開発公社平成19事業年度事業計画及び予算並びに平成18事業年度決算に関する書類の提出について。地方自治法第243条の3第2項の規定により、砥部町土地開発公社平成19事業年度事業計画及び予算に関する書類並びに平成18事業年度決算に関する書類を別冊のように提出する。平成19年6月8日提出。砥部町長中村剛志。それでは説明の都合上、平成18事業年度の収支決算からご説明を申し上げます。18ページをお願いします。平成18事業年度収支決算書。収入といたしましては、1款繰越金、決算額606万9,328円。2款事業外収入、決算額5,347円。内訳といたしまして、受取利息4,747円。雑収入600円です。以上、収入合計、予算現額607万1千円に対しまして、決算額607万4,675円でございます。19ページをお願いします。支出といたしまし

て、1款及び2款のすべてでございません。以上、支出合計、予算現額607万1千円に対し、決算額はございませんので、不用額607万1千円の決算とさせていただきます。それでは13ページにお戻りください。平成19年3月31日現在の財産目録についてご説明申し上げます。まず資産の部の流動資産として、普通預金、定期預金合わせまして1,106万4,675円。固定資産として、投資1万円です。負債の部はございませんので、差引純資産、1,107万4,675円となっております。14ページをお願いします。貸借対照表でございます。資産の部として流動資産が1,106万4,675円。固定資産が1万円。負債の部はございませんので、資本の部として基本金500万円、前期繰越準備金606万9,328円、当期純利益5,347円で、合計1,107万4,675円となっております。15ページをお願いします。損益計算書です。ここでは先ほど18ページ、19ページでご説明いたしました収支決算を、決算書としておりますので、事業はしていませんから、事業外収益のみとなります。本事業年度の当期純利益は5,347円です。前期繰越準備金606万9,328円を加え、607万4,675円の利益が生じたので、公有地の拡大の推進に関する法律第18条第4項の規定によりまして、準備金として整理をさせていただきます。以下16ページに事業報告書、17ページに決算審査意見書、20ページに利益処分、21ページに基本金明細表を付属明細として添付をさせていただきます。次に平成19事業年度の予算についてご説明申し上げます。1ページへおかえりください。平成19事業年度砥部町土地開発予算。第1条、平成19事業年度砥部町土地開発公社の予算は、次に定めるところによる。第2条、収入支出予算の総額は、収入支出それぞれ608万円と定める。2項、収入支出の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表収入支出予算」による。ということで、3ページをお願いいたします。まず本年度の収入といたしまして、1款1項、繰越金が607万4千円。2款事業外収入、1項の受取利息は5千円、2項の雑収入は1千円。合計608万円でございます。次に支出といたしまして、1款管理費、1項一般管理費8万円。2款予備費600万円。合計608万円の予算とさせていただきます。以下4ページ以降に事業計画書、資金計画、事項別明細書を付けております。8ページ以降には、政令で定める予算に関する説明書類といたしまして、8ページに前事業年度の予定貸借対照表、9ページには、当該事業年度の予定貸借対照表を、10ページには、前事業年度の予定損益計算書を添付いたしております。お目通しをいただいたらと思います。以上で報告第2号砥部町土地開発公社平成19事業年度事業計画及び予算並びに平成18事業年度決算に関する報告とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（栗林政伸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。4番土居美智子君。

○4番（土居美智子） すみません、簡単な質問なんですけど。この中に1千円ある雑収入というのはどういうものをいうんでしょうか。

○議長（栗林政伸） 藤田企画課長。

○企画課長（藤田正純） 土居議員さんのご質問にお答えをいたします。雑収入の1千円につきましては基金を信金に預けております。その配当金でございます。

○議長（栗林政伸） 他にありませんか。2番政岡洋三郎君。

○2番（政岡洋三郎） 8ページの予定貸借対照表なんですけど、これは18年度の事業年度の数字を載せるべきじゃないかと思うんですが。これは18年度の決算の数字が載つとるんですけども。そこをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（栗林政伸） 藤田企画課長。

○企画課長（藤田正純） 政岡議員さんのご質問にお答えをいたします。19事業年度の予算につきましては、3月の理事会で承認をいただいております。その時点では18事業年度の決算は出来ておりません。決算につきましては、4月に入りまして、理事会で承認をいただいておりますので、先ほど申し上げました政令で定める添付資料として、前事業年度の資料を添付いたしておりますので、そういう形になっております。以上でございます。

○議長（栗林政伸） 2番政岡洋三郎君。

○2番（政岡洋三郎） それであれば収入支出の、6ページの予算事項別明細書はこれはそしたら、前年度の数字を挙げということですね。19年度の事業計画やけん、前年度の出した予算分と対比をするのが普通の予算の立て方でないかと思うんですけども、そこを再度お尋ねいたします。

○議長（栗林政伸） 藤田企画課長。

○企画課長（藤田正純） 政岡議員さんのご質問にお答えをいたします。8ページ、9ページを見ていただいたらと思います。8ページには平成19年3月31日現在での予定貸借対照表。9ページには20年の3月31日の予定貸借対照表を添付いたしておりますので、これでご理解をいただいたらと思います。

○議長（栗林政伸） 他にございませんか。質疑なしと認めます。以上で報告第2号を終わります。

~~~~~

日程第4 報告第3号 株式会社グリーンキーパー平成19事業年度事業計画及び予算並びに平成18事業年度決算に関する書類の提出について  
(説明、質疑)

○議長（栗林政伸） 日程第4 報告第3号 株式会社グリーンキーパー平成19事業年度事業計画及び予算並びに平成18事業年度決算に関する書類の提出についてを議題とします。本件について、報告を求めます。西崎農林課長。

○農林課長（西崎悟） 報告第3号についてご説明いたします。報告第3号株式会社グリーンキーパー平成19事業年度事業計画及び予算並びに平成18事業年度決算に関する書類の提出について。地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社グリーンキーパー平成19事業年度事業計画及び予算に関する書類並びに平成18事業年度決算に関する書類を別冊のように提出する。平成19年6月8日提出。砥部町長中村剛志。次のページをお願いいたします。平成19年度事業計画。1、経営方針。地球温暖化が世界的な社会問題の中で、砥部町をはじめ砥部町森林組合等関係機関との連携を密にし、補助事業

による間伐を積極的に行い、安定した経営及び、地球環境に配慮した森づくりに努めます。また、町有地及び森林の維持管理にも積極的に参加し、社会貢献及び環境保護に努めます。地球環境の改善が急務の今、林業関係者に世間の期待が集まっている。その期待に恥じぬよう、日々「技術力の向上・意欲の向上」を目指し、また安全管理にも十分配慮し、未来に残す森づくりを目標に、社員一同頑張っております。株主各位の一層のご理解とご支援並びにご指導を賜りますようお願いいたしますとしております。次のページをお願いいたします。2、事業計画。平成19年度収支予算、収入の部。主なものといたしまして、林業収入19年度予算4,230万円。運送収入570万円。補助金収入1,135万4千円。合計6,038万4千円。前年比減の418万9千円でございます。次に支出の部、社員9名の給料、手当、賞与の人件費で2,871万1千円。法定福利費650万円。賃借料180万円。修繕費500万円。燃料費350万円。支払手数料550万円。合計5,820万1千円。前年比増の115万3千円。以上、収支差引平成19年度損益218万3千円の利益を見込んでおります。次に、平成18事業年度の決算についてご説明いたします。4ページをお願いいたします。貸借対照表、平成19年3月31日現在。資産の部、Ⅰ流動資産、決算額9,725万7,267円。Ⅱ固定資産、277万8,990円。Ⅲ繰延資産はございません。以上、資産の部、合計1億3万6,257円。5ページをお願いいたします。負債の部、Ⅰ流動負債、決算額831万3,477円。Ⅱ固定負債0。負債の部、合計831万3,477円。純資産の部、Ⅰ株主資本、決算額9,172万2,780円。Ⅱ評価・換算差額0。Ⅲ新株予約権0。以上で純資産の部、合計9,172万2,780円。負債・純資産の部、合計1億3万6,257円でございます。次のページをお願いいたします。損益計算書、Ⅰ売上高、決算額4,948万8,258円。Ⅱ売上原価0。販売総利益4,948万8,258円。Ⅲ販売費及び一般管理費5,652万9,147円。営業損失704万889円。Ⅳ営業外収益364万3,315円。Ⅴ営業外費用0。経常損失339万7,574円。Ⅵ特別利益1,144万555円。Ⅶ特別損失0。税引前当期純利益804万2,981円。法人税、住民税及び事業税51万9千円。当期純利益752万3,981円でございます。以上で報告第3号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（栗林政伸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。以上で報告第3号を終わります。

~~~~~

日程第5 報告第4号 有限会社砥部町産業開発公社平成19事業年度事業計画及び予算並びに平成18事業年度決算に関する書類の提出について
(説明、質疑)

○議長（栗林政伸） 日程第5 報告第4号 有限会社砥部町産業開発公社平成19事業年度事業計画及び予算並びに平成18事業年度決算に関する書類の提出についてを議題とします。本件について、報告を求めます。相田商工観光課長。

○商工観光課長（相田由紀夫） それでは報告第4号についてご説明申し上げます。有限会社砥部町産業開発公社平成19事業年度事業計画及び予算並びに平成18事業年度決算に関する書類の提出について。地方自治法第243条の3第2項の規定により、有限会社砥部町産業開発公社平成19事業年度事業計画及び予算に関する書類並びに平成18事業年度決算に関する書類を別冊のように提出する。平成19年6月8日提出。砥部町長中村剛志。それでは1ページをお願いします。まず最初に平成19年度事業計画についてでございますが、1番目につきましては、社員総会並びに役員会の開催でございますが、総会は5月25日、5月中に1回、それから役員会につきましては、その前に1回と、中間に1回ということで、合計3回の予定になっております。続きまして自主運営事業でございますが、10項目ございますけれども、今現在、産業開発公社で行っておりますのは、陶芸舎の貸付業務と峡の館指定管理者による委託販売業務でございます。神の森公園内外の清掃が主な事業でございます。3番目でございますが、受託事業につきましては、先ほども申し上げましたが、峡の館の指定管理業務でございます。顧客サービス方針と販売および収益に関する方針について書かれております。販売目標につきましては、10%アップの6千万を予定させていただいております。それを達成するためにはイベントを2回程度開催する予定で進んでおります。経費の節減につきましては、無駄を省くという事でございます。人員配置につきましてもローテーション等を考えていくと。次のページ2ページ目でございます。施設管理に関する方針につきましては、峡の館だけでなく駐車場等々の公園内の清掃もございまして、十分気を付けてやっていきたいと。営業日につきましては、全日営業させていただきます。8時から17時まで。ただし、12月31日から3日までは休館とさせていただきます。例えば6月9日の「ほたる祭り」というような夜でないといけないような事業に対しましては、個別に申請をしていただきまして、許可を与えるというふうな格好になっております。続きまして3ページをお願いいたします。平成19年度収支予算について収入の部。売店販売手数料840万円。峡の館の売店収入でございます。基礎の数字は6千万掛ける14%を見込んでおります。指定管理料456万。それから借入金188万は、農業集落排水工事の支払いのための借入金でございます。合計が1,782万円でございます。支出の部について、主なものにつきましては、給与264万。職員2人でございます。雑給540万。パート4名でございます。それから大きいのは、水道光熱費が180万円ということで、これは敷地内のトイレ等にも関連しております。それから先ほど188万の借入金をするというので、下から4行目でございますが、配管工事の、陶芸舎の農業集落排水の接続工事を188万とする予定でございます。合計が1,782万円ということで、この中には、純利益が182万見込んでおるといふようになっております。続きまして、第22期決算報告についてご説明申し上げます。貸借対照表をお願いいたします。5ページになろうかと思っております。流動資産457万4,100円。固定資産69万484円。無形固定資産14万5,600円、これは電話加入権でございます。投資その他の資産6,860円、これはリサイクル料でございます。合計526万4,584円になります。6ページをお願いします。負債の部ですが、流動資産につきましては、252万4,327円。固定負債150万7千円でご

ざいます。負債の部合計403万1,327円。純資産の部でございますが、株主資本が、123万3,257円。資本金は533万円ございまして、利益剰余金としましてマイナス409万6,743円となっております。続きまして、損益計算書をお願いいたします。7ページになろうかと思えます。Iの売上金でございますが、1,395万9,881円。これは今までですと宿泊、21期につきましては、宿泊売上額となっておりますが、管理受託料となりましたので、売店収入が多くなっております。管理受託料517万9,500円。売店手数料836万381円。賃借料収入42万円ということでございます。売上原価につきましては70万6,969円。売上総利益につきましては1,325万2,912円でございます。3番目でございますが、販売費及び一般管理費につきましては、1,263万978円。営業外収益118万9,769円になります。経常利益でございますが、181万1,703円。最終的に当期純利益につきましては173万636円でございます。以上で報告第4号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（栗林政伸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。11番宮内光久君。

○11番（宮内光久） 19年度の収支予算についてですが、この支出の部の交通費41万、通勤手当等。これは職員1名の通勤手当でしょうか。

○議長（栗林政伸） 相田課長。

○商工観光課長（相田由紀夫） 交通費といいますのは、通勤費でございまして、通勤手当の支給を現在職員1名と、それからパート職員が4名いらっしゃいます。その内の1名を除いたすべての方、長距離になりますので、車での通勤をしていただいております。その方の4名の通勤費でございます。よろしいでしょうか。

○議長（栗林政伸） 4番土居美智子君。

○4番（土居美智子） すみません。見方がよう分からんので、とんちんかんな質問かもしれんですけど、ページが5ページなんですけど、資産の部のところで1番上の未収入金370万ほどあります。それでなぜここに未収入金というのがあるのかなというんですけど理由を。

○議長（栗林政伸） 相田商工観光課長。

○商工観光課長（相田由紀夫） 土居美智子議員さんのご質問にお答えします。これ町の方の指定管理者制度を使ってございまして、峡の館の売上仕入等については通帳をですね別にさせていただいております。それから産業開発公社の方に移し変えるという作業でございまして、これは単純に通帳を移し変えが出来てなかったものですから今の言う、未収入金という、産業開発公社にとってはまだ未収入であるというようなことで載っております。よろしいでしょうか。

○議長（栗林政伸） 18番三谷喜好君。

○18番（三谷喜好） どこの項目で質問したらいいのかなと思ひまして、1つ提案でございますので、ここらあたりがいいのかなと思ひまして、あえて質問させていただきます。これは担当課長ではなくて、社長に質問をいたします。産業開発公社でございますから、

社長、ご案内のように職員が朝から時間がないから本当に努力されておる姿、いわゆる6千万に達成するための努力しとる姿は、私どもも度々目にしますけれども、本当に頑張っているらしいやいます。これは課長以下、頭の下がる思いでございます。そこで一つの提案でございますが、ちょうど場所はあれ、なんという場所でございますか、水を汲みに行っておる所の場所に、わりあい土日になりますと、不規則な車の置き方をしております、交通でその筋、松山南署あたりも危険じゃないかという話も漏れ聞いておりますので、どうか峡の館の中に、いくら掛かりますか分かりませんが、この事故を起こして、せっかく広田に来ていただいたのに、保険で解決されるといっても事故の起こさない町にするためにも、あこらあたりに引いていただくと、交通事故が未然に防げるんじゃないかこのように思いますので、あえて提案をいたしますが、今度は社長でございます、社長の方からひとつやるぞといってくれましたらそれでよろしゅうございます。

○議長（栗林政伸） 中村町長。

○町長（中村剛志） ただ今の三谷議員さんのご質問にお答えしたいと思います。今、地方の清らかな水というのは非常に注目を集めております。砥部町におきましては広田で2箇所、水がございます。そしてまた久万町にもございますし、西条にもございます。その他いろんな所で、非常に水を汲みに来る方が多いというような状況でございます。今、広田の2箇所につきましては、毎日のようにたくさんの方が水を汲みに来ております。その中に、たまたま昨日、私の方へごあいさつに来られた、愛媛県の刑事部長ナンバーツーの地位の方で、二宮さんという方も毎週汲みに行っているというお話をされておりました。そしてその中で、ちょうど三好石油の前の所、あそこは大きいカーブになっております。そこにいつも2台、3台と停まっているという事で、たまたまその刑事部長さんもこれ、ちょっと危険なんじゃないかなという事で、言われておりました。そしてまた、松山南署の中村署長も同席をされていたんですけど、中村署長の方からもこれはちょっと危険だから、出来たらなんか方策を考えたらどうかなというお話もございました。そういう事で、我々としてもこの水を生かすという事と、それと交通の便を安全にするという事。交通便で安全にするという事、この2点を考えて、今後、今、三谷議員さんが言われました、水の給水場所といいますか、これを考えていきたいというふうに思います。やはり峡の館の所へ行けば駐車場もありますし、そして、峡の館の販売の向上にもつながるのではないかとこのように考えております。そういう事で早急にこの件については検討をしていきたいと思っております。また、これには工事費がかなり掛かるのではないかとと思っておりますが、一度聞いた範囲では、広田村の時代に峡の館まで引くのに大体300万くらい掛かるというようなお話を聞いております。そういう事で、また議員の皆さま方にもご相談をしながら大変良い事だと思いますので、進めていきたいと思っております。それと、やはり峡の館が今、一生懸命やっております。研修の宿を他に移管しまして、そして産業開発公社が峡の館に移ったというので、やっぱり600万位節約も出来ております。そういう事で、峡の館の販売をもっと上げて、町からの補助が無くてもやれるような会社に一日も早くしたいと考えておりますので、またご提案等いただきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（栗林政伸） 他に。14番田室博志君。

○14番（田室博志） 1つ聞きたいんですけど、損益計算書のところで、管理委託料800万から517万という事で、300万の減額。その中で、経常利益で180万の利益出されて、今お話があったように、500万余りの前年度から比べると向上しておると。非常に努力の跡が見えております。大変喜ばしい事だと思います。その中で、今年度の収支予算、19年度の収支予算になると、指定管理料が456万という事で、減額がされておりますけれども、公園管理委託料という名目で124万の支出が見込まれております。これについて、前年度まではこれ私の記憶では無かったのではなかろうかと思うんですけど、そこらあたりどんなんでしょうか。

○議長（栗林政伸） 相田商工観光課長。

○商工観光課長（相田由紀夫） 田室議員さんのご質問にお答えさせていただきます。公園管理についてでございますが、平成18年度当初はですね、建設課と個人の方の契約でございました。個人といいますのは、産業開発公社の職員でございまして、個人との契約という事でやっておりました。半年経った段階で、やっぱり会社の方と契約してほしいという要望いたしまして、町と産業開発公社の方で年度途中にですね、契約いたしまして、平成18年度の決算上にはですね、この損益計算書の上から三行目でございますが、売上高の所でございますが、管理委託料が517万9,500円でございます。これにつきましては、456万円と61万9,500円でございます。この61万9,500円が半年分にあたる部分でございます。そういったように、平成19年度につきましては年度当初から、町の建設課と契約させていただきたいというような事でございます。

○議長（栗林政伸） 他にありませんか。質疑なしと認めます。以上で報告第4号を終わります。

~~~~~

日程第6 報告第5号 平成18年度砥部町繰越明許費繰越計算書の報告について  
(説明、質疑)

○議長（栗林政伸） 日程第6 報告第5号 平成18年度砥部町繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。本件について、報告を求めます。松下監理財政課長。

○監理財政課長（松下行吉） 18年度繰越明許費の繰越計算書についてご報告いたします。報告第5号平成18年度砥部町繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調整したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。平成19年6月8日提出。砥部町長中村剛志。1枚めくっていただいたらと思います。自治体の事業予算は、単年度を原則に組まれております。その年度中に完成出来ない場合には、繰越明許費として予算書にその旨を設定した上でなければ出来ないわけでございますが、その繰越明許費を設定した場合につきましては、翌年度繰越計算書を調整して6月議会で報告する事になります。これは自治法の方の定めでございます。18年度は、一般会計と公共下水道特別会計合わせて3件の繰越明許費を設定いたしましたので、自治法の規定に従ってご報告いたします。まず一般会計の方ですが、3款民生費1項社会福祉費、後期高齢者医療制度に伴う介護保険システム改修事業として306万6千円。この額、全額が翌年度へ繰越されております。

財源といたしましては、未収入特定財源が国庫支出金 8 7 万 2 千円、一般財源 2 1 9 万 4 千円でございます。次に 1 0 款教育費 2 項小学校費、麻生小学校体育館耐震補強等整備事業、1 億 4, 6 9 3 万円の設定に対して全額を翌年度に繰越いたします。財源は、未収入特定財源が 6, 3 0 4 万 5 千円、地方債 7, 9 6 0 万円、一般財源として 4 2 8 万 5 千円でございます。次に公共下水道特別会計でございますが、1 款公共下水道事業費 1 項公共下水道事業費で、3 億 7 千万円の繰越明許費を設定しておりました。翌年度に繰越します額は、3 億 1, 4 0 0 万円、ここで 5, 6 0 0 万円の差がございますが、これにつきましては、管渠工事の業者決定に伴います前払いでございます。そういうことで、3 億 1, 4 0 0 万円を 1 9 年度へ繰越しております。既に収入しておる特定財源として 9 5 5 万円でございます。これは一般会計からの繰り出し、下水道からいいますと繰入金でございます。未収入の特定財源として国庫支出金が 1 億 5, 3 1 5 万円、地方債 1 億 5, 1 3 0 万円でございます。以上のとおりご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（栗林政伸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。以上で報告第 5 号を終わります。

~~~~~  
日程第 7 報告第 6 号 砥部町国民保護計画の報告について
(説明、質疑)

○議長（栗林政伸） 日程第 7 報告第 6 号 砥部町国民保護計画の報告についてを議題とします。本件について、報告を求めます。明賀総務課長。

○総務課長（明賀徹） 報告第 6 号砥部町国民保護計画の報告について。武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 3 5 条第 1 項の規定により、砥部町国民保護計画を作成したので、同法第 3 5 条第 6 項の規定により報告する。平成 1 9 年 6 月 8 日提出。砥部町長中村剛志。砥部町国民保護計画が平成 1 9 年 3 月に完成いたしましたので、ご報告と併せまして要点をご説明させていただきます。先ほど申しましたようにこの国民保護計画は保護法第 3 5 条第 1 項により作成を義務付けられており、完成後は同条第 6 項の規定により速やかに議会へ報告する事とされております。計画の内容につきましては、お手元に用意しております。砥部町国民保護計画の概要版をご説明をさせていただきます。まず町の責務でございますが、有事の際に今回作成した国民保護計画に基づきまして国民を保護する措置を的確かつ迅速に推進することとされております。次に国民保護計画の構成について申し上げます。概要版の 1 ページの中ほどにありますように 5 つの編と資料編で構成されております。まず第 1 編、総論では町の責務や計画の位置付け、国民保護措置に関する基本方針などを明らかにしております。次に第 2 編、平素からの備えや予防では町の組織体制や救援、避難を実施するための平素からの備えを示しております。第 3 編、武力攻撃事態等への対処では武力攻撃事態が発生又は発生の恐れがある場合の初動措置や対策本部の設置等について述べております。第 4 編、復旧等では、事態発生後の復旧について載せております。第 5 編、緊急対処事態への対処では、緊急対処事態が発生又

は発生の恐れがある場合対処について示しております。次に、この計画はどのような事態を想定して策定、対策を示しているのかご説明をいたします。同じく概要版の5ページを開いていただいたらと思います。第5章、町国民保護計画が対象とする事態をご覧ください。この計画では、武力攻撃事態と緊急対処事態の2つの事態を想定しております。武力攻撃事態とはここに示しておりますとおり、着上陸侵攻や航空攻撃、弾道ミサイル攻撃、ゲリラや特殊部隊による攻撃などを指しております。次に、緊急対処事態とは、大規模なテロ攻撃を指しております。ここに示しておりますように、危険性を内在する物質を有する施設、大体原発とか石油コンビナート、ガス基地等を指すと思います。ここを狙った攻撃など、攻撃の対象施設等による分類と、航空機自爆テロなどのように攻撃の手段による分類に分けて想定しております。次に、事態が発生した場合に執るべき町の体制をご説明いたします。同じく5ページの第2編、平素からの備えや予防の第1章、組織・体制の整備等をご覧ください。体制は職員参集基準の表にありますように、一番右、担当課室体制と、2番緊急事態連絡室体制、3といたしまして、町国民保護対策本部体制の3つの体制を執ることとしております。次にこの3つの体制の中でですが、概要版の8ページをお願いします。事案の覚知等から本部設置までの流れをご覧ください。まだどのような事態が発生しているのか具体的に把握出来ていない段階で、情報収集等が必要な場合は、国民保護対策本部の事務局員などが参集する担当課室体制、これは総務の防災の方が担当するようになると思います。を執ります。その後、現場からの情報により、多くの人を殺傷するような行為等を把握した場合は、町長を室長とする緊急対処事態連絡室の体制を執ります。更に国が武力攻撃事態や緊急対処事態を把握して、事態の認定を行った場合は、国から国民保護対策本部設置の通知があります。町はこれに従い対策本部を設置して対処することとなります。ここで大きく違うのは、自然災害の場合は町の判断により対策本部を設置いたしますが、武力攻撃事態等が発生した場合と、この点が大きく異なっております。国民保護法においては、国が国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針を固め、町はこの国の方針に基づき国民の保護のための措置を実施する責務を有することとされております。この第3編では、町の役割とされております、住民への警報の伝達や住民の避難誘導などについても示しております。次に10ページの、警報の通知・伝達の仕組みをご覧ください。国が警報を発令いたしますと、県へ通知があり、県を通じて町へ伝達されます。町はこの警報を関係機関や住民へ速やかに伝達しなければならないとされております。次に、住民の避難誘導についてご説明いたしますので、11ページの方をお願いいたします。避難誘導につきましても国が避難の指示を県へ通知し、県を通じて避難の指示がございます。町はこれに基づきまして住民を安全な場所へ避難誘導することとされております。以上で国民保護計画の要点を説明させていただきましたが、国民の保護のための措置の実施体制の基本は、国において内閣総理大臣を本部長とする武力攻撃事態等対策本部が設置され、この対策本部において、対処措置が総合的に推進されます。次に閣議で対策本部の設置が必要であると指定された都道府県、市町村につきましても、それぞれの首長を本部長とする国民保護対策本部が設置され、国と密接な連絡の元に国民保護措置が講じられることとなります。県や市町は国の方針の元、国からの指示を受けて国民の保護の措

置を実施することになります。以上で簡単ですが、砥部町国民保護計画の作成の報告と説明を終わります。

○議長（栗林政伸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。18番三谷喜好君。

○18番（三谷喜好） 大変立派な保護計画ができております。そこでお尋ねをいたしましたのは、実は今世紀前半にも起こるであろうという南海地震の中で、いわゆる危機管理というものがどの町村でもかなり検討されております。これとの競合、どのようにしていくのか、それともう一つはどこの町村行っても私どもお尋ねするんですが、いい案が無いというのは、個人情報保護条例によって告知されないんですね。確かにここには3人おいでるけど、「いいえ私だけです」とこういう告知される場合が多いと。そこらあたりの対応策は民生委員さんを通じてやるけど、やっぱり限界があるんだよと。ここらあたりは総務課長さん、どのようにご検討しておりますかお尋ねしたいと思います。

○議長（栗林政伸） 明賀総務課長。

○総務課長（明賀徹） ただ今の三谷議員さんのご質問にお答えいたします。先ほど申しましたように、地震とか普通の一般災害と国民保護のは完全にこれは組織が違います。地元で対策本部を設置することが出来るのは、当然地震とか一般災害の場合は出来るわけですが、国民保護になりますと、これは国県を通じて初めて出来るわけでございまして、基本的にその点が一番違っている点でございます。それと危機管理についてどういう事かということだったんですが、当然今砥部町では危機管理課とか危機管理室というものは設けておりませんが、将来的には危機管理専門の課、まあ課にするか室にするかは別として、そういう部所を作って、国民保護又は一般災害を含めて対処していかなければならないと考えております。それと災害が起きた場合に要援護者、先ほど三谷議員さんが言われた弱者ですね、お年寄り又外国人等につきましては、当然個人情報の網が掛かっておりますが、今現在の展開といたしましては、最終的には目的が住民保護であればその規制は免れるであろうというような見解をいただいておりますので、今後は民生委員さんを中心にしていただいて、各地区でそういう名簿の作成を急ぎたいと思います。以上です。

○議長（栗林政伸） 三谷喜好君。

○18番（三谷喜好） 私の質問、お尋ねした要因の中の一つがやっぱり、本町も他の町村に追次するんでなくて、やはりしっかりとした危機管理室あるいは危機管理課とかを設けてするのが適当ではないかなと思って、あえてここでご質問したわけでございます。どうぞ将来に向かってご検討いただいたらと思います。以上。

○議長（栗林政伸） 他にありませんか。16番山本典男君。

○16番（山本典男） 先ほど、総務課長さんが言ったように国民保護法という事は、自然災害の場合と違って、国家というか、国が主導的になると、まあどっちかという国命令によって、その我々が従うというふうなことを言われまして、私もそういうふうな認識しておりまして、先ほど三谷議員さんも言われましたように、プライバシーの問題も、その国の関与によってですね、制限されるのかどうかそこらのところをですね、いわゆる昔あった、統制されるような、責任があるようなことなのかどうか、ちょっと私としても

そういう事態になっておるのかどうか、去年もちょっと疑問をもってしたわけですし、また自衛隊とか警察の人が来たらそのお金は砥部町が出さなければならんというような規定になっておりますし、そういうふうな話を前にしておるんですが、そういう流れのなかで、実際にミサイルがどこやらから飛んできたら、右から左というわけにはいかんから、そういう対策をする必要があるんだろうけども、それを事前に国の中でやっておかなければいかんと思ったりもするし、また、これが去年、一昨年、2、3年前に山陰ですか、あのへんのところでも、地方としてやられた所があったと思うんですが、全体的に国がするような話に、去年くらいからする話であって、砥部町もそこに参画したわけですが、全体の、日本全体の中で、その町村にこういうものを、今は、昔は何パーセントかという割合だったんですが、今は全体になつとるのか、そのパーセンテージ的なことはどういう状況になつとるかちょっと教えてほしいと思うんですが。自治体が全体にそういうふうなあれをしよるのか、どういう状態になつとるのか。

○議長（栗林政伸） 明賀総務課長。

○総務課長（明賀徹） 山本議員さんのご質問にお答えいたします。まずあの、プライバシーというのはちょっと私も想像出来ないんですけど、例えば第一次、第二次大戦というような戦争の、これは戦争を想定して作るんですが、これは国民を保護するためのルールですから、戦争するためのルールを定めたものではございません。ですからその点だけはちょっと認識していただいて。それとどのあたりまで作っているかという事は、これは全国的に全部作っております。それとなぜそうなるかという事なんです、ジュネーブ条約なんかでは無防備地帯宣言して逃げるという事が、国同士の場合は出来るんですが、日本が、日本の中の一部の砥部町だけが、うちはやりませんよという事は、そういう事自体が不可能だと思いますので、これはもう全国一律に計画を作って住民を保護するという考え方で進んでおります。以上です。

○議長（栗林政伸） 他にありませんか。質疑を終わります。以上で報告第6号を終わります。ここでしばらく休憩します。再開は10時55分の予定です。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時54分

~~~~~

#### 日程第8 議案第49号 砥部町防災会議条例の一部改正について

(説明、質疑、総務文教常任委員会付託)

○議長（栗林政伸） 日程第8議案第49号砥部町防災会議条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。明賀総務課長。

○総務課長（明賀徹） 議案第49号砥部町防災会議条例の一部改正について。砥部町防災会議条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成19年6月8日提出。砥部町長中村剛志。今回の改正は防災会議の委員の報酬及び費用弁償を明確に定めるため提案するものでございます。改正内容については新旧対照表の方をご覧ください。右側の改正案

の欄にありますように、元の第5条を第6条とし、第4条の次に新たに第5条を加える改正を行いました。報酬及び費用弁償、第5条「委員の報酬及び費用弁償については、砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の定めるところによる。」附則、この条例は公布の日から施行する。参考までに申し上げますと、現在、砥部町防災会議委員さんは会長1名と委員さん27名いらっしゃいます。今回の報酬改定による支払い対象者としては1名のみです。その他の委員さんにつきましては、職員等のため支出はいたしません。以上です。審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（栗林政伸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。4番土居美智子君。

○4番（土居美智子） すみません。今ちょうど聞きそびれたんですが、1名だけが支払いの対象者という事ですね。その対象者となられる方が、これを払わなければならないという理由というのはどういう事かお尋ねしたいと思います。

○議長（栗林政伸） 明賀総務課長。

○総務課長（明賀徹） 土居議員さんのご質問にお答えいたします。当然、非常勤の委員さんでございますので、会に出席していただければ、一般の委員さんにつきましても報酬をお支払いしております。今まで、これ手ばかりでございまして、入れてなかったわけでございます、うちの方が。ですから、会に来ていただいてもお支払いしてなかったんですが、今回ちゃんとお支払いしようという事で決めました。今、言いました1名というのは、今現在の委員さんでは消防団長がこの1名に該当しております。以上です。

○議長（栗林政伸） 他にありませんか。質疑を終わります。

おはかりします。議案第49号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって議案第49号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、6月15日の本会議でお願いします。

~~~~~

日程第9 議案第50号 砥部町水防協議会条例の一部改正について (説明、質疑、総務文教常任委員会付託)

○議長（栗林政伸） 日程第9議案第50号砥部町水防協議会条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。明賀総務課長。

○総務課長（明賀徹） 議案第50号砥部町水防協議会条例の一部改正について。砥部町水防協議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成19年6月8日提出。砥部町長中村剛志。始めに改正理由についてご説明申し上げます。今回の改正は、砥部町水防協議会の設置根拠法でございます、水防法の改正に伴う条文整理と、先ほどの件と同じ理由になりますが、委員の報酬及び費用弁償を明確に定めるための改正でございます。これも新旧対照表の方をご覧ください。第1条のアンダーラインの部分でございますが、改

正につきましては、根拠法である水防法の改正に伴うもので、「第26条第1項」を「第33条第1項」に改めるものであります。それと第5条の改正につきましては、右側の欄のとおり第5条を第6条とし、第4条の次に、新たに5条を加える改正を行っております。報酬及び費用弁償、第5条「委員の報酬及び費用弁償については、砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の定めるところによる。」こちらにつきましても、現在、水防協議会委員は会長1名に委員23名ございます。それと今回改正による該当者、支払いの対象者といたしましては合計10名いらっしゃいます。その他の委員につきましては、職員等で構成しておりますので、今のところは支払う予定ございません。以上です。

○議長（栗林政伸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
[質疑なし]

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第50号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって議案第50号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、6月15日の本会議でお願いします。

~~~~~

日程第10 議案第51号 砥部町国民保護協議会条例の一部改正について  
(説明、質疑、総務文教常任委員会付託)

○議長（栗林政伸） 日程第10議案第51号砥部町国民保護協議会条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。明賀総務課長。

○総務課長（明賀徹） 議案第51号砥部町国民保護協議会条例の一部改正について。砥部町国民保護協議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成19年6月8日提出。砥部町長中村剛志。この条例改正は、附属機関等の機能の充実及び合理化等による行財政運営の効率化を図るために提案するものでございます。改正内容につきましては、新旧対照表の方でご説明申し上げます。第2条第1項に定める協議会委員の定数「20人」を「15人」に減じております。砥部町行財政改革を進める中で、他の自治体の委員会、協議会等の構成人員の調査を行いましたところ、ほとんどの自治体において、構成委員さんの数は、大体10名から15名程度に設定しており、今回本町においても見直しを行っております。国民保護協議会は現在の委員数が14名で構成されており、減ずることで今後も支障がないものと思われまます。附則、この条例は公布の日から施行する。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（栗林政伸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。



おはかりします。議案第51号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思  
います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって議案第51号は、総務文教常任委員会  
に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、6月15日の本会議でお願いしま  
す。

~~~~~

日程第11 議案第52号 砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償
に関する条例の一部改正について
(説明、質疑、総務文教常任委員会付託)

○議長（栗林政伸） 日程第11 議案第52号砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報
酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由
の説明を求めます。明賀総務課長。

○総務課長（明賀徹） 議案第52号砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費
用弁償に関する条例の一部改正について。砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及
び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成19年6月8日
提出。砥部町長中村剛志。この改正は先ほどご説明申し上げました議案第49号、第50
号の改正を受けて、それぞれの委員の報酬等を明確に規定するための改正及び国会議員の
選挙の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律が施行されましたことに伴い、
この基準に準拠する報酬の額を改正するための提案でございます。新旧対照表の右側の方
をご覧ください。中ほど、国民保護委員会委員に次に、アンダーラインを引いた部分で
すが、新たに「防災会議委員 日額7,000円」「水防協議会委員 日額7,000円」
を追加いたしました。また選挙関連の改正では、選挙長から開票立会人まで、8つの関係
職につきまして、それぞれ基準に合わせまして、100円ずつ引き下げる改正を行って
おります。附則、この条例は公布の日から施行する。以上で説明を終わります。ご審議のほ
どよろしくお願いたします。

○議長（栗林政伸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
〔質疑なし〕

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第52号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思
います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって議案第52号は、総務文教常任委員会
に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、6月15日の本会議でお願いしま
す。

日程第12 議案第53号 砥部町手数料条例の一部改正について
(説明、質疑、総務文教常任委員会付託)

○議長(栗林政伸) 日程第12議案第53号砥部町手数料条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。明賀総務課長。

○総務課長(明賀徹) 議案第53号砥部町手数料条例の一部改正について。砥部町手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成19年6月8日提出。砥部町長中村剛志。この改正は、使用料手数料等の見直し基準に基づきまして、減免規定を適正に運用するため提案するものでございます。新旧対照表の方をご覧ください。第5条第3号中、「受けている者から」という部分の次に、「直接必要とするため」という条項を加えております。本人の請求行為を明確に限定する改正を行いました。同条第6号の改正では、全文を右側の欄のように改めております。「第6号 規則に定める法律の規定に該当する者から申請があったとき。」ここでいう、規則に定める法律とは、例えば健康保険法であったり、労災法、年金保険法、共済法などを指しております。そしてこの改正によりまして、戸籍に関し無料証明を受けることが出来るものを規則に一括で明記することになります。また第5条に第2項を加える改正を行っております。右欄のアンダーラインの部分をご覧ください。「第2項 身体障害者補助犬法第2条第1項に規定する身体障害者補助犬の使用証明を有する者からの請求に対しては、第2条第20号から第23号までに定める手数料を免除する。」ここで免除しました手数料とは、狂犬病予防法で定める犬の登録手数料、後は注射済票の交付手数料、それと鑑札と注射済票の再交付の手数を指しております。今までこの部分が整備されていなかったのは、町内に盲導犬の登録がなかったためというふうに聞いております。次に、新たに第7条として規則委任の条項を設けております。「第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。」附則、この条例は平成19年10月1日から施行する。以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長(栗林政伸) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。11番宮内光久君。

○11番(宮内光久) 先ほどの課長の説明の中で、身体障害者補助犬を今まではなかったのだということ、今回出すということは町内に該当者がおられるかどうかお伺いします。

○議長(栗林政伸) 明賀総務課長。

○総務課長(明賀徹) ただ今の宮内議員さんのご質問なんですが、現在、登録が出てきたから改正するというものではございません。将来にわたって、もし出てきた場合のためにきちんと設けておこうということで今回決めました。以上です。

○議長(栗林政伸) 他にありませんか。質疑を終わります。

おはかりします。議案第53号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(栗林政伸) 異議なしと認めます。よって、議案第53号は、総務文教常任委員

会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、6月15日の本会議でお願いします。

~~~~~

日程第13 議案第54号 砥部町地域審議会条例の一部改正について  
(説明、質疑、総務文教常任委員会付託)

○議長(栗林政伸) 日程第13議案第54号砥部町地域審議会条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。上岡支所長。

○広田支所長(上岡洋一) 議案第54号砥部町地域審議会条例の一部改正について。砥部町地域審議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成19年6月8日提出。砥部町長中村剛志。提案理由でございますが、本町における附属機関等の機能の充実及び合理化等による行財政運営の効率化を図るとともに、町政への住民の参画及び公正で開かれた町政の実現を推進するために提案をいたします。改正内容は、次の新旧対照表をご覧ください。改正案でございますが、第5条委員の規定でございます。委員は設置区域に住所を有する者又は施設区域内に存する事業所等に勤務する者で、次に掲げる者の内から、町長が委嘱するとなっております。1号公共的団体の役職員等、第2号学識経験者、この度新たに「第3号 その他町長が必要と認める者」を加えるものでございます。なお条例の施行は、19年7月1日とさせていただきます。以上で議案第54号の内容説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(栗林政伸) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。8番樋口泰幸君。

○8番(樋口泰幸) 地域審議会のメンバー、我々がいちいち確認した事がないんで、どういふ方になっておるのか、もし差し支えなければ、名簿を発表出来ればお願いいたします。

○議長(栗林政伸) 上岡支所長。

○広田支所長(上岡洋一) 樋口議員さんのご質問にお答えをいたします。名簿は現在ちよっと手元に持っておりますが、現在、広田地区地域審議会の委員としては10人を委嘱しております。その内、女性3人に就任をいただいております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長(栗林政伸) 4番土居美智子君。

○4番(土居美智子) すみません、町長にお尋ねしたいと思うんですけど、今度新たに、「その他町長が必要と認める者」というのは、ここのこれだけじゃなくて、いろんな所でこんな言葉があるんですけども、大体町長が想定されておる、町長が必要とする人というのはどういう人物を想定されてらっしゃるのかお尋ねしたいと思います。

○議長(栗林政伸) 中村町長。

○町長(中村剛志) ただ今の土居議員さんのご質問でございますが、町長が認める者という事ですが、これはやはり有識者の中で、いろんな分野から幅広く求めたいという事でその項目を加えさせていただきました。

○議長（栗林政伸） 他にございませんか。土居美智子君。

○4番（土居美智子） 有識者中から幅広くという、ご答弁いただいたんですけれども、その2番の中に学識者というのがあるので、その学識者と有識者というのが私たちにはどういうふうな判断かというのが、一応、学識者というと、高等の教育を受けた方で、有識者というのはそのいわゆる学校の歴はそうでなくても、そのいわゆる世の中に出ていろいろな経験を積んでいらっしゃる方というふうにとればいいのかなど思ったんですけども、公共的団体の役員という、ここ役員にもしこだわらなければ幅広くその、別に町長さんが認めようと認めまいと幅広く出来るんでないかなと、まあこのように思ったんですけど、役員さんじゃないといけんという理由もあるのかなどうかない思ひまして、それは担当課長さんの、支所長さんの方をお願いしたいと思ひます。

○議長（栗林政伸） 上岡支所長。

○広田支所長（上岡洋一） 土居議員さんのご質問にお答えをいたします。先ほど申し上げました、現在の10人の審議会委員の内訳でございますが、調査がございましたので。その際には広田村当時の助役の経験者が2人ございますので、その方を学識経験という事で報告しました。残りの8名の方につきましては、いわゆる公共的団体等の役職員と申しますか、代表と申しますか、そういう方を8人という事で報告をいたしております。以上で土居議員さんのご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（栗林政伸） 他にありませんか。質疑を終わります。

おはかりします。議案第54号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思ひます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第54号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、6月15日の本会議で願ひします。

~~~~~

日程第14 議案第55号 砥部町総合計画審議会条例の一部改正について (説明、質疑、総務文教常任委員会付託)

○議長（栗林政伸） 日程第14議案第55号砥部町総合計画審議会条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。藤田企画課長。

○企画課長（藤田正純） 議案第55号砥部町総合計画審議会条例の一部改正について。砥部町総合計画審議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成19年6月8日提出。砥部町長中村剛志。今回の条例改正の理由でございますが、附属機関等の機能の充実及び合理化等による、行財政運営の効率化を図るとともに、町政への住民の参画及び公正で開かれた町政の実現を推進するためでございます。それでは内容につきまして、ご説明申し上げますので、別紙の新旧対照表をご覧ください。左側に現行、右側に改正案を載せております。第3条中「20人」を「12人」に改め、「組織し」の次に「、次の各号に掲げる者のうちから、」を加え、次の各号を加えるものでございます。(1)各種団

体の推薦する者（２）識見を有する者（３）その他町長が必要と認める者。それでは元にお戻りをいただいたらと思います。附則この条例は平成２０年４月１日から施行する。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（栗林政伸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。
[質疑なし]

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第５５号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって議案第５５号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、６月１５日の本会議でお願いします。

~~~~~

#### 日程第１５ 議案第５６号 砥部町教科書選定委員会条例の一部改正について

（説明、質疑、総務文教常任委員会付託）

○議長（栗林政伸） 日程第１５議案第５６号砥部町教科書選定委員会条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松村学校教育課長。

○学校教育課長（松村昇二） 議案第５６号砥部町教科書選定委員会条例の一部改正について。砥部町教科書選定委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成１９年６月８日提出。砥部町長中村剛志。この改正内容につきましては、別紙の方でご説明させていただきます。第４条で選定委員は「２０人」以内となっておりますが、これを「１５人」以内というふうに改めるものでございます。それと第２項第３号にあります、「関係行政機関の職員」というのを削る改正をするものでございます。議案書の方で、この附則は、この条例の公布の日から施行する。提案理由でございますが、本町における附属機関等の機能の充実及び合理化等による、行財政運営の効率化を図るとともに、町政への住民の参画及び公正で開かれた町政の実現を推進するため提案するものでございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（栗林政伸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第５６号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって議案第５６号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、６月１５日の本会議でお願いします。

日程第16 議案第57号 砥部町学校条例の一部改正について  
(説明、質疑、総務文教常任委員会付託)

○議長(栗林政伸) 日程第16議案第57号砥部町学校条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松村学校教育課長。

○学校教育課長(松村昇二) 議案第57号砥部町学校条例の一部改正についてご説明申し上げます。砥部町学校条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成19年6月8日提出。砥部町長中村剛志。この条例改正の内容につきまして、別表でご説明させていただきます。新旧対照表をご覧ください。下の別表2の中に、現在、学校名1としまして、砥部町立砥部中学校と、砥部町立広田中学校の2つを載せております。これを砥部町立砥部中学校の1つにしまして、広田中学校の項目を削るものでございます。議案書の方におかえりください。附則としまして、この条例は、平成21年4月1日から施行する。提案理由でございますが、広田中学校の生徒にとってより望ましい教育環境を確保するため、砥部中学校との統合を平成21年4月1日付けで施行するため提案するものでございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(栗林政伸) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。4番土居美智子君。

○4番(土居美智子) お尋ねしたいのは、非常に先走った制定かなと思いますのは、まだ時間がたっぷりあると思います。この統合の話が出た時に、議会の中ではもちろん非公式ですから、それがどうだというわけではないんですけど、中学校が、現砥部中学校が老朽化しているという事、それで改築になるのか、あるいは移転するののかという話も議会の中で、これはまったくの雑談の中での話ですよ、そうゆう話もちんちん出ている時にですね、我々に対してたぶん、私が認知症でなければですね、まだ改修をするのか、とかまだ議会の方には提案が無かったとおっしゃるんですけど。その中で、なぜ21年の、今この時点で、この議会で、ここで承認しなければならないのかというそのひとつの理由をお尋ねしたいと思います。

○議長(栗林政伸) 松村学校教育課長。

○学校教育課長(松村昇二) この中学校の統合につきましては、義務教育施設の統合ということで、行財政改革プランの中に示されております。こちらの方で示されておりますので、子どもたちの教育環境を考えた場合、どういう方向が望ましいかという事で各地域の方々のご意見、保護者の方々のご意見を伺って、検討委員会を立ち上げまして検討をしていったという経過がございます。なぜこの時期かといいますと、やはりまず統合時期を決定しておかないと、その広田地区の方からは送迎、当然車で送迎というふうになってこようかと思っておりますので、例えばスクールバス等の整備に向けてこれから補助金等いただけるような方向であればそれらの手続き等もありますので、まず統合時期をお決めいただいて、今後事務作業、手順に対する事務作業に移っていきたいというふうを考えるため、今回改正をお願いするものでございます。

○議長(栗林政伸) 他に。4番土居美智子君。

○4番（土居美智子） 今話を聞きますと、要はそのこれから先統合に向かったの、諸々の決め事をするがためには、統合するということを明確化しておきたいと、こうゆうふうな理解でよろしいのでしょうか。あくまでも、今の現住所が統合先であるという理解で、もしその間に学校等々の話が出れば、それはまた別問題と私たちは考えておってよろしいわけですか。

○議長（栗林政伸） 松村学校教育課長。

○学校教育課長（松村昇二） ただ今の土居議員さんのご質問にお答えいたします。この統合という事と、学校の改築等々の件につきましては別というふうに考えておいていただきたらと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（栗林政伸） 他にありませんか。質疑を終わります。

おはかりします。議案第57号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思ひます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よつて議案第57号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、6月15日の本会議でお願ひします。

~~~~~

日程第17 議案第58号 砥部町立学校施設利用条例の一部改正について (説明、質疑、総務文教常任委員会付託)

○議長（栗林政伸） 日程第17議案第58号砥部町立学校施設利用条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松村学校教育課長。

○学校教育課長（松村昇二） 議案第58号砥部町立学校施設利用条例の一部改正について。砥部町立学校施設利用条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成19年6月8日提出。砥部町長中村剛志。改正の内容につきまして、別紙の新旧対照表でご説明させていただきます。第3条の条文の中に、「教育委員会」が定められておりますが、使用料につきましては、町長が定めますのでこれを「町長」に改めます。それとその下の第1号の「学校の室」というのがございますが、学校の教室は貸し出すことはございませんので、これは削除させていただきます。続きまして、3条の第2項で、減免規定等の条文を載せておりますが、この中に教育委員会においてというような文言がございますが、それにつきましても、町長が必要と認める時に減免ができますので、そのような改正と併せまして条文を簡潔に整理いたしております。続きまして一番下の別表でございまして、1の建物・室使用料（会議等一般的使用）でございまして、この中の区分で学校教室というのがございますが、これにつきましては貸し出す事はありませんので、削除しております。それと小・中学校屋内運動場というのがございますが、これは体育館でございまして、体育館につきましても、会議等の一般的使用につきましても、貸し出した実績がございませんのでこの全体の表を削除させていただきます。なお、もし今後体育館の会議等の使用が出てきましたら、この後の表の料金を適用させていただきたいと思っております。

次のページをお願いいたします。2としまして、旧の方で2としまして、運動施設使用料（スポーツ等運動的利用）というようなのがございますが、この（スポーツ等運動的利用）というのを削りまして、先ほどの、もし会議等での使用がありましたら、これを適用できるようにしております。使用料でございますが、小・中学校の運動場につきましては、改正ございません。下の小・中学校屋内運動場でございますが、この中で麻生小学校を510円に、砥部小学校を480円に、広田小学校につきましては、広田小学校の体育館という名称はございませんのでこれは、広田中学校の体育館でございますので、この項目を削らせていただきます。玉谷小学校を330円に、高市小学校を320円、広田中学校を420円にというふうに改正をお願いするものでございます。議案書の方におかえりください。附則といたしまして、この条例は平成19年10月1日から施行する。経過措置としまして、この施行日以前に受けた使用の許可については、現行の使用料等が適用される旨を定めております。提案理由でございますが、使用料手数料等見直し基準に基づく使用料の原価計算の結果を踏まえ、適正価格に改正するため提案するものでございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（栗林政伸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。8番樋口泰幸君。

○8番（樋口泰幸） この、委員会から、教育委員会から町長に改めたという意味合いは、今までは施設を借りる時は、教育委員会の方で許可を取っておったと思うんですが、これから町長に許可をとるという事になるわけですか。それともう一点、なぜ教育委員会から町長に変わったかという説明もあればお願いいたします。

○議長（栗林政伸） 松村学校教育課長。

○学校教育課長（松村昇二） 樋口議員さんのご質問にお答えいたします。使用料につきましては、すべて町長が定めるというふうに自治法でなっております。それで、町長で定めたものにつきまして、規則の中で砥部町長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任するという規則がございます。この中で、教育委員会の所管する公の施設等の使用料の減免に関する事等も載っておりますので、運用形態は今までと変わりません。以上でございます。

○議長（栗林政伸） 他にありませんか。質疑を終わります。

おはかりします。議案第58号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって議案第58号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、6月15日の本会議でお願いいたします。

日程第18 議案第59号 砥部町学校給食センター条例の一部改正について
(説明、質疑、総務文教常任委員会付託)

○議長(栗林政伸) 日程第18議案第59号砥部町学校給食センター条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松村学校教育課長。

○学校教育課長(松村昇二) 議案第59号砥部町学校給食センター条例の一部改正について。砥部町学校給食センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成19年6月8日提出。砥部町長中村剛志。この議案の説明に入る前に誤字がございましたので、大変申し訳ございませんが、追記していただけたらと思います。条例改正案の中の第6条第1号に中学校の校長という文がございますが、これは小・中学校の校長でございます。

「小・」が抜けております。大変申し訳ございませんでした。それでは改正条例の内容を、別紙の新旧対照表でご説明させていただきます。第6条の改正でございますが、第6条第1号で「小・中学校代表」というのを「小・中学校の校長」というふうに改正させていただきます。それと2号でPTA代表の「代表」というのを「会員4人」に、第3号の「保健関係職員」これを削りまして、第4号の学校給食につき特に学識を有するものを第3号にしました。そして第4号としまして、「その他教育委員会が必要と認める者」というような項を設けまして、公募等にも対応出来るような改正にいたしております。議案の方におかえりいただけたらと思います。附則といたしまして、この条例は平成20年4月1日から施行する。提案理由でございますが、本町における附属機関等の機能の充実及び合理化等による、行財政運営の効率化を図るとともに、町政への住民の参画及び公正で開かれた町政の実現を推進するため提案するものでございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長(栗林政伸) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
[質疑なし]

○議長(栗林政伸) 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第59号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり]

○議長(栗林政伸) 異議なしと認めます。よって議案第59号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、6月15日の本会議でお願いします。

日程第19 議案第60号 砥部町公民館条例の一部改正について
(説明、質疑、総務文教常任委員会付託)

○議長(栗林政伸) 日程第19議案第60号砥部町公民館条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。大野生涯学習課長。

○生涯学習課長(大野哲郎) 議案第60号砥部町公民館条例の一部改正について。砥部

町公民館条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成19年6月8日提出。砥部町長中村剛志。内容の説明については、新旧対照表の方でご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。左側が現行でございまして、右側が改正案でございます。別表第2、使用料の区分のところでございますが、まず区分が現行は、午前、午後、夜間というふうな時間帯区分となっております。それが今回1時間当たりというふうな統一にされております。それから左側の区分の欄に、「4階和室」とございますが、これは勤労青少年ホーム部分になりますので、後ほどの議案のところでは統合させていただいたらと思っております。それから部屋名の3段目の所に、「老人室」とありますのは、現在「和室」と名称を変えておりますので、字句を訂正させていただいております。使用料につきましては、1時間当たりの金額が、右の改正案の方でございますが、団体室、小会議室1・2と1時間当たり280円。小会議室3が420円。学習室、視聴覚室が520円。和室、中会議室が570円。実習室が600円。調理室が850円。講座室が1,280円。講堂が3,090円。体育館が370円。1時間当たりの金額となっております。2ページをご覧ください。左欄の備考でございまして、これは割増率につきましては、使用料手数料等の見直し基準に沿いまして、削除をさせていただいております。次に第2項、第3項のところでございますが、ちょっと順序が逆になっておりますが、これは項番号の順番で掲載させていただいておりますので、ちょっと見にくいですがご辛抱をいただいたらと思っております。まず左欄の第2項、砥部町広田地区公民館の使用料でございまして、3ページの下側の欄になります。それぞれ1時間当たりの金額でございまして、大ホールが580円。講義室が160円。和室が160円。青年学習室が150円。生活改善室が170円。続いて左欄の3項目、砥部町千里地区公民館の使用料でございまして、これは2ページの右欄にあります。ホールが170円。和室が50円。調理実習室が100円。運動場が210円。夜間照明施設が140円でございます。左欄の改正前の燃料費は実費でございまして、これは含まれておるという解釈で削除をしております。条例文の方へ戻っていただければと思います。条例文の2枚目をご覧ください。この条例は平成19年10月1日から施行する。経過措置でございまして、要約しますと、新しい使用料の適用は申請日を基準にするということでございます。提案理由でございまして、使用料手数料等見直し基準に基づく使用料の原価計算を踏まえ、適正価格に改正するために提案するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（栗林政伸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。
[質疑なし]

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第60号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって議案第60号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、6月15日の本会議でお願いしま

す。

日程第20 議案第61号 砥部町勤労青少年ホーム条例の一部改正について
(説明、質疑、総務文教常任委員会付託)

○議長(栗林政伸) 日程第20議案第61号砥部町勤労青少年ホーム条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。大野生涯学習課長。

○生涯学習課長(大野哲郎) 議案第61号砥部町勤労青少年ホーム条例の一部改正について。砥部町勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成19年6月8日提出。砥部町長中村剛志。条例の改正内容の説明については、別紙の新旧対照表をご覧ください。まず第5条でございますが、現行は「その限りではない」とございますが、これ字句の修正でございます。表現の統一上、「この限りでない」としております。次に第19条、ここは組織についてでございますが、委員の委嘱の項目に関しまして現行の第4号「町の職員」というのを削除しております。そして新たに5号の次に、改め5号としまして、「その他教育委員会が必要と認める者」を追加しております。これは附属機関等の委員の公募に関する要綱によりまして、項目を追加するものでございます。議案書の方へ戻っていただいたらと思います。施行期日でございますが、第1項には、失礼しました。新旧対照表裏面の説明が抜けておりました。申し訳ございません。新旧対照表の、裏面に2ページ目がございます。ここでは青少年ホームの使用料の改正案を載せております。右欄が改正案でございますが、和室が280円。講習室620円。軽運動室570円。いずれも時間区分から1時間当たりの金額に改正しております。それから左欄にございます割増率についても同様に削除をしております。それでは議案書の方へお戻りいただいたらと思います。附則としまして施行期日でございますが、この条例は公布の日から施行する。ただし委員構成につきましては平成21年4月1日、19条の関係ですが、4月1日から施行する。別表の改正規定、これは使用料の規定でございますが、平成19年10月1日から施行するということでございます。第2項については、先ほどご説明したものと同様でございます。提案理由でございますが、用語の改正及び本町における附属機関等の機能の充実及び合理化等による行財政運営の効率化を図るとともに、町政への住民の参画及び公正で開かれた町政の実現を推進するための改正及び使用料手数料等見直し基準に基づく使用料の原価計算を踏まえ適性価格に改正するため提案するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(栗林政伸) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。8番樋口泰幸君。

○8番(樋口泰幸) この見直しをされたという事は、今現在文化ホールの方の会議室とかそういうのを委託しておると思いますけど、それと金額を合わせたというような状態で修正したんですか、それとは関係なしに単独で公民館の部屋の使用時間を1時間当たりという設定をしたんですか。

○議長(栗林政伸) 大野生涯学習課長。

○生涯学習課長（大野哲郎） ただ今の樋口議員さんのご質問でございますが、他の施設の文化会館といった施設ですか、これはあの原価計算そのものがその施設の使用に係る経費を算定しておりますので、他の施設の参考という項目はございません。原価計算に基づいた価格で計算をして使用料の設定をしております。

○8番（樋口泰幸） 時間当たりの使用料は、文化会館の使用料と大体変わらんくらいですか。大分差がありますか。

○生涯学習課長（大野哲郎） 文化会館は施設規模もかなり違いますし、今回は文化会館は指定管理という事を出しておりませんが、料金体系がかなり違いますので、そういう意味では特に参考にはしてございません。使用料そのものは会館の方がやはり、金額的には高うございますので。以上で説明にかえさせていただきます。

○議長（栗林政伸） 他にありませんか。質疑を終わります。

おはかりします。議案第61号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第61号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、6月15日の本会議でお願いします。

~~~~~

## 日程第21 議案第62号 砥部町立社会体育施設条例の一部改正について (説明、質疑、総務文教常任委員会付託)

○議長（栗林政伸） 日程第21議案第62号砥部町立社会体育施設条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。大野生涯学習課長。

○生涯学習課長（大野哲郎） 議案第62号砥部町立社会体育施設条例の一部改正について。砥部町立社会体育施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成19年6月8日提出。砥部町長中村剛志。改正内容の説明については、別紙の新旧対照表をご覧ください。同様に左側が現行で右側が改正案でございます。今回まず使用料の減免について、これは統一した字句に改正をするものでございまして、第7条「町長が必要と認めるときは、前条の使用料を減免し、又は免除することができる。」というふうに改正をするものでございます。続いて、別表第6条関係でございますが、まず大南町民広場につきましては、昼間は現行料金を据え置きます。夜間につきましては、1時間当たり1,080円でございます。砥部町武道館は現行どおりでございます。岩谷口プールにつきましては、まず利用時間が現行では2時間という単位になってございます。これを1回という区分に変えます。それから料金につきましては、大人が150円、小人が、小・中学生でございまして70円。砥部中学校の夜間照明施設が1時間当たり1,680円です。裏面をご覧ください。麻生小学校の夜間照明施設でございますが、1時間当たり1,230円。宮内小学校の夜間照明施設が、1時間当たり1,230円。砥部小学校の夜間照明施設が、1時間当たり1,100円。広田中学校の夜間照明施設が、1時間当たり1,490円。1時

間当たりの金額に改正するものでございます。議案書の方、2枚目をご覧くださいと思います。附則としまして、施行期日は平成19年10月1日でございます。経過措置は先ほどと同様でございます。提案理由でございますが、使用料手数料等見直し基準に基づく使用料等の原価計算の結果を踏まえ、適性価格に改正するとともに、減免規定を適正に運用するため提案するものでございます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（栗林政伸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。18番三谷喜好君。

○18番（三谷喜好） これ単純なことなんですけどね、課長。私どもは武道館のことを硯南館と言いつたんですが正式な名前が武道館なんですか。という事と、もう一つは減免措置を講じることができる、過去に減免措置を講じたことがございますか。2つだけ伺います。

○議長（栗林政伸） 大野生涯学習課長。

○生涯学習課長（大野哲郎） ただ今の三谷議員さんのご質問にお答えいたします。正式名称は砥部町武道館でございます。旧砥部小学校時代に硯南館ですか、呼んでおった時期があったようですが、施設名としては武道館でございます。それから減免規定でございますが、実際にはほとんどが減免なり、免除団体が多いのが実情でございます。砥部町体育協会をはじめ、各種団体、社会教育団体に入っておられるところは何らかの減免規定が適用されておるとというのが実情でございます。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（栗林政伸） 三谷喜好君。

○18番（三谷喜好） 町内においての体育施設においては、減免処置を講じました。町外では減免、町外の方が施設を使用する場合に減免処置はございませんでしたか。

○議長（栗林政伸） 大野生涯学習課長。

○生涯学習課長（大野哲郎） ただ今の三谷議員さんの質問ですが、町外の方が利用されるという意味でよろしゅうございますか。施設によって違いはありますが、町外の方は利用できない施設もございます。武道館につきましては、町外の方も一部使われております。ほとんどの場合町外の方は、減免規定は適用されません。ほとんどと言いますか、町外の方は減免規定を適用せずに、規定料金をいただくというのが原則でございます。

○議長（栗林政伸） 13番中島博志君。

○13番（中島博志） 広田中学校の照明についてなんですが、広田地区においては、この中学校の夜間照明が唯一の施設であることはご承知のとおりと思いますが、合併して今回で2回目の値上げというか、そういう感覚で捉えておるんですが、やはり使用する者にとってはですね、すごい負担感を感じているわけでございます。また今回こういうわけで、値上げという事になればなおさら住民にとってはまた負担感を重く感じるんじゃないかというところがあって、この負担割がどういう理由で440円上がったのかという事をお聞かせ願いたいんですが。

○議長（栗林政伸） 大野生涯学習課長。

○生涯学習課長（大野哲郎） ただ今の中島議員さんのご質問にお答えを申し上げます。

計算方法につきましては、行政改革プランにのっとりまして、原価計算をするという方法で算出しております。当然その物件費であるとか減価償却費、免責等の関係で、先ほど議案の中にも出てきましたように、施設ごとに金額が変わってきてございます。広田中学校におきましては、人件費、物件費を合わせた算定金額が1,493円と算定金額が出ております。従いまして、現行の1.5倍を超えない範囲で使用料を設定するという事で金額が設定されてございます。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（栗林政伸） 中島博志君。

○13番（中島博志） 先ほども言いましたように、広田地区にとってはほんとに唯一の照明施設なんですけど、やはりそういう中ですね、住民の福祉の向上や、スポーツの振興にとっては大事な施設です。やはり皆が有意義に使えるようにですね、負担感がないようにやはり考えていただきたかったなという考えは持っておりますので。以上で終わります。

○議長（栗林政伸） 他にありませんか。1番山口元之君。

○1番（山口元之） あの、全般についてちょっとお尋ねいたします。使用料でお尋ねしたいんですけど。時間単位にしているんですけど、申請方法というのはどういうふうな申請方法になるんでしょうか。というのはじゃあ、1日使うからといって借りとって、2時間しか使わずに終わったら、2時間のもんを貰うのか。そしたら、その後の時間はもし使いたいという人がおっても使えんという可能性もあろうと思うんですけど。そしてもう一つは冷暖房の件なんですけど、そのコインを入れる場合であればそれでいいけど、こっちでスイッチ入れて勝手に使えるもんは、入れた金額でしているのか、使っても使わなんでも同じという事は、使った金額で最初から計算しておるのか。そういうところをちょっとお聞かせ願いたいんですけど。

○議長（栗林政伸） 大野生涯学習課長。

○生涯学習課長（大野哲郎） ただ今の山口議員さんのご質問でございますが、区分時間から1時間単位に変わったという事でございますが、申請事務に関しては、大きな変化はないかなと思っております。ただ、現行ですと、例えばナイターの場合は完全に、従来から時間通りでございましたので変更ありませんけど、例えば公民館の部屋のような場合ですと、午前・午後としておったのが、1時間単位という事ですから、当然今までだったら午前借りると12時まで、9時から12時まででは使用できる。しかし1時間使っても2時間使っても3時間使っても一緒だという事に現行はなっておるわけです。ところが1時間だけ使いたいという場合には、1時間だけの使用料を払って使える。残りの2時間は次の団体が使えるというふうな事になります。当然使用料は許可証を発行する、申請いただいた時に許可証を発行しますので、その時に使用料を納付していただくというシステムでございます。以上で答弁とさせていただきます。それから冷暖房の件でございますが、冷暖房につきましては、今回、割増を全廃しておりますので、結果としては使用料に含まれておるといふ考え方になっております。従って、冷暖房を使っても使わなくても金額は変わらないというふうな事でございます。特に、中央公民館の場合、調査してみましたところ、利用のほとんど、3分の2以上が社会教育団体、あるいは教室関係のグループの利用でございます。ほとんどが、減免なり免除を受けておる団体、しかも年間を通して活動をして

おる団体がほとんどでございますので、当然、夏、冬そうでない時期も通して使われますから、年間を通して広く浅くご負担をいただくんじゃないかという、そういう考え方で金額に含めさせていただいたという考え方でございます。

○議長（栗林政伸） 他にございませんか。山口議員。

○1番（山口元之） 今の大野君の話でいいんですけど、それは一番良い方法でいった場合がそれだと思うんですよ。やっぱり、こういうものを貸す場合には、最悪の方法も考えて貸し出さんといかんとします。だから今言いよったように、1日借りとって、2時間で済んだからそれで2時間分いただいてもうその施設は終わりですか。同じ日にもし予約する人がおって昼から借りたいといって来た場合に、1日使うから使えないと言っというて2時間で終わった場合、そういう場合はどうするか。そして、暖房でもですよ、一緒に入っておりますといったら、もし悪質な人が来て、1日付けっぱなしで、寒いけどおいておけといわれた場合、それこそ経費の無駄が多くなるんじゃないですか。そういう事は考えては作ってない。もう一番人のええこうしたらああしたらとはっきりした人ざりが借りに来る事はないと思いますよ。やっぱり最悪の場合を考えてそういう貸し出しでもしておかないと、後々そういう無駄もいっぱい出てくると思うんですけど。これは大野課長に言いよるんじゃない。全般でききよるんですよ。

○議長（栗林政伸） 大野生涯学習課長。

○生涯学習課長（大野哲郎） ただ今の山口議員さんのご質問の中身なんですが、ちょっと私の説明が不十分で申し訳ございません。あの、実績で例えば1日押えておったから1時間で済んだからいいというような事ではございませんで、事前の申請の段階で時間を確定しますので、例えば半日使っておったという事であれば仮に早く終わっても半日間の例えば3時間なりの使用料をいただきます。それともう一つ、冷暖房の件なんですが、冷暖房はすべて、現在、事務所でスイッチを入れるようになっております。従って、早めに終われば当然事務所で切ります。そういうことで、実質の使っておる時間帯だけ電気を使うというふうな事になってございます。

○議長（栗林政伸） 18番三谷喜好君。

○18番（三谷喜好） 大野課長、単純な事なんですが、8時から借ります、ナイター借りましたよと。8時10分スイッチ入れた途端に雨が降りましたよと、あると思うんですよこういう事は。これは使用料の中で例えば30分以内に使用が不能になった、雨が降ったとかいう場合にもそのお金は、払ったのは戻していただけないのですか。

○議長（栗林政伸） 大野生涯学習課長。

○生涯学習課長（大野哲郎） ただ今の三谷議員さんのご質問でございしますが、私ども現場で許可の運用をしておりますが、雨天等その団体の責任に及ばない理由で使えない場合には払い戻しをしております。特に一番多いのはやはり雨天の場合でございします。あるいは途中で、どうしても、許可は出しておったんだけど町の大きな行事が入ったので、変えてくれませんかというような場合にも払い戻しをさせていただいております。

○議長（栗林政伸） 他にありませんか。質疑を終わります。

おはかりします。議案第62号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思

ます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第62号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、6月15日の本会議でお願いします。ここで昼食のため休憩をします。再開は午後1時30分です。

休憩 午後 0時 7分

再開 午後 1時 26分

~~~~~

日程第22 議案第63号 砥部町立図書館条例の一部改正について
(説明、質疑、総務文教常任委員会付託)

○議長（栗林政伸） 再開します。日程第22議案第63号砥部町立図書館条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。大野生涯学習課長。

○生涯学習課長（大野哲郎） 議案第63号についてご説明いたします。砥部町立図書館条例の一部改正について。砥部町立図書館条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成19年6月8日提出。砥部町長中村剛志。改正内容については、別紙の新旧対照表をご覧ください。右側が改正欄になっております。まず第5条から図書館協議会の条項になってございます。その中の第2項のところでございますが、第2項の中で、1から5号まで現条例が、図書館委員さんの選任分野でございますが、第6号を新たに追加しております。「第6号 その他教育委員会が必要と認める者」ということでございます。これは委員の公募を行うために追加した項目でございます。議案書の方へ戻っていただきまして、附則としてこの条例は、平成21年4月1日から施行する。提案理由としまして、本町における附属機関等の機能の充実及び合理化等による行財政運営の効率化を図るとともに、町政への住民の参画及び公正で開かれた町政の実現を推進するために提案するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（栗林政伸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
〔質疑なし〕

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第63号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第63号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、6月15日の本会議でお願いします。

日程第23 議案第64号 砥部町保育所条例の一部改正について

(説明、質疑、厚生常任委員会付託)

○議長(栗林政伸) 日程第23議案第64号砥部町保育所条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。正岡民生こども課長。

○民生こども課長(正岡修平) それでは議案第64号についてご説明させていただきます。砥部町保育所条例の一部改正について。砥部町保育所条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成19年6月8日提出。砥部町長中村剛志。砥部町保育所条例の一部を次のように改正するという事で、第13条1項中「2,000円」を「2,500円」に改める。附則、この条例は平成20年4月1日から施行するとなっております。内容でございますけれども、新旧対照表でご説明させていただきます。条例第13条第1項。13条につきましては、延長保育料の規定でございます。1項で延長保育事業の保育料は、1カ月につき2,000円ととなっておりますが、これを2,500円に改正するものでございます。提案理由でございますが、使用料手数料等見直し基準に基づく保育料の原価計算の結果を踏まえ、適正価格に改正するために提案するものでございます。以上ご説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(栗林政伸) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
[質疑なし]

○議長(栗林政伸) 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第64号は、厚生常任委員会に付託することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(栗林政伸) 異議なしと認めます。よって、議案第64号は、厚生常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、6月15日の本会議でお願いします。

日程第24 議案第65号 砥部町一時保育条例の一部改正について

(説明、質疑、厚生常任委員会付託)

○議長(栗林政伸) 日程第24議案第65号砥部町一時保育条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。正岡民生こども課長。

○民生こども課長(正岡修平) 議案第65号についてご説明いたします。砥部町一時保育条例の一部改正について。砥部町一時保育条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成19年6月8日提出。砥部町長中村剛志。砥部町一時保育条例の一部を次のように改正する。第9条を第10条とし、第8条の次に、次の1条を加える。第9条といたしまして、一時保育料の減免規定でございます。「町長が必要と認めるときは、一時保育料を減額し、又は免除することができる。」附則、この条例は平成19年10月1日から施行する。これは使用料手数料等見直し基準に基づき、減免規定を適正に運用するために提案するものでございます。現在の一時保育条例の条文の中に、保育料の減免規定が抜けて

おりましたので、今回これを整備するものでございます。以上でご説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（栗林政伸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。
[質疑なし]

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第65号は、厚生常任委員会に付託することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第65号は、厚生常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、6月15日の本会議でお願いします。

~~~~~

### 日程第25 議案第66号 砥部町老人福祉施設等利用条例の一部改正について (説明、質疑、厚生常任委員会付託)

○議長（栗林政伸） 日程第25議案第66号砥部町老人福祉施設等利用条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。大西生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（大西潤） 議案第66号砥部町老人福祉施設等利用条例の一部改正についてご説明申し上げます。砥部町老人福祉施設等利用条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成19年6月8日提出。砥部町長中村剛志。始めに提案理由をご覧ください。提案理由につきましては、用語の改正及び使用料手数料等見直し基準に基づく使用料等の原価計算の結果を踏まえ、適正価格に改正するため提案するものであります。従いまして、使用料につきましては、時間帯ごとの使用料を、冷暖房費も含めた1時間当たりの使用料に改正するものです。それでは新旧対照表も合わせてご覧ください。第1条中「砥部町老人生きがいの家等」を「砥部町老人生きがいの家」に、「老人福祉施設」を「老人福祉施設等」に改める。第2条中「老人福祉施設」を「老人福祉施設等」に改める。第3条第1項中「老人福祉施設」を「老人福祉施設等」に、「別表に掲げる使用料」を「1時間当たり440円の使用料」に改め、同項に次のただし書を加える。ただし、砥部町老人福祉センターの使用料については、1時間当たり550円とする。新旧対照表の裏面をご覧ください。改正に伴い別表を削るものです。続きまして、附則でございますが、第1項施行期日につきましてはでございますが、この条例は公布の日から施行する。これは用語の改正についてでございます。次に使用料の改正につきましては、ただし、第3条第1項の改正規定中「別表に掲げる使用料」を「1時間当たり440円の使用料」に改め、同項に次のただし書を加える部分は、平成19年10月1日から施行する。第2項経過措置についてでございます。この条例による改正後の第3条第1項の規定は、この条例の施行の日、19年10月1日でございます、これ以後に受ける老人福祉施設等の利用の許可に係る使用料について適用し、同日前に受けた老人福祉施設等の利用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。以上で議案第66号の説明を終わります。ご審議のほどよ

ろしくお願い申し上げます。

○議長（栗林政伸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第66号は、厚生常任委員会に付託することにしたいと思いを。  
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第66号は、厚生常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、6月15日の本会議でお願いします。

~~~~~

日程第26 議案第67号 砥部町国民健康保険診療所条例の一部改正について
(説明、質疑、厚生常任委員会付託)

○議長（栗林政伸） 日程第26議案第67号砥部町国民健康保険診療所条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。丸本住民サービス課長。

○住民サービス課長（栗林政伸） 議案第67号砥部町国民健康保険診療所条例の一部改正についてご説明申し上げます。本案は使用料手数料等見直し基準に基づく使用料等の原価計算の結果を踏まえ、適正価格に改正するとともに、減免規定を適正に運用するために提案するものでございます。改正の内容につきましては、新旧対照表をご覧いただきたいと思いを。まず第5条第5号の改正につきましては、現行文では「手数料」と表現しておりますが、この次の表に定めておるものにつきましては、手数料と使用料とがございませので、この表現を「使用料等」というふうに改めて、条文の整理を図るものでございませ。またこの5号の表につきましては、原価計算の結果によりまして、一般健康診断書の金額を「1,050円」から「1,570円」に改めるものでございませ。次に第7条の改正につきましては、現行の条文では、使用料等の減免を受けるための手続きについて規定しておりますが、これをアンダーラインのとおり、特別な事由があると認める場合は、使用料等を減免することができる旨を規定した条文に改めるものでございませ。なお施行期日は、本年10月1日といたしております。以上で議案第67号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（栗林政伸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。
[質疑なし]

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第67号は、厚生常任委員会に付託することにしたいと思いを。
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第67号は、厚生常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、6月15日の本会議でお願いします。

日程第27 議案第68号 砥部町環境基本条例の一部改正について
(説明、質疑、産業建設常任委員会付託)

○議長(栗林政伸) 日程第27議案第68号砥部町環境基本条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。日浦環境保全課長。

○環境保全課長(日浦昭二) 議案第68号砥部町環境基本条例の一部改正について説明をさせていただきます。砥部町環境基本条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成19年6月8日提出。砥部町長中村剛志。提案理由でございますが、本町における附属機関等の機能の充実及び合理化等による行財政運営の効率化を図るとともに、町政への住民の参画及び公正で開かれた町政の実現を推進するため提案するものでございます。次に改正内容でございますが、新旧対照表で説明させていただきますのでそちらの方をご覧ください。第18条第2項第2号「砥部町議会議員」を削り第2項第3号の条文中「前2号」を「前号」に改め、第2項第3号を第2項第2号とするものでございます。議案に戻っていただきまして、附則でございますが、現在の環境審議会委員さんの任期の関係で、この条例は平成19年10月3日から施行するものでございます。以上で議案第68号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(栗林政伸) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。8番樋口泰幸君。

○8番(樋口泰幸) 附則のところの施行日が10月になるんですけど、3日というのは委員さんの任期の関係で3日になるんでしょうか。

○議長(栗林政伸) 日浦環境保全課長。

○環境保全課長(日浦昭二) ただ今の樋口議員さんのご質問ですが、現在議会議員の中で、3名の議員さんに環境審議会の委員さんになっていただいております。その任期が10月2日までございますので、この条例の施行期日を10月3日としたものでございます。以上で終わります。

○議長(栗林政伸) 他にありませんか。質疑を終わります。

おはかりします。議案第68号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(栗林政伸) 異議なしと認めます。よって、議案第68号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、6月15日の本会議でお願いします。

日程第28 議案第69号 砥部町陶芸作業場条例の一部改正について
(説明、質疑、産業建設常任委員会付託)

○議長(栗林政伸) 日程第28議案第69号砥部町陶芸作業場条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。相田商工観光課長。

○商工観光課長（相田由紀夫） 議案第69号についてご説明申し上げます。砥部町陶芸作業場条例の一部改正について。砥部町陶芸作業場条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成19年6月8日提出。砥部町長中村剛志。それでは1ページ開けていただきまして、新旧対照表でご説明申し上げます。左側が現行で右側が改正案となっております。2条関係でございますが、名称と位置についての別表でございますが、別表に「第1」がつけます。第1につきましては名称と位置の関係を示しております。続きまして、新しく5条を、貸借料を新設しております。作業場の借用者は別表第2に定める貸借料を納付しなければならないという条項でございます。次のページの別表第2でございますが、この別表第2では、施設の1カ月の利用単位と貸借料を定めるものでございまして、第1作業場につきましては、1月15,000円、第2陶芸作業場につきましても15,000円、第3陶芸作業場につきましても15,000円でございます。元に戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は平成19年10月1日から施行されるものでございます。提案理由につきましては、使用料手数料等見直し基準に基づく使用料等の原価計算の結果を踏まえ、貸借料を適正価格に改正するため提案するものでございます。以上でご説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（栗林政伸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。16番山本典男君。

○16番（山本典男） 単純な事なんですけど、ちょっと分からんので、第1、第2、第3、第4ゆうて書いとんですが、中田さんとは入ってないんよね。そして第1、第2は第2陶芸舎のことですか。それと第4の、仙波と総津と分かれて地名が違うんやけど、どの辺のどこか、大体分かっておるつもりやったんですが、全然場所が頭に入ってこんのですが、教えてください。

○議長（栗林政伸） 相田商工観光課長。

○商工観光課長（相田由紀夫） 山本議員さんのご質問にお答えします。まず最初の中田窯でございますが、あそこの名称につきましては陶芸舎というふうになっております。今回はこの条例の中には入っておりません。第1陶芸作業場につきましては、峡の館の向いの施設でございます。向かいというのは、道の西側きでございますね、1段上がったところでございますが、あそこが第1作業室と第2作業室があります。それから第2陶芸作業場につきましては川向でございます。2と3がでございます。第4につきましてはご存知のとおり、仙波地区でございまして、仙波分校、廃校された部分をですね、使っていただいておりますということでございます。廃校跡でございますので、貸借料につきましては、従前と変わらないというふうになっております。以上です。

○議長（栗林政伸） 山本典男君。

○16番（山本典男） ちょっと、私も地形がもうひとつ分からんやけど、仙波地区というのは国道のところにあるんですか。廃校になっとるのは。

○議長（栗林政伸） 相田商工観光課長。

○商工観光課長（相田由紀夫） すみません。仙波地区といいますのは、ちょうど広田に入りまして、仙波溪谷ご存知でしょうか。あそこから東向いてずっと数キロ上がった所に

ちょうど大きなカーブがあるんですけど、そこで2階建ての旧の校舎がございまして、その1階の部分を使用させていただいております。2階の部分についてはまた別の方の目的で使用しておるようです。以上でございます。

○議長（栗林政伸） 他にございませんか。質疑を終わります。

おはかりします。議案第69号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第69号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、6月15日の本会議でお願いします。

~~~~~

日程第29 議案第70号 砥部町砥部焼伝統産業会館条例の一部改正について  
(説明、質疑、産業建設常任委員会付託)

○議長（栗林政伸） 日程第29議案第70号砥部町砥部焼伝統産業会館条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。相田商工観光課長。

○商工観光課長（相田由紀夫） 議案第70号についてご説明申し上げます。砥部町砥部焼伝統産業会館条例の一部改正について。砥部町砥部焼伝統産業会館条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成19年6月8日提出。砥部町長中村剛志。それでは新旧対照表でご説明しますので、次のページをお開きください。左が現行、右が改正案ということでございまして、9条の入館料に引き続きまして、10条でございますが、使用料及び入館料の減免についてでございます。減免規定を適正に実施するために改正するものでございまして、詳細につきましては、左の現行につきましては、たくさんの減免規定を詳細に書いておりますが、こちらの改正案では単純に、町長が必要と認めるとき、第8条の使用料及び9条の入館料を減額し、又は減免することができる。という大まかな書き方、大縛りでやっておりますが、詳細につきましては、全町的に規則で定めておりますので、規則の方で改正していくというふうになっております。続きまして、次のページでございますが、別表第1の使用料では、こちらは先ほど来から、午前、午後、夜というような決め方でございますが、利用単位を1時間、それから使用料につきましても、研修室1, 350円、第2研修室1, 350円、和室研修室450円、多目的ホール580円というような、1時間単位での決め事になっております。続きまして、元に返っていただいたらと思います。附則でございますが、この条例は19年10月1日から施行されるものでございます。提案理由につきましては、使用料手数料等見直し基準に基づく使用料等の原価計算の結果を踏まえ、使用料を適正価格に改正し、及び減免規定を適正に運用するため提案するものでございます。以上でご説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（栗林政伸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
〔質疑なし〕

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第70号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思いを。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第70号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、6月15日の本会議でお願いします。

~~~~~

日程第30 議案第71号 砥部町峡の館条例の一部改正について
(説明、質疑、産業建設常任委員会付託)

○議長（栗林政伸） 日程第30議案第71号砥部町峡の館条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。相田商工観光課長。

○商工観光課長（相田由紀夫） 議案第71号についてご説明申し上げます。砥部町峡の館条例の一部改正について。砥部町峡の館条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成19年6月8日提出。砥部町長中村剛志。それでは新旧対照表、次のページをお開きください。別表関係でございますが、別表の第11条関係の峡の館の利用料金でございます。これも先ほどと同じように、午前中、午後というようなことで、一日通してという事で設定されておりましたが、改正案では、利用単位1時間について利用料金を、1時間900円、調理室については300円というような事で、改正をお願いしております。それではすみません。元の方にかえていただいで、この附則でございますけれども、第1、この条例は平成19年10月1日から施行されるものでございます。経過措置としまして、この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に受ける館の施設等の利用の許可に係る利用料金について適用し、同日前に受けた館の施設等の利用の許可に係る利用料金については、なお従前の例によるということでございます。提案理由でございますが、使用料手数料等見直し基準に基づく使用料等の原価計算の結果を踏まえ、使用料を適正価格に改正するため提案するものでございます。以上でご説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（栗林政伸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。4番土居美智子君。

○4番（土居美智子） すみません。ちょっと旧の方、いわゆる現行の方を見ていると、大体1時間が400円位かなと思うんですけど、倍以上の料金のアップになるのかなと。単純計算ですよ。理由は原価計算の結果を踏まえてという事なんですけど、現状、この今日決められた会議室とか、調理室という使用なさっている延べ人数でもよろしいし、料金的な金額、入ってくる金額でもよろしんですけど、どれほどの使用者がいるのかお尋ねします。

○議長（栗林政伸） 相田商工観光課長。

○商工観光課長（相田由紀夫） 土居議員さんのご質問にお答えいたします。まず使用状

況でございますけど、まずほとんど、今のところですね、峡の館の運営上ですね、例えばほたる鑑賞会とか、そういった細かい部分での使用料はカウントしてないわけなんですけど、そういった「自由にお上がりください」というようなもので使用をさせていただいておるんで、現実的には会がそこで、大きい会があったり、なかなかそういうようなものは今のところ無いような状況でございます、収入にいたっては、峡の館の施設を利用した、産業開発公社の総会であったり、社員会であつてみたりというようなことございまして、使用料は今のところ入っておりません。

○議長（栗林政伸） 土居美智子君。

○4番（土居美智子） 確かに、私も行革委員の中の一人だったものですから、強く言う事は出来ないのかなと思いはするんですけど、原価計算というのも非常に大切な事で、もちろんコストという面で見えていかなければならないんですけども、やはり、いかにその施設を使つていただくかという事が、一つの、一番の課題ではないかなと。お金よりもまずは、それから段々広がって行って、一般の人がどんどん入つて来れるような、そこにおいて、会議だけではなくて、いろんな催し物をしてみたりとか、利用を出来るような施策をまずとつてみて、徐々にその使用料金が上がっていくというんでしたらベストかなと思ひますけど、今、全然使われてるわけではない、使つてらっしゃるからなんとも言えないんですけど、一挙に倍以上、金額的には低いといえども倍以上という、値の上げ方とうのが、使用状況とあわせてみた時に、あまりにも少し無理があるんじゃないかなというふうに、今から先どういふふうに変化するかというのは、私には予測が出来ませんが、ちょっとそういうふうな、まずは使つてもらえるものにしていくという事が一番先ではないかなというふうに思ひますけど。そこらあたりは、担当なさつて、どういふふうに今思つていらっしゃるのかお尋ねしたいと思ひます。

○議長（栗林政伸） 相田商工観光課長。

○商工観光課長（相田由紀夫） 原価につきますのでございまして、土居議員さんの倍以上というのは、今、この会議室等で換算しますと、大体400円程度になるのではないかとございまして、これには冷暖房等についても全体で割るといふようなことございまして、その分が概ね200円という事でございまして、その1.5倍の金額がこの900円という金額になるものでございまして、やはり、せつかくあるものですから、何とか私どもも、せつかく指定管理者に使つていただいておりますので、利用していただくということで、何だかの形で使つていただくという事で、2階まで上がつていただくというふうな事で、ほたる鑑賞会であつてみたり、カブトムシまつりであつてみたり、それから自然薯まつりでの2階でのそういったイベントをやつてですね、少しでも上がつていただく努力をしておるようなところでございまして。

○議長（栗林政伸） 他にありませんか。質疑を終わります。

おはかりします。議案第71号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思ひます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よつて、議案第71号は、産業建設常任委員

会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、6月15日の本会議でお願いします。

~~~~~

日程第31 議案第72号 砥部町有建設機械条例の一部改正について  
(説明、質疑、産業建設常任委員会付託)

○議長(栗林政伸) 日程第31議案第72号砥部町有建設機械条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。西崎農林課長。

○農林課長(西崎悟) 議案第72号について説明いたします。議案第72号砥部町有建設機械条例の一部改正について。砥部町有建設機械条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成19年6月8日提出。砥部町長中村剛志。まず提案理由ですが、使用料手数料等見直し基準に基づき、減免規定を適正に運用するため提案するものでございます。改正点について、別紙の新旧対照表により説明いたします。右の改正案第6条の次に、使用料の減免第7条、「町長は、必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。」の1条を加え、以下7条を8条に改正するものでございます。議案書へお戻りください。附則、この条例は、公布の日から施行する。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(栗林政伸) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。16番山本典男君。

○16番(山本典男) あの、この町有の機械ですね、これは広田村が以前持っておった建設機械のことですか。

○議長(栗林政伸) 西崎農林課長。

○農林課長(西崎悟) 山本議員さんのご質問にお答えいたします。その通りでございます。

○議長(栗林政伸) 山本典男君。

○16番(山本典男) それはどういう方が、今までは使われよったんですか。

○議長(栗林政伸) 西崎農林課長。

○農林課長(西崎悟) 山本議員さんのご質問にお答えいたします。この町有建設機械につきましては、広田村時代に、村道、林道、農地の造成そういったところに対して建設機械を使用しておりました。そして現在でも同じように使われておりますが、最近の傾向といたしましては、株式会社グリーンキーパーの林内道開設等にも利用をしております。以上でございます。

○議長(栗林政伸) 他にありませんか。7番井上洋一君。

○7番(井上洋一) 一回くらい手を挙げてみようか思って挙げたんで、大した話ではないんですが、これ、借りようと思ったら、誰でもこれ借りれるんですかね。

○議長(栗林政伸) 西崎農林課長。

○農林課長(西崎悟) 井上議員さんのご質問にお答えをいたします。この条例の設置の目的が、建設機械条例で規定をされております。これの設置につきましては、町内の土木、

農業土木、森林土木及び森林作業車道の建設改良事業の促進並びにこれらの施設の維持管理を図り、土地改良、治山治水、災害復旧又は除雪作業に対して迅速な効果を図り、もって町内の産業経済、交通等の振興に寄与するためという事でございますので、その目的にあったものであれば使用することが可能でございます。

○議長（栗林政伸） 他にありませんか。質疑を終わります。

おはかりします。議案第72号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第72号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、6月15日の本会議でお願いします。

~~~~~

日程第32 議案第73号 砥部町休養観光施設条例の廃止について

（説明、質疑、産業建設常任委員会付託）

○議長（栗林政伸） 日程第32議案第73号砥部町休養観光施設条例の廃止についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。相田商工観光課長。

○商工観光課長（相田由紀夫） 議案第73号についてご説明申し上げます。砥部町休養観光施設条例の廃止について。砥部町休養観光施設条例を廃止する条例を次のように定める。平成19年6月8日提出。砥部町長中村剛志。砥部町休養観光施設条例を廃止する条例。砥部町休養観光施設条例は、廃止する。附則、この条例は、公布の日から施行する。提案理由でございますが、権現山休憩所及び長曾池休憩所の老朽化が進み、危険となったため提案するものでございます。なお第1権現休憩所は、昭和50年、第2権現休憩所は、昭和58年、長曾池休憩所は、昭和50年であり、いずれも施設の原価償却等の耐用年数等に関する省令、大蔵省令15条に規定されている木造づくりの宿泊所、同宿泊所は、22年を経過しており、減価償却率法によって積算した補助金の残存価格が残っておりませんので申し添えます。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（栗林政伸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。7番井上洋一君。

○7番（井上洋一） ということは、これは例のそうめん流しの所の場所のことですよね。あれを全部壊すんですか。どうされるんですかね。ちょっとイメージ湧きにくいんですけど。

○議長（栗林政伸） 相田商工観光課長。

○商工観光課長（相田由紀夫） 井上議員さんのご質問にお答えします。そうめん流しの現場は第1権現荘、それから第2権現荘というようなことで、権現山の方になるわけなんですけれども、老朽化されておりまして、今の状況では休養施設として宿泊する事ができないということでございまして、宿泊の部分についてはですね条例は、インターネット等

で公開されております。そのことによって、問い合わせがたくさんございますので、そういう部分での、施設からは外したいと。今、廃止したことによって、すぐ解体するかという部分につきましては、何らかの目的によってですね壊すだけというような予算の組み方でなしに、目的が出来た段階での解体を考えていったらいいのではないかとというふうに考えております。以上で終わります。

○議長（栗林政伸） 他にありませんか。質疑を終わります。

おはかりします。議案第73号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第73号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、6月15日の本会議でお願いいたします。

~~~~~

### 日程第33 議案第74号 砥部町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の締結について

（説明、質疑、産業建設常任委員会付託）

○議長（栗林政伸） 日程第33議案第74号砥部町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の締結についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。東岡下水道課長。

○下水道課長（東岡秀樹） 議案第74号砥部町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の締結についてご説明申し上げます。次の通り、基本協定を締結することについて、議会の議決を求めるものでございます。ここで、議案提出日が抜けております。8日と記入をいただきたいと思っております。大変申し訳ございません。お詫び申し上げます。平成19年6月8日提出。砥部町長中村剛志。協定の目的でございますが、砥部町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定。協定の方法は、随意契約でございます。協定金額は26億5千万円でございます。協定の相手方は、東京都新宿区四谷三丁目3番1号、日本下水道事業団理事長、板倉英則でございます。この協定でございますが、建設期間が、平成19年度から23年度の5カ年と長期に渡り、土木、建築、電気、機械設備等専門的な技術が必要であることから、砥部町公共下水道の根幹的施設でございます砥部町浄化センターの建設工事を日本下水道事業団に建設委託をするものでございます。協定事項につきましては、下水道特別委員会でご説明をさせていただいておりますように、協定の目的、委託業務の内容及び範囲、業務の開始及び完成時期、費用の額及び受領方法、業務完了後の措置等となっておりますのでございます。提案理由でございますが、砥部町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定を締結いたしたいので、砥部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（栗林政伸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。4番土居美智子君。

○4番（土居美智子） まず、5月に特別委員会の中で、この仮協定をやりたいという事で文書をいただきました。例のごとく私は常に文書というのは早めにいただきたいというふうにはお願いはしておるんですけど、当然その会議の日に会場へ入りましたら、その机の上に置いてあるというような状態で、この14条からなる基本協定をすべてその場で読み切るなんかということとはとても出来ない時間です。私も大きな事を言っても、自分がこれだけの仕事を、工事的な仕事をやった経験がありませんので、これが正しいか悪いかという判断は出来ませんが、帰りましてじっくりと読みました時に、内容的に非常にちょっと疑いを持つところもろあったりしまして、それは自分の経験不足なのかもしれないと思いつつも、まず一つ聞きたいということは、この文書、いわゆる協定書を甲が作成しましたか、乙が作成しましたかお尋ねしたいと思います。

○議長（栗林政伸） 東岡下水道課長。

○下水道課長（東岡秀樹） 土居美智子議員さんのご質問にお答えをいたします。この基本協定につきましては、下水道事業団の方で国土交通大臣の認可を得まして協定をするという文面がございまして、これに基づいて協定書を、仮協定を締結させていただいたものでございます。

○議長（栗林政伸） 土居美智子君。

○4番（土居美智子） 多分この文書を読んだ時にそうだろうかというふうに判断をさせてもらいました。やはり、これは本当に言うておきますけど、私の経験不足ですから。大きなこういうふうな工事を経験されている方にとったら当たり前のお話なのかもしれませんが、この第4条の2項のどこなんかも非常に私は危機感を持ちながら、読ませていただきました。それともう一つ気になることは、この協定書は最終的に責任のとり方がどこにくるのかなと思って、一つずつ考えてみたんですけど、やはり議会にくるんじゃないかなと。このような危機感を非常に持ちました。やはりこんな大切な協定はですね、私たちが町民の代表ですから、あなたたちが決めましたと言われましても、私たちもその場に行って、ただ単に抜粋された箇所箇所を担当課長の方から説明を受けると。こういうことはですね、非常に危機があるんじゃないかと思えます。当然もう仮協定も進んでますから、このままこれが本協定に入るんであろうと思えますけど、これは本当に砥部町あげての大事業だと思って、これは誰でもが認識なさってる事だと思えます。私、この時にね、ほんとに議会というのは甘く見られてるんじゃないかなと、もちろん私には、先ほども何回も言いましたように、自分がこういう工事をやったことがありませんから、能力はありませんけれども、ただ議会というものをもっと大切にしていきたいなとこのように感じました。以上です。

○議長（栗林政伸） 他に。質疑を終わります。

おはかりします。議案第74号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第74号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、6月15日の本会議でお願いします。ここで暫く休憩します。再開は2時30分です。

休憩 午後2時15分

再開 午後2時28分

~~~~~

日程第34 議案第75号 平成19年度砥部町一般会計補正予算（第1号）

日程第35 議案第76号 平成19年度砥部町老人保健特別会計補正予算
（第1号）

日程第36 議案第77号 平成19年度砥部町とべの館特別会計補正予算（第1号）

日程第37 議案第78号 平成19年度砥部町水道事業会計補正予算（第1号）
（説明、質疑、所管常任委員会付託）

○議長（栗林政伸） 再開します。日程第34議案第75号から日程第37議案第78号までの平成19年度補正予算に関する4件を一括議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。松下監理財政課長。

○監理財政課長（松下行吉） 一般会計補正予算についてご説明申し上げます。お手元の19年度砥部町一般会計補正予算（第1号）の1ページをお願いいたします。議案第75号平成19年度砥部町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,038万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億5,305万7千円とする。平成19年6月8日提出。砥部町長中村剛志。2、3ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正でございますが、まず歳出の方、3ページをご覧ください。2款総務費に149万4千円を追加いたします。続きまして3款民生費に2,939万7千円。4款衛生費に30万円。7款商工費1,464万4千円。8款土木費に209万6千円。9款消防費に136万5千円。10款教育費に109万3千円。合計5,038万9千円の歳出補正でございます。この財源でございますが、2ページの方をお願いいたします。13款国庫支出金として1,427万3千円。14款県支出金が337万9千円。16款寄附金100万円、これはモニュメント設置事業の寄附金でございます。続きまして18款繰越金1,743万7千円。19款諸収入1,430万の補正でございます。合計5,038万9千円でございます。内容につきましては、先に平成19年第2回砥部町議会定例会議案概要というものの中に、7、8ページとして一般会計の方につきましては、項目それぞれ説明しておりますので、ここでは省略させていただきます。また来週からの常任委員会では詳細をご審議していただくこととなると思いますので、私の方から以上でご説明とさせていただきます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（栗林政伸） 丸本住民サービス課長。

○住民サービス課長（丸本正和） 議案第76号平成19年度砥部町老人保健特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。平成19年度砥部町の老人保健特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ434万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億5,124万7千円とする。それでは第1表によりまして説明させていただきます。予算書の2ページ、3ページをご覧くださいませようお願いいたします。まず3ページの歳出でございますが、4款1項償還金の434万7千円の増額につきましては、18年度の実績に基づきまして、支払基金の交付金と、国庫補助金の超過受入額を償還するものでございます。この財源につきましては、2ページの歳入のとおり、4款1項他会計繰入金として一般会計から434万7千円を繰り入れるものでございます。以上で議案第76号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（栗林政伸） 相田商工観光課長。

○商工観光課長（相田由紀夫） それでは議案第77号についてご説明申し上げます。平成19年度砥部町とべの館特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。平成19年度砥部町のとべの館特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算補正第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ96万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,283万4千円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成19年6月8日提出。砥部町長中村剛志。次のページをお願いします。第1表についてご説明申し上げます。2の歳出からご説明申し上げます。1款館運営費でございますが、3,160万1千円、補正額96万円、3,256万1千円でございます。歳出合計3,187万4千円、96万、3,283万4千円でございます。この款館の運営費につきましては、インターネット接続を7万5千円、情報公開、これも詳細は最後のページにあるわけなんですけども、このページでインターネット接続7万5千円。売店用のレジスターが老朽化しておりまして、5月の連休にもめげました。ということで夏休み前に買い替えるというようなことでございます。続きまして、動物サポート事業への支援金としまして5万円をお願いするものでございます。歳入につきましては、3,150万に対しまして補正額96万、3,246万。歳入合計3,187万4千、96万、3,283万4千、これは売店収入を見込むものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（栗林政伸） 辻水道課長。

○水道課長（辻充則） 議案第78号平成19年度砥部町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。予算書1ページをお開けください。第1条、平成19年度砥部町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。第2条、平成19年度砥部町水道事業会計予算第4条本文括弧中「不足する額1億5,411万1千円」を「不足する額1億5,786万1千円」に改め、「建設改良積立金1千万円」を「建設改良積立金600万円」に改め、「過年度分損益勘定留保資金1億3,411万1千円」を「過年度分損

益勘定留保資金1億4,186万1千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。今回の補正の内容でございますが、第1款上水道資本的支出第1項建設改良費を375万円増額するものでございまして、公営住宅重光団地の解体に伴いまして、同敷地内に埋設しておりました配水管の布設替工事並びに設計委託料として275万円、また八倉地区での浄化槽、公共下水道浄化センターの造成工事に伴いまして、消火栓設置工事100万円を補正するものでございます。平成19年6月8日提出。砥部町長中村剛志。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（栗林政伸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。18番三谷喜好君。

○18番（三谷喜好） 2点ばかりお尋ねしたいと思います。まず第1点が、愛媛大学外国人留学生との交流事業費7万4千円を追加となっておりますが、これは松山には愛媛大学ぎりじゃなくて、松山大学もございまして。なぜ愛媛大学にあれしたのか。国の関係なのか町が選択したのか。その事業のいわゆる計画内容をお尋ねしたいと思います。もう1点は、砥部小学校で実施するえひめこども文化体験劇場事業の、これも同じく計画内容等をお知らせをいただくと幸せでございます。

○議長（栗林政伸） 藤田企画課長。

○企画課長（藤田正純） 三谷議員さんのご質問にお答えをいたします。この愛媛大学留学生の交流事業につきましては、愛媛大学からの要請もございまして、近隣の状況を調べてみますと交流事業を実施しております関係で、愛媛大学との交流を計画いたしております。その他、松山大学、他の大学もございまして今回は愛媛大学からの申し出という事で、計画をさせていただきました。計画の中身でございますが、地域の中学生、砥部中、広田中の中学生との交流が主になりますが、砥部らしさを生かした交流を図るという事で、8月に入りまして予定をさせていただいておりますが、愛媛大学の留学生、ご家族の方も含めまして約20名、砥部中学校の中学生40名と、広田中学校の生徒18名とで交流事業を行うものでございます。事業の中身でございますが、砥部中学生につきましては、砥部町内の陶街道にございますスタンプラリー、砥部焼の絵付け体験等をご一緒にさせていただきます。午後になりまして、留学生の方は、広田の方に移動をしていただき、広田中学生との交流という形を計画しております。広田に移りましてからは、広田地区の伝統芸能又は郷土料理等の体験をしていただく予定でございます。1日でございますが、一応予定としましては8月の4日を予定させていただいております。これはちょうど広田地域の七夕まつりが開催されますので、その日に合わせてという事で予定をさせていただいております。以上でございます。

○18番（三谷喜好） 留学生はどこの国の人がおるんですか。

○企画課長（藤田正純） それはまだ調べておりませんので、申し訳ございません。

○議長（栗林政伸） 大野生涯学習課長。

○生涯学習課長（大野哲郎） ただ今の三谷議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。愛媛こども文化体験劇場の内容についてということでございますが、これは学校開

催事業でございまして、子どもたちに本物の劇場といいますか、これは演劇公演になってございます。それを間近に見て、体験していただくという事業でございまして。既に日にちが内定しておりまして、開催校は砥部小学校でございまして。本年の11月13日火曜日となっております。内容は、児童演劇ということでございまして、具体的に演目はまだ通知がきておりません。実際の参加数ですが、全校児童が約320人余りございまして、それに教師全員と保護者が約50名位ではなかろうかという事で、400人程度の参加になろうかと思っております。県の単独事業でございまして、県費で2分の1の補助がございまして。以上で説明にかえさせていただきます。

○議長（栗林政伸） 他にありませんか。16番山本典男君。

○16番（山本典男） あの、観光の雑入でですね、11ページにあるんですが、1千万という大きいお金が入っておるんは、これ多分合併市町村地域資源活用事業という事でいただいております。多分モニュメント、これが多分観光のどこ見ると1,220万というのが15ページにあるやつに相当するのかなというふうに思ったりもするんですが、全体の計画、町のはそういう予算でいっておるんですが、全体の計画は大体どれ位を予定しておるのか教えていただきたいと思っております。

○議長（栗林政伸） 相田商工観光課長。

○商工観光課長（相田由紀夫） 山本議員さんのご質問にお答えいたします。砥部焼のモニュメントの設置工事のことだろうという事で、ご説明申し上げたらというふうに考えております。砥部焼のモニュメントの設置工事につきましては、合併市町村地域資源活用事業助成金をいただくように内定をいただいております。それが1千万にあたるというように考えております。総事業費でございまして、約1,800万円ございまして、その内の陶板につきましては概ね600万円程度につきましては、砥部焼協同組合さんの方からご寄付いただくということでございまして、残り1,220万3千円につきましては、いまほどこ言いました、1千万の助成金と、100万円のモニュメント建設委員会からの寄付、残り120万3千円につきましては町の一般財源から工面していただくというような事になろうかなと考えております。以上でご説明を終わらせていただきます。

○議長（栗林政伸） 他にありませんか。山本典男君。

○16番（山本典男） まあ1千万を寄付して、まあ国の方からいただくと、町の持ち出し、町の事業としては、1,200万、これは町の持ち出しが220万3千円になるのか。それとも今説明ではちょっとわからん。まあ焼物屋は陶板とかいうのは分かったんですが、商工会とかあるいは法人会とか、いろんな寄付とかうんぬんというのがあったと思うんですが、それとはどういう関係になるんかちょっと教えてほしいんですが。

○議長（栗林政伸） 相田商工観光課長。

○商工観光課長（相田由紀夫） 山本議員さんのご質問にお答えいたします。この事業でございましてけれども、当初砥部焼モニュメント設置委員会というものを立ち上げました。そちらから、本来ならそちらの方で建設もしていただくというようなことで進んでおったわけですがけれども、ミニポケットパークと言いますか、その33号線の道路脇の部分を借りるのには、ポケットパークとして使用、運営を町がしないといかんというような事で

ございまして、砥部町の事業という事でさせていただいております。その部分につきまして、今、先ほどから金額的な事で、ちょっと誤解もあるようでございますが、1千万につきましてとはとにかく内示をいただいておりますので活性化センターの助成事業にのせていくということでございます。それから1,800万の内600万については先ほど申し上げましたが、砥部焼協同組合です。それから220万3千円につきましては、100万円をモニュメント建設委員会にご寄付をいただいております。というのが今、松山法人会砥部支部であったり、砥部焼協同組合、それから砥部焼販売組合、砥部町商工会、それから砥部町観光協会というような会員の、モニュメント建設委員会の方からですね、先般も会を開いていただきまして、100万円のお願いはして参りました。それから砥部町の一般財源からいただくお金でございますが、それにつきましては、先ほど申し上げましたが、120万3千円を予定をさせていただいております。以上でよろしいでしょうか。

○議長（栗林政伸） 山本典男君。

○16番（山本典男） ちょっと私、不信など言うか、ちょっと分からんのですが。その話が最初に持ち上がった時に、250万法人会があるんだと。慈善事業でやるんだということから始まって、それで砥部も、砥部焼も協力せいよという話の中で、600万、砥部焼も使う話やからせいというような話で、ほぼ600万程度の陶板を、まあお金は貧乏しとるから、よお出さんから皆が協力して、600万程度の寄付しようという話になったわけですよ。ところが、今、商工会もちょっと出しましょと、どこやらもちょっと出しましょという話の中で計算して1千万はどっからきたんか分からんのですが、1,200何万とある、そしたら1,800万ゆうてある、まあ800万が砥部焼やと、600万が砥部焼からほぼ出すという事になったら、200何万になっておるんが、その最初にものを言ったやつが何で250万あるけん、うんぬんという話があったんが、何でトータル合わせて計算したら少なくなつとるんがもう一つ分からん。1,200何万になつとるんで。まあここで言う話ではないけど。はっきり言ってね、これはだから、そこらのところから、我々、我々ゆうたら悪いけど、焼物屋がお金ないなしでその600万を寄付、これ位やったら、お金は出せんけど、能力みたいな話でやろうという話で難儀やってこしらえた話が、その声掛けたやつから、今の話やったら1千万、あれやったら1,200何万でやるとゆうたり。全く話が合わん話であって、私もちょっと不信じゃったんですが、まあ補助金もらったけん、ある意味では非常に助かっておるんですけど、ちょっと私としては分からんので、内容の概要をちょっと聞いたんですけど、ちょっと相田課長の説明では、相田課長が悪いのではないけど、ちょっとその中間の話のなかでは、ちょっと私は何か得心出来ない感じで。1,200万で、1千万もろて、200万が町の持ち出しやと、言うんやったら分かるけど、それも入れて1,200万はいるというんはちょっとおかしい、計算が合わんけん。

○議長（栗林政伸） 相田商工観光課長。

○商工観光課長（相田由紀夫） 大変失礼致しました。観光ブランドを生かした街道造り事業という事でございまして、設備整備型の事業を今回市町村地域資源活用事業助成申請をいたしましたところ、1千万の助成金をいただくことになりました。その工事費の内訳

につきましては、工事費自身の総額は、1,220万8千円でございます。町といたしましては、先ほど出ております、モニュメント建設委員会より砥部焼を、原材料をいただいて、貼り付けたり、安全を確保するための工事をするというところでございます。

○議長（栗林政伸） 中村町長。

○町長（中村剛志） それでは、ただ今の山本議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。このモニュメントは当初、法人会が立ち上げまして、それに商工会、その他の団体を巻き込んで、町の方へ、こういう事をやりたいという申し出がございました。そういう中で、焼物業界の方は、もちろん砥部焼の一番大きなモニュメントで、目立つシンボルタワーになる物ですので、焼物業界も協力しようという事で、スタートしたわけでございます。そんな中で、町も何か良い資金がないかと、補助金がないかという事で、1千万円の補助金を貰う方法を考えて参りました。それで1千万の補助金が出来たわけでございます。その中で、これから今後、焼物業界の方と、おそらく商工会、法人会等含めて、話し合いの中で、原材料の素焼きの程度は商工会ないし法人会で出すのではないかと、推測をしております。いずれにいたしましても、元の立ち上げは、法人会、商工会中心でございまして、焼物業界と話し合っただけだと思います。町としましては、1千万の補助金をいただいて、後の焼物は基本的には、寄付をしていただくという考えでございますので、その焼物を納めるのに関して、業界の方で話をいただくと、そのように思っております。

○議長（栗林政伸） 他に。4番土居美智子君。

○4番（土居美智子） あの、私もちょうどこれ、チェックしてたところなんですけど、これで入り口ができましたと。入ってきてもらいました。その、今年度中の整備ですよ。いかにお客さんに歩いてもらえるかという、そういう話は、ここの続きでは出てないんでしょうか。というのは広くありすぎて、またお客さんも、どこに行っているのか分からないし、じゃあ町の中に、せつかく大きく陶器見つけたけん行ってみようかと、入ってきていただいても、それから先が、誘導が出来る者が、別にモニュメントをたくさん作れという意味じゃないんですよ。要は人海によって、そういうふうなアピールの仕方というのが、またこれ輪をかけて難しくなってくると思うんですけど、入り口は良しと。入って来たけど、何も分からなんだという事では困るかと思いますので、これからの後の仕事の方が大切でないかと思うんですけど、そこらあたりで何か具体的に盛り上がっているような物があるんでしたら教えてもらいたいと思うんですけど。

○議長（栗林政伸） 中村町長。

○町長（中村剛志） それでは、ただ今の土居議員さんのご質問にお答えしたいと思います。やはり1点だけではなかなか観光というのはいきません。そういう事で、まず砥部町の玄関口にシンボリックなタワーを建てようということで、これで砥部のまちに入ったという実感を味わっていただこうと思っております。これは砥部町のシンボリックなタワーであるというふうにご理解いただきたいと思います。そして今、皆さんもご存知かと思いますが、観光センターの前の379号との分かれ道の所に、新四国の道のポケットパークの計画がされております。これにつきましても、国土交通省の方で下の部分は全部や

ろうと。上のモニュメントも何とかやっってくださいというお願いはしておりますけど、国の方もお金が無いというようなことで言われております。この整備についても今、いろいろな検討を、役場の中でやっております。これをどのようにするか、例えばここを陶街道五十三次のミニパークとしてとらえて、八十八カ所のお砂踏みではございませんけど、1カ所でいろんなものが全部見れるというような物も考えたり。今、検討しているところです。そういうことで、その新四国の道の整備、そしてまた今、町内で一番最初にやった60個のモニュメント、これに商工会の方で、いわれと言いますか、どういう思いを持ってこれを作家の方と言いますか、焼物屋さんを作ったか。これを今、貼り付けていただいております。そういうことで、中も、順に充実をさせております。それともう一つやはり大事なのは、イレブンウォークと言っておりますけど、伝統産業会館を中心にして、11カ所のスタンプラリーがあります。これがやはり、私はメインになってくるんじゃないかと思えます。そういう事で、この11カ所を中心に、PRをしていきたいというふうに思えます。約1時間半で全部を回れますので、お手軽に行けるコースではないかと思えます。それと五十三カ所の中で、脇本陣ととらえていろんな催しをする場所、これを考えておりますので、これの充実、そしてやはり何と言いましてもイベントが一番大切だと思えますので、イベントの充実を図っていきたいというふうに思っております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（栗林政伸） 他にございませんか。質疑を終わります。

おはかりします。議案第75号から議案第78号までの平成19年度補正予算に関する4件については、所管の常任委員会に付託して審査することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり。〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第75号から議案第78号までの平成19年度補正予算に関する4件については、所管の常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、6月15日の本会議でお願いします。

以上で本日の議事日程は、すべて終了しました。本日はこれで散会します。

午後 3時00分 散会

平成19年第2回定例会（第3日） 会議録

招集年月日	平成19年6月15日		
招集場所	砥部町議会議事堂		
開 会	平成19年6月15日 午前9時30分 議長宣告		
応招議員	1 番 山口元之 4 番 土居美智子 7 番 井上洋一 10 番 土居英昭 13 番 中島博志 16 番 山本典男	2 番 政岡洋三郎 5 番 中村 茂 8 番 樋口泰幸 11 番 宮内光久 14 番 田室博志 17 番 玉井啓補	3 番 西岡章一 6 番 西村良彰 9 番 栗林政伸 12 番 大野和博 15 番 平岡文男 18 番 三谷喜好
不応招議員	なし		
出席議員	出席議員は、応招議員の17名		
欠席議員	17 番 玉井啓補		
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏 名	町 長 中村 剛志 収入役 佐川 秀紀 総務課長 明賀 徹 企画課長 藤田 正純 税務課長 武智 充吉 民生こども課長 正岡 修平 健康づくり課長 相原 宜紀 生涯学習課長 大野 哲郎 商工観光課長 相田由紀夫 建設課長 萬代 喜正 水道課長 辻 充則	副町長 教育長 柳田 稷 広田支所長 監理財政課長 佐野 弘明 住民サービス課長 上岡 洋一 生きがい推進課長 松下 行吉 学校教育課長 丸本 正和 環境保全課長 大西 潤 農林課長 松村 昇二 下水道課長 日浦 昭二 東岡 秀樹	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 原 田 公 夫		

平成19年第2回砥部町議会定例会議事日程 第3日

・開 議

- 日程第1 議案第49号 砥部町防災会議条例の一部改正について
- 日程第2 議案第50号 砥部町水防協議会条例の一部改正について
- 日程第3 議案第51号 砥部町国民保護協議会条例の一部改正について
- 日程第4 議案第52号 砥部町の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第53号 砥部町手数料条例の一部改正について
- 日程第6 議案第54号 砥部町地域審議会条例の一部改正について
- 日程第7 議案第55号 砥部町総合計画審議会条例の一部改正について
- 日程第8 議案第56号 砥部町教科書選定委員会条例の一部改正について
- 日程第9 議案第57号 砥部町学校条例の一部改正について
- 日程第10 議案第58号 砥部町立学校施設利用条例の一部改正について
- 日程第11 議案第59号 砥部町学校給食センター条例の一部改正について
- 日程第12 議案第60号 砥部町公民館条例の一部改正について
- 日程第13 議案第61号 砥部町勤労青少年ホーム条例の一部改正について

- 日程第 1 4 議案第 6 2 号 砥部町立社会体育施設条例の一部改正について
- 日程第 1 5 議案第 6 3 号 砥部町立図書館条例の一部改正について
- 日程第 1 6 議案第 6 4 号 砥部町保育所条例の一部改正について
- 日程第 1 7 議案第 6 5 号 砥部町一時保育条例の一部改正について
- 日程第 1 8 議案第 6 6 号 砥部町老人福祉施設等利用条例の一部改正について
- 日程第 1 9 議案第 6 7 号 砥部町国民健康保険診療所条例の一部改正について
- 日程第 2 0 議案第 6 8 号 砥部町環境基本条例の一部改正について
- 日程第 2 1 議案第 6 9 号 砥部町陶芸作業場条例の一部改正について
- 日程第 2 2 議案第 7 0 号 砥部町砥部焼伝統産業会館条例の一部改正について
- 日程第 2 3 議案第 7 1 号 砥部町峡の館条例の一部改正について
- 日程第 2 4 議案第 7 2 号 砥部町有建設機械条例の一部改正について
- 日程第 2 5 議案第 7 3 号 砥部町休養観光施設条例の廃止について
- 日程第 2 6 議案第 7 4 号 砥部町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の締結について
- 日程第 2 7 議案第 7 5 号 平成 1 9 年度砥部町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 8 議案第 7 6 号 平成 1 9 年度砥部町老人保健特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 9 議案第 7 7 号 平成 1 9 年度砥部町とべの館特別会計補正予算（第 1 号）

- 日程第30 議案第78号 平成19年度砥部町水道事業会計補正予算
(第1号)
- 日程第31 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第32 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第33 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第34 請願第1号 労働法制の拡充の意見書採択を求める請願について
- 日程第35 請願第2号 公共サービスの安易な民間開放に反対し、国民生活の「安心・安全」の確立を求める請願について
- 日程第36 請願第3号 「核兵器全面禁止・廃絶国際条約締結を求める意見書」採択
についての請願について
- 日程第37 平成18年陳情第7号 国民の食糧と健康、農業を守る陳情について
- 日程第38 陳情第1号 トンネルじん肺根絶の根本的な対策を求める意見書の提出に
関する陳情について
- 日程第39 陳情第2号 非核平和行政に関する陳情について
- 日程第40 議員派遣の件について
- 追加日程第1 議案第79号 19学校第1号麻生小学校体育館耐震補強等整備工事
請負契約の締結について

・閉 会

平成19年第2回砥部町議会定例会

平成19年6月15日（金）

午前9時30分開会

○議長（栗林政伸） 玉井議員から欠席届が出ております。これから、本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 議案第49号 砥部町防災会議条例の一部改正について  
（総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（栗林政伸） 日程第1議案第49号砥部防災会議条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。井上総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（井上洋一） 総務文教常任委員会のご報告を申し上げます。去る6月8日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました議案第49号について、審査の結果をご報告申し上げます。砥部町防災会議条例の一部改正については、防災会議委員の報酬及び費用弁償について明確にするため、新しく条文を追加するものであります。よって、議案第49号は、適切な措置がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（栗林政伸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
〔質疑なし〕

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありますか。  
〔討論なし〕

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。  
議案第49号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。  
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。  
よって、議案第49号砥部町防災会議条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第2 議案第50号 砥部町水防協議会条例の一部改正について
（総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（栗林政伸） 日程第2議案第50号砥部水防協議会条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。井上総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（井上洋一） ご報告申し上げます。去る6月8日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました議案第50号について、審査の結果をご報

告申し上げます。砥部町水防協議会条例の一部改正については、水防法の改正に伴う引用条項の改正及び水防協議会委員の報酬及び費用弁償について明確にするため新しく条文を追加するものであります。よって、議案第50号は、適切な措置がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（栗林政伸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。
[質疑なし]

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
[討論なし]

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。
議案第50号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
[「異議なし」の声あり]

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。
よって、議案第50号砥部町水防協議会条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

### 日程第3 議案第51号 砥部町国民保護協議会条例の一部改正について (総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（栗林政伸） 日程第3議案第51号砥部町国民保護協議会条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。井上総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（井上洋一） ご報告申し上げます。去る6月8日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました議案第51号について、審査の結果をご報告申し上げます。砥部町国民保護協議会条例の一部改正については、砥部町附属機関等の設置及び運営に関する要綱に基づき、協議会委員の数を20人以内から15人以内に改正するものであります。よって、議案第51号は、適切な措置がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（栗林政伸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
[討論なし]

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。  
議案第51号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。

よって、議案第51号砥部町国民保護協議会条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第4 議案第52号 砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

（総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（栗林政伸） 日程第4議案第52号砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正ついてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。井上総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（井上洋一） ご報告申し上げます。去る6月8日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました議案第52号について、審査の結果をご報告申し上げます。砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、防災会議委員及び水防協議会委員について、日額7,000円の報酬を追加するものと、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、選挙に関する各特別職について、現日額報酬額から、それぞれ100円の減額をするものであります。よって、議案第52号は、適切な措置がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（栗林政伸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
〔質疑なし〕

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありますか。
〔討論なし〕

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。
議案第52号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。
よって、議案第52号砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第5 議案第53号 砥部町手数料条例の一部改正について

（総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（栗林政伸） 日程第5議案第53号砥部町手数料条例の一部改正についてを議題

とします。本案について委員長の報告を求めます。井上総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（井上洋一） ご報告申し上げます。去る6月8日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました、議案第53号について、審査の結果をご報告申し上げます。砥部町手数料条例の一部改正については、使用料手数料等見直し基準に基づいて、免除規定の改正及び身体障害者補助犬法に規定する使用者証を有する者について免除する項を新たに加える改正をするもので、10月1日から施行するものであります。よって、議案第53号は、適切な措置がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（栗林政伸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。議案第53号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第53号砥部町手数料条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第6 議案第54号 砥部町地域審議会条例の一部改正について (総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（栗林政伸） 日程第6議案第54号砥部町地域審議会条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。井上総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（井上洋一） ご報告申し上げます。去る6月8日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました、議案第54号について、審査の結果をご報告申し上げます。砥部町地域審議会条例の一部改正については、附属機関等の機能の充実及び合理化等による行財政運営の効率化を図るとともに、町政への住民の参画及び公正で開かれた町政の実現を推進するため委員の選任について「その他町長が必要と認める者」を新たに加え、7月1日から施行するものであります。よって、議案第54号は、適正な改正がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（栗林政伸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
[質疑なし]

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。

議案第54号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第54号砥部町地域審議会条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第7 議案第55号 砥部町総合計画審議会条例の一部改正について

（総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（栗林政伸） 日程第7議案第55号砥部町総合計画審議会条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。井上総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（井上洋一） ご報告申し上げます。去る6月8日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました議案第55号について、審査の結果をご報告申し上げます。砥部町総合計画審議会条例の一部改正については、砥部町附属機関等の設置及び運営に関する要綱に基づき、委員の数を20人以内から12人以内に変更し、その構成区分に各団体の推薦する者、識見を有する者、その他町長が必要と認める者を新しく設けるもので、平成20年4月1日から施行するものであります。よって、議案第55号は、適正な改正がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（栗林政伸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。

議案第55号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第55号砥部町総合計画審議会条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第8 議案第56号 砥部町教科書選定委員会条例の一部改正について

（総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（栗林政伸） 日程第8議案第56号砥部町教科書選定委員会条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。井上総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（井上洋一） ご報告申し上げます。去る6月8日の本会議におき

まして、総務文教常任委員会に付託されました議案第56号について、審査の結果をご報告申し上げます。砥部町教科書選定委員会条例の一部改正については、砥部町附属機関等の設置及び運営に関する要綱に基づき、委員の数を20人以内から15人以内に変更し、構成委員から関係行政機関の職員を削除するものであります。よって、議案第56号は、適正な改正がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（栗林政伸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
[質疑なし]

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありますか。
[討論なし]

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。
議案第56号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
[「異議なし」の声あり]

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第56号砥部町教科書選定委員会条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第9 議案第57号 砥部町学校条例の一部改正について (総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（栗林政伸） 日程第9議案第57号砥部町学校条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。井上総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（井上洋一） ご報告申し上げます。去る6月8日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました議案第57号について、審査の結果をご報告申し上げます。砥部町学校条例の一部改正については、砥部中学校と広田中学校との統合を平成21年4月1日付けで行うため、別表2より広田中学校を削除するもので、施行は平成21年4月1日からとするものであります。よって、議案第57号は、適正な改正がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（栗林政伸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありますか。  
[討論なし]

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。  
議案第57号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第57号砥部町学校条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第10 議案第58号 砥部町立学校施設利用条例の一部改正について
（総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（栗林政伸） 日程第10議案第58号砥部町立学校施設利用条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。井上総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（井上洋一） ご報告申し上げます。去る6月8日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました議案第58号について、審査の結果をご報告申し上げます。砥部町立学校施設利用条例の一部改正については、条文中、施設の使用料を定める者を「教育委員会」から「町長」に改め、利用できる施設から「学校の室」を除き、関係する別表第1項を削除し、減免規定を改正するものと、使用料手数料等見直し基準に基づく使用料の原価計算の結果、麻生小学校、砥部小学校、玉谷小学校、高市小学校、広田中学校の屋内運動場の使用料を適正価格に改定するもので、10月1日から施行するものであります。よって、議案第58号は、適正な改正がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（栗林政伸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
〔質疑なし〕

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありますか。
〔討論なし〕

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。
議案第58号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第58号砥部町立学校施設利用条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第11 議案第59号 砥部町学校給食センター条例の一部改正について  
（総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（栗林政伸） 日程第11議案第59号砥部町学校給食センター条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。井上総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（井上洋一） ご報告申し上げます。去る6月8日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました議案第59号について、審査の結果をご報

告申し上げます。砥部町学校給食センター条例の一部改正については、附属機関等の機能の充実及び合理化等による行財政運営の効率化を図るとともに、町政への住民の参画及び公正で開かれた町政の実現を推進するため、学校給食センター運営委員の構成を改めるもので、平成20年4月1日から施行するものであります。よって、議案第59号は、適正な改正がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（栗林政伸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
[討論なし]

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。  
議案第59号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。  
[「異議なし」の声あり]

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第59号砥部町学校給食センター条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第12 議案第60号 砥部町公民館条例の一部改正について (総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（栗林政伸） 日程第12議案第60号砥部町公民館条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。井上総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（井上洋一） ご報告申し上げます。去る6月8日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました議案第60号について、審査の結果をご報告申し上げます。砥部町公民館条例の一部改正については、使用料手数料等見直し基準に基づく使用料の原価計算の結果、中央公民館、千里地区公民館、広田地区公民館について、時間帯ごとの使用料から1時間当たりの使用料に改めるもので、10月1日から施行するものであります。よって、議案第60号は、適正な改正がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（栗林政伸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。
[質疑なし]

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
[討論なし]

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。
議案第60号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり

決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第60号砥部町公民館条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第13 議案第61号 砥部町勤労青少年ホーム条例の一部改正について  
(総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（栗林政伸） 日程第13議案第61号砥部町勤労青少年ホーム条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。井上総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（井上洋一） ご報告申し上げます。去る6月8日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました議案第61号について、審査の結果をご報告申し上げます。砥部町勤労青少年ホーム条例の一部改正については、附属機関等の機能の充実及び合理化等による行財政運営の効率化を図るとともに、町政への住民の参画及び公正で開かれた町政の実現を推進するため、平成21年4月1日から運営委員の構成から「町の職員」を除き、「その他教育委員会が必要と認める者」を加えるものと、使用料手数料等見直し基準に基づく使用料の原価計算の結果、平成19年10月1日から時間帯ごとの使用料から1時間当たりの使用料に改めるものであります。よって、議案第61号は、適正な改正がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（栗林政伸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
〔質疑なし〕

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありますか。  
〔討論なし〕

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。  
議案第61号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。  
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第61号砥部町勤労青少年ホーム条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第14 議案第62号 砥部町立社会体育施設条例の一部改正について
(総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（栗林政伸） 日程第14議案第62号砥部町立社会体育施設条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。井上総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（井上洋一） ご報告申し上げます。去る6月8日の本会議におき

まして、総務文教常任委員会に付託されました議案第62号について、審査の結果をご報告申し上げます。砥部町立社会体育施設条例の一部改正については、使用料手数料等見直し基準に基づく使用料の原価計算の結果、大南町民広場、岩谷ロプール及び砥部地区小・中学校並びに広田中学校の夜間照明施設について使用料を適正価格に改定するものと、減免規定の改正をするもので、10月1日から施行するものであります。よって、議案第62号は、適正な改正がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（栗林政伸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。
[質疑なし]

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
[討論なし]

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。
議案第62号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
[「異議なし」の声あり]

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第62号砥部町立社会体育施設条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第15 議案第63号 砥部町立図書館条例の一部改正について  
(総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（栗林政伸） 日程第15議案第63号砥部町立図書館条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。井上総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（井上洋一） ご報告申し上げます。去る6月8日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました議案第63号について、審査の結果をご報告申し上げます。砥部町立図書館条例の一部改正については、附属機関等の機能の充実及び合理化等による行財政運営の効率化を図るとともに、町政への住民の参画及び公正で開かれた町政の実現を推進するため構成委員に「その他教育委員会が必要と認める者」を加えるもので、平成21年4月1日から施行するものであります。よって、議案第63号は、適正な改正がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（栗林政伸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
[討論なし]

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。

議案第63号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第63号砥部町立図書館条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

ここで暫く休憩します。再開は10時20分の予定です。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時20分

~~~~~

日程第16 議案第64号 砥部町保育所条例の一部改正について
(厚生常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（栗林政伸） 再開します。日程第16議案第64号砥部町保育所条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。土居厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（土居美智子） ご報告申し上げます。去る6月8日の本会議におきまして、厚生常任委員会に付託されました議案第64号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第64号砥部町保育所条例の一部改正については、使用料手数料等見直し基準に基づく原価計算の結果、平成20年4月1日から延長保育料を1カ月2,000円から2,500円に改正するものであります。よって、議案第64号は、適切な改正がなされており、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（栗林政伸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。

議案第64号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第64号砥部町保育所条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第17 議案第65号 砥部町一時保育条例の一部改正について  
(厚生常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（栗林政伸） 日程第17議案第65号砥部町一時保育条例の一部改正についてを

議題とします。本案について委員長の報告を求めます。土居厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（土居美智子） ご報告申し上げます。去る6月8日の本会議におきまして、厚生常任委員会に付託されました議案第65号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第65号砥部町一時保育条例の一部改正については、使用料手数料等見直し基準に基づき、一時保育料の減免規定を新たに設けるもので、10月1日から施行するものであります。よって、議案第65号は適切な改正がなされており、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（栗林政伸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
[討論なし]

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。  
議案第65号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。  
[「異議なし」の声あり]

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第65号砥部町一時保育条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第18 議案第66号 砥部町老人福祉施設等利用条例の一部改正について
(厚生常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（栗林政伸） 日程第18議案第66号砥部町老人福祉施設等利用条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。土居厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（土居美智子） ご報告申し上げます。去る6月8日の本会議におきまして、厚生常任委員会に付託されました議案第66号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第66号砥部町老人福祉施設等利用条例の一部改正については、条文中、「砥部町老人生きがいの家等」を「砥部町老人生きがいの家」に、「老人福祉施設」を「老人福祉施設等」に用語の改正を行うものと、使用料手数料等見直し基準に基づく原価計算の結果、時間帯ごとの老人福祉施設使用料の別表を削除し、条文中で1時間当たりの使用料を明記するものであります。よって、議案第66号は、適切な改正がなされており、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（栗林政伸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。
[質疑なし]

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
[討論なし]

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。

議案第66号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第66号砥部町老人福祉施設等利用条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第19 議案第67号 砥部町国民健康保険診療所条例の一部改正について  
(厚生常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（栗林政伸） 日程第19議案第67号砥部町国民健康保険診療所条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。土居厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（土居美智子） ご報告申し上げます。去る6月8日の本会議におきまして、厚生常任委員会に付託されました議案第67号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第67号砥部町国民健康保険診療所条例の一部改正については、使用料手数料等見直し基準に基づく原価計算の結果、一般健康診断書1通1,050円を1,570円に改正するものと、減免規定の字句を改正するもので10月1日から施行するものがあります。よって、議案第67号は、適切な改正がなされており、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（栗林政伸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
〔質疑なし〕

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありますか。  
〔討論なし〕

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。  
議案第67号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。  
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第67号砥部町国民健康保険診療所条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第20 議案第68号 砥部町環境基本条例の一部改正について
(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（栗林政伸） 日程第20議案第68号砥部町環境基本条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。中島産業建設常任委員長。

○産業建設委員長（中島博志） ご報告申し上げます。去る6月8日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました議案第68号について、審査の結果をご報告申

し上げます。砥部町環境基本条例の一部改正については、附属機関等の機能の充実及び合理化等による行財政運営の効率化を図るとともに、町政への住民の参画及び公正で開かれた町政の実現を図るため、環境審議会の委員から砥部町議会議員を削除するもので、10月3日から施行するものであります。よって、議案第68号は、適切な措置がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定致しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（栗林政伸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。
[質疑なし]

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
[討論なし]

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。
議案第68号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
[「異議なし」の声あり]

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第68号砥部町環境基本条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第21 議案第69号 砥部町陶芸作業場条例の一部改正について  
(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（栗林政伸） 日程第21 議案第69号砥部町陶芸作業場条例の一部改正についてを議題とします。本案について、委員長の報告を求めます。中島産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（中島博志） ご報告申し上げます。去る6月8日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました議案第69号について、審査の結果をご報告申し上げます。砥部町陶芸作業場条例の一部改正については、使用料手数料等見直し基準に基づく原価計算の結果、規則で定めていた貸借料を条例で定めるもので、第1作業所から第3作業所まで月額10,000円から15,000円に改正するもので、10月1日から施行するものであります。よって、議案第69号は、適切な措置がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定致しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（栗林政伸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
[討論なし]

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。  
議案第69号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり

決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第69号砥部町陶芸作業場条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第22 議案第70号 砥部町砥部焼伝統産業会館条例の一部改正について
(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（栗林政伸） 日程第22議案第70号砥部町砥部焼伝統産業会館条例の一部改正についてを議題とします。本案について、委員長の報告を求めます。中島産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（中島博志） ご報告申し上げます。去る6月8日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました議案第70号について、審査の結果をご報告申し上げます。砥部町砥部焼伝統産業会館条例の一部改正については、使用料手数料等見直し基準に基づく原価計算の結果、時間帯ごとの使用料から1時間当たりの使用料に改めるものと、減免規定の見直しを行うもので、10月1日から施行するものであります。よって、議案第70号は、適切な措置がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定致しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（栗林政伸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
〔質疑なし〕

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありますか。
〔討論なし〕

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。
議案第70号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第70号砥部町砥部焼伝統産業会館条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第23 議案第71号 砥部町峡の館条例の一部改正について  
(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（栗林政伸） 日程第23議案第71号砥部町峡の館条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。中島産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（中島博志） ご報告申し上げます。去る6月8日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました議案第71号について、審査の結果をご報告申し上げます。砥部町峡の館条例の一部改正については、使用料手数料等見直し基準に

基づく原価計算の結果、時間帯ごとの使用料から1時間当たりの使用料に改めるもので、10月1日から施行するものです。よって、議案第71号は、適切な措置がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定致しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（栗林政伸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
[討論なし]

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。議案第71号の採決を行います。  
本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。  
[「異議なし」の声あり]

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第71号砥部町峡の館条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第24 議案第72号 砥部町有建設機械条例の一部改正について (産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（栗林政伸） 日程第24議案第72号砥部町有建設機械条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。中島産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（中島博志） ご報告申し上げます。去る6月8日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました議案第72号について、審査の結果をご報告申し上げます。砥部町有建設機械条例の一部改正については、使用料手数料等見直し基準に基づき、新たに減免規定を設けるものです。よって、議案第72号は、適切な措置がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（栗林政伸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。
[質疑なし]

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
[討論なし]

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。
議案第72号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
[「異議なし」の声あり]

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第72号砥部町有建設機械条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 2 5 議案第 7 3 号 砥部町休養観光施設条例の廃止について

(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(栗林政伸) 日程第 2 5 議案第 7 3 号砥部町休養観光施設条例の廃止についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。中島産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長(中島博志) ご報告申し上げます。去る 6 月 8 日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました議案第 7 3 号について、審査の結果をご報告申し上げます。砥部町休養観光施設条例の廃止については、権現山休憩所及び長曾池休憩所の老朽化が進み危険となったため、施設の廃止をするものであります。よって、議案第 7 3 号は、適切な措置がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長(栗林政伸) 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
[質疑なし]

○議長(栗林政伸) 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長(栗林政伸) 討論なしと認めます。

議案第 7 3 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(栗林政伸) 異議なしと認めます。よって、議案第 7 3 号砥部町休養観光施設条例の廃止については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 2 6 議案第 7 4 号 砥部町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の締結について

(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(栗林政伸) 日程第 2 6 議案第 7 4 号砥部町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の締結についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。中島産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長(中島博志) ご報告申し上げます。去る 6 月 8 日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました議案第 7 4 号について、審査の結果をご報告申し上げます。砥部町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の締結については、概算事業費 2 6 億 5 千万円で、日本下水道事業団と公共下水道砥部浄化センターの建設工事委託協定を締結するもので、必要な契約と認められます。よって、議案第 7 4 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（栗林政伸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
[質疑なし]

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありますか。
[討論なし]

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。
議案第74号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
[「異議なし」の声あり]

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第74号砥部町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の締結については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第27 議案第75号 平成19年度砥部町一般会計補正予算（第1号）

日程第28 議案第76号 平成19年度砥部町老人保健特別会計補正予算  
（第1号）

日程第29 議案第77号 平成19年度砥部町とべの館特別会計補正予算（第1号）

日程第30 議案第78号 平成19年度砥部町水道事業会計補正予算（第1号）  
（所管常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（栗林政伸） 日程第27議案第75号から日程第30議案第78号までの平成19年度補正予算に関する4件を一括議題とします。本案について委員長の報告を求めます。土居厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（土居美智子） ご報告申し上げます。去る6月8日の本会議におきまして、厚生常任委員会に付託されました議案第75号、76号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第75号 平成19年度砥部町一般会計補正予算第1号のうち当委員会に所管する項目について、国民健康保険総務費では、高額療養費貸付金400万円の増額を、老人保健総務費では、特別会計への繰出金434万7千円の増額を、児童措置費では児童手当の改正により扶助費2,105万円の増額を、健康づくり推進費では、地域の健康運動推進事業費30万円を補正しております。次に、議案第76号平成19年度砥部町老人保健特別会計補正予算第1号については、18年度実績に基づき支払基金交付金、国庫補助金の超過受入額を精算償還する費用434万7千円を補正するもので、その財源は、一般会計からの繰入金で賄っております。以上、議案第75号、76号の2議案については、いずれも適切な補正がなされており、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（栗林政伸） 中島産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（中島博志） ご報告申し上げます。去る6月8日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました補正予算3件について、審査の結果をご報告申し上げます。始めに、議案第75号一般会計補正予算第1号のうち、当委員会に所管する項目について主なものは、生活環境費では、重光及び総津の集会所整備事業費補助金154万9千円を、商工費では、砥部焼シンボルモニュメント設置工事費1,220万3千円、農村工芸体験館の施設改修工事費117万2千円を、土木費では、八倉地区新設道路土地調査測量業務委託料209万6千円など、いずれも、必要経費の補正をするものであります。次に、議案第77号平成19年度砥部町とべの館特別会計補正予算第1号については、館運営費で、インターネット環境整備及びレジスターの買い替え費用91万円、とべ動物園動物サポーター制度寄附金5万円を補正するもので、財源は、売店売上金を充当しています。次に、議案第78号平成19年度砥部町水道事業会計補正予算第1号について主なものは、資本的支出で、重光町営住宅跡地内配水管布設替設計委託及び工事請負費275万円、八倉下水道処理場用地前消火栓設置工事費100万円の補正をしています。いずれも、必要な補正をするものであります。よって、議案第75・77・78号の3件については、いずれも適切な補正がなされており、原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で、委員長報告を終わります。

○議長（栗林政伸） 井上総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（井上洋一） ご報告申し上げます。去る6月8日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました議案第75号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第75号平成19年度砥部町一般会計補正予算第1号のうち、当委員会に所管する項目の主なものは、財産管理費で文化会館駐車場整備及び看板設置費用45万2千円を、統計調査費で、国勢調査等費用の内示に伴い58万1千円の減額を、消防施設費で、13分団消防車庫詰所新築工事設計委託費136万5千円の増額を、教育費の遠距離通学費で、路線バスの廃止に伴い扶助費41万8千円の増額を、小学校費でハートなんでも相談員設置事業費84万円を、中学校費でスクールカウンセラー配置に伴い、ハートなんでも相談員設置事業費48万円の減額を、文化振興費で砥部小学校で実施するえひめこども文化体験事業費31万5千円を補正するものであります。歳入については、国県支出金、寄付金、諸収入、繰越金を充当しています。以上、議案第75号については、適切な予算補正と認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（栗林政伸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。討論、採決については1件ずつ行います。

議案第75号平成19年度砥部町一般会計補正予算第1号について討論を行います。討論はありませんか

[討論なし]

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。

議案第75号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり

決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第75号平成19年度砥部町一般会計補正予算第1号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第76号平成19年度砥部町老人保健特別会計補正予算第1号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。

議案第76号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第76号平成19年度砥部町老人保健特別会計補正予算第1号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第77号平成19年度砥部町とべの館特別会計補正予算第1号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。

議案第77号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第77号平成19年度砥部町とべの館特別会計補正予算第1号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第78号平成19年度砥部町水道事業会計補正予算第1号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。

議案第78号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第78号平成19年度砥部町水道事業会計補正予算第1号は、委員長の報告のとおり可決されました。

ここで暫く休憩します。休憩時間を利用して、議会運営委員会と全員協議会を開催したいと思います。

休憩 午前10時54分

再開 午後 1時30分

日程第31 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
(説明、答申)

○議長(栗林政伸) 日程第31 諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。提案者の説明を求めます。中村町長。

○町長(中村剛志) 諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。次の者を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求める。平成19年6月15日提出。砥部町長中村剛志。住所、伊予郡砥部町宮内1885番地65。氏名、新名静夫。生年月日、昭和16年11月20日。提案理由、森岡春夫委員は、平成19年9月30日をもって任期が満了するので、その後任の委員を推薦するため提案するものである。どうぞよろしくお願ひします。

○議長(栗林政伸) おはかりします。本件は、お手元にお配りしました意見のとおり答申したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(栗林政伸) 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、お手元にお配りしました意見のとおり、答申することに決定しました。

日程第32 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
(説明、答申)

○議長(栗林政伸) 日程第32 諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。提案者の説明を求めます。中村町長。

○町長(中村剛志) 諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。次の者を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求める。平成19年6月15日提出。砥部町長中村剛志。住所、伊予郡砥部町麻生393番地。氏名、佐野洋子。生年月日、昭和26年5月27日。提案理由、関健二委員は、平成19年9月30日をもって任期が満了するので、その後任の委員を推薦するため提案するものである。よろしくお願ひします。

○議長(栗林政伸) おはかりします。本件は、お手元にお配りしました意見のとおり答申したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(栗林政伸) 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、お手元にお配りしました意見のとおり、答申することに決定しました。

日程第33 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
(説明、答申)

○議長(栗林政伸) 日程第33 諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。提案者の説明を求めます。中村町長。

○町長(中村剛志) 諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。次の者を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求める。平成19年6月15日提出。砥部町長中村剛志。住所、伊予郡砥部町外山84番地。氏名、前田公子。生年月日、昭和21年1月14日。提案理由、亀田美保子委員は、平成19年9月30日をもって任期が満了するので、その後任の委員を推薦するため提案するものである。以上です。よろしくお願ひします。

○議長(栗林政伸) おはかりします。本件は、お手元にお配りしました意見のとおり答申したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(栗林政伸) 異議なしと認めます。

よって、諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、お手元にお配りしました意見のとおり、答申することに決定しました。

日程第34 請願第1号 労働法制の拡充の意見書採択を求める請願について  
(総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(栗林政伸) 日程第34 請願第1号労働法制の拡充の意見書採択を求める請願についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。井上総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長(井上洋一) ご報告申し上げます。去る6月7日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました請願第1号について、審査の結果をご報告申し上げます。労働法制の拡充の意見書採択を求める請願については、国政レベルの問題であり、本町行政の権限、議会の権限事項に属さない事項であります。よって、請願第1号は、不採択とすることに決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長(栗林政伸) 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長(栗林政伸) 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長(栗林政伸) 討論なしと認めます。

請願第1号の採決を行います。請願第1号に対する委員長の報告は、不採択です。報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(栗林政伸) 異議なしと認めます。よって、請願第1号労働法制の拡充の意見書

採択を求める請願については、不採択とすることに決定しました。

~~~~~

日程第35 請願第2号 公共サービスの安易な民間開放に反対し、国民生活の「安心・安全」の確立を求める請願について

(総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(栗林政伸) 日程第35請願第2号公共サービスの安易な民間開放に反対し、国民生活の「安心・安全」の確立を求める請願についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。井上総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長(井上洋一) ご報告申し上げます。去る6月7日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました請願第2号について、審査の結果をご報告申し上げます。公共サービスの安易な民間開放に反対し、国民生活の「安心・安全」の確立を求める請願については、昨年、創意と工夫で、より効率的で質の高い公共サービスの提供を目指して、公共サービス改革法が施行されております。このことについて、地方の行財政改革の一環として検討していく事は、住民にとって有益なことでありますが、請願事項はそれに反する内容であります。よって、請願第2号は、不採択とすることに決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長(栗林政伸) 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。
[質疑なし]

○議長(栗林政伸) 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。
[討論なし]

○議長(栗林政伸) 討論なしと認めます。

請願第2号の採決を行います。請願第2号に対する委員長の報告は、不採択です。報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(栗林政伸) 異議なしと認めます。よって、請願第2号公共サービスの安易な民間開放に反対し、国民生活の「安心・安全」の確立を求める請願については、不採択とすることに決定しました。

~~~~~

日程第36 請願第3号 「核兵器全面禁止・廃絶国際条約締結を求める意見書」採択についての請願について

(総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(栗林政伸) 日程第36請願第3号「核兵器全面禁止・廃絶国際条約締結を求める意見書」採択についての請願についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。井上総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長(井上洋一) ご報告申し上げます。去る6月7日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました請願第3号について、審査の結果をご報告

申し上げます。「核兵器全面禁止・廃絶国際条約締結を求める意見書」採択についての請願については、国政レベルの問題ではありますが、調査検討の必要があります。よって、請願第3号は継続審査とすることに決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（栗林政伸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。  
[討論なし]

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。

請願第3号の採決を行います。請願第3号に対する委員長の報告は、継続審査です。報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、請願第3号「核兵器全面禁止・廃絶国際条約締結を求める意見書」採択についての請願については、継続審査とすることに決定しました。

~~~~~

日程第37 平成18年陳情第7号 国民の食糧と健康、農業を守る陳情について
(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（栗林政伸） 日程第37平成18年陳情第7号国民の食糧と健康、農業を守る陳情についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。中島産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（中島博志） ご報告申し上げます。去る平成18年12月7日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託され継続審査となっておりました平成18年陳情第7号について、審査の結果をご報告申し上げます。国民の食糧と健康、農業を守る陳情事項については、国政レベルの問題ではありますが、地域農業の発展にとって重要な課題であります。よって、平成18年陳情第7号は採決の結果、趣旨採択とすることに決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（栗林政伸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。
[質疑なし]

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。
[討論なし]

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。

平成18年陳情第7号の採決を行います。平成18年陳情第7号に対する委員長の報告は趣旨採択です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、平成18年陳情第7号国民の食糧と健康、農業を守る陳情については、趣旨採択とすることに決定しました。

日程第38 陳情第1号 トンネルじん肺根絶の根本的な対策を求める意見書の提出に関する陳情について

(総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(栗林政伸) 日程第38陳情第1号トンネルじん肺根絶の根本的な対策を求める意見書の提出に関する陳情についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。井上総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長(井上洋一) ご報告申し上げます。去る3月8日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託され継続審査となっておりました陳情第1号トンネルじん肺根絶の根本的な対策を求める意見書提出に関する陳情について、審査の結果をご報告申し上げます。トンネルじん肺問題については、司法権の問題で現在訴訟中の案件であります。最近の動向として企業側と和解が成立するケースも出ており、国側も原告側と和解を目指す方針を固めて調整を進めている状況にあります。よって、陳情第1号は、趣旨採択とすることに決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長(栗林政伸) 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。
[質疑なし]

○議長(栗林政伸) 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。
[討論なし]

○議長(栗林政伸) 討論なしと認めます。

陳情第1号の採決を行います。陳情第1号に対する委員長の報告は、趣旨採択です。報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(栗林政伸) 異議なしと認めます。よって、陳情第1号トンネルじん肺根絶の根本的な対策を求める意見書の提出に関する陳情については、趣旨採択とすることに決定しました。

日程第39 陳情第2号 非核平和行政に関する陳情について

(総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(栗林政伸) 日程第39陳情第2号非核平和行政に関する陳情についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。井上総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長(井上洋一) ご報告申し上げます。去る6月7日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました陳情第2号について、審査の結果をご報告申し上げます。非核平和行政に関する陳情については、既に実施している内容もありますが、多くが本町行政の権限、議会の権限事項に属さない国政レベルの問題であります。よって、陳情第2号は不採択とすることに決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長(栗林政伸) 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。

陳情第2号の採決を行います。陳情第2号に対する委員長の報告は、不採択です。報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、陳情第2号非核平和行政に関する陳情については、不採択とすることに決定しました。

~~~~~

#### 日程第40 議員派遣の件について

○議長（栗林政伸） 日程第40議員派遣の件についてを議題とします。まず、道州制と議員の役割についての研修のため、7月10日に松山市のにぎたつ会館で開催される、平成19年度第1回町議会議員研修会に全議員を派遣し、また、議会だより編集技術の向上のため、8月29、30日に東京都シェンバツハ砂防会館で開催される町村議会広報研修会に議会広報調査特別委員会委員を派遣したいと思います。

続きまして、委員会研修について、委員長の説明を求めます。井上洋一総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（井上洋一） 総務文教常任委員会の研修日程が決まりましたので、ご報告申し上げます。7月25日から27日の間、市民と行政の約束制度の調査のため三重県名張市に、生涯学習のまち宣言の調査のため、和歌山県紀の川市で委員会研修を実施する予定であります。これのご承認をよろしくお願いいたします。

○議長（栗林政伸） 議員派遣の件については、砥部町議会会議規則第119条の規定により、派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、派遣することに決定しました。

おはかりします。ただ今中村町長から議案第79号19学校第1号麻生小学校体育館耐震補強等整備工事請負契約の締結についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として、議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。議案第79号を日程に追加し、追加日程第1として、議題とすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第1 議案第79号 19学校第1号麻生小学校体育館耐震補強等整備工事請負契約の締結について
(説明、質疑、討論、採決)

○議長(栗林政伸) 追加日程第1議案第79号19学校第1号麻生小学校体育館耐震補強等整備工事請負契約の締結についてを議題とします。本案について説明を求めます。松下監理財政課長。

○監理財政課長(松下行吉) 議案第79号についてご説明いたします。19学校第1号麻生小学校体育館耐震補強等整備工事請負契約の締結について。次のとおり工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めます。平成19年6月15日提出。砥部町長中村剛志。契約の目的は、ここにありますように、麻生小学校体育館耐震補強等整備工事でございます。契約の方法は、一般競争入札でございました。契約金額は、1億332万円、内消費税及び地方消費税の額492万円でございます。契約の相手方でございますが、松山市久万ノ台693番地1。堀田建設株式会社松山支店、取締役支店長 浜本祐作。提案理由でございますが、砥部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、提案するものでございます。なお、本工事の契約金額は、予定価格の78.1%。工事の期間は、9月20日までを予定しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(栗林政伸) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
[質疑なし]

○議長(栗林政伸) 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありますか。
[討論なし]

○議長(栗林政伸) 討論なしと認めます。議案第79号の採決を行います。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
[「異議なし」の声あり]

○議長(栗林政伸) 異議なしと認めます。よって、議案第79号19学校第1号麻生小学校体育館耐震補強等整備工事請負契約の締結については可決されました。

おはかりします。各委員長より、閉会中の継続調査の申し出がありましたので、次期定例会の会期日程等、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会に、常任委員会の所管事務等の調査事項については、所管の常任委員会に、特別委員会の調査事項については、特別委員会に、それぞれ付託し、閉会中の継続調査とすることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(栗林政伸) 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の議事日程は、すべて終了しました。会議を閉じます。町長あいさつをお願いします。中村町長。

○町長（中村剛志） 閉会にあたり、一言お礼を申し上げます。議員の皆様には、終始熱心にご審議をいただき、全議案をご議決ご承認くださいましたことに対し、心からお礼を申し上げます。会期中にいただきました、貴重なご意見、ご提案につきましては、十分検討をさせていただき、これからの町政運営、行政事務遂行に生かして参りたいと考えておりますので、ご指導ごべんたつを賜りますようお願い申し上げます。これからますます厳しい暑さに向いますが、くれぐれもお身体をご自愛の上、町政進展、地域発展にご活躍を賜りますようお願い申し上げまして、お礼のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（栗林政伸） 以上をもって、平成19年第2回砥部町議会定例会を閉会します。

閉会 午後1時53分

地方自治法第123条の規定により、会議の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

砥部町議会議長

議員

議員